

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文

目次

一	資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）	1
二	中小企業等協同組合法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）	53
三	農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）	54
四	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）	60
五	信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百十二号）	67
六	預金保険法施行令（昭和四十六年政令第一百一十号）	104
七	特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）	106
八	銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）	112
九	協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）	142
十	労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）	177
十一	貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号）	195
十二	預託等取引に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百四十号）	196
十三	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）	198
十四	水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）	199
十五	保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）	204
十六	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）	211
十七	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）	218

十八	金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）	221
十九	農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）	226
二十	金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）	229
二十一	信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）	231
二十二	株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）	234
二十三	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）	236
二十四	無尽業法施行令（平成二十一年政令第三百七号）	249
二十五	特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）	251
二十六	金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）	252
二十七	金融庁設置法第四条第一項第三号ケに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）	256

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条</u>—<u>第二条</u>の二）</p> <p>第二章 （略）</p> <p>第三章 資金移動（<u>第十二条</u>の二—<u>第十九条</u>の二）</p> <p>第三章の二 電子決済手段等（<u>第十九条</u>の三—<u>第二十条</u>）</p> <p>第三章の三 暗号資産（<u>第二十条</u>の二・<u>第二十条</u>の三）</p> <p>第四章 為替取引分析（<u>第二十条</u>の四）</p> <p>第四章の二 資金清算（<u>第二十一条</u>・<u>第二十二条</u>）</p> <p>第五章・第六章 （略）</p> <p>第七章 雑則（<u>第二十八条</u>—<u>第三十二条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「前払式支払手段発行者」、「資金移動業」、「資金移動業者」、「電子決済手段」、「物品等」、「電子決済手段等取引業」、「電子決済手段等取引業者」、「外国電子決済手段等取引業者」、「暗号資産」、「暗号資産交換業」、「暗号資産交換業者」、「為替取引分析業」、「資金清算業」、「認定資金決済事業者協会」、「指定紛争解決機</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条</u>・<u>第二条</u>）</p> <p>第二章 （略）</p> <p>第三章 資金移動（<u>第十二条</u>の二—<u>第二十条</u>）</p> <p>第三章の二 暗号資産（<u>第二十条</u>の二・<u>第二十条</u>の三）</p> <p>第四章 資金清算（<u>第二十一条</u>・<u>第二十二条</u>）</p> <p>第五章・第六章 （略）</p> <p>第七章 雑則（<u>第二十八条</u>—<u>第三十一条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「前払式支払手段発行者」、「資金移動業」、「資金移動業者」、「暗号資産」、「暗号資産交換業」、「暗号資産交換業者」、「暗号資産交換業者」、「資金清算業」、「認定資金決済事業者協会」、「指定紛争解決機関」、「紛争解決等業務」、「信託会社等」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払</p>

関」、「紛争解決等業務」、「信託会社等」、「特定信託会社」、「銀行等」又は「銀行法等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、資金移動業、資金移動業者、電子決済手段、物品等、電子決済手段等取引業、電子決済手段等取引業者、外国電子決済手段等取引業者、暗号資産、暗号資産交換業、暗号資産交換業者、為替取引分析業、資金清算業、認定資金決済事業者協会、指定紛争解決機関、紛争解決等業務、信託会社等、特定信託会社、銀行等又は銀行法等をいう。

（為替取引分析業に係る金融機関等）

第二条 法第二条第十八項に規定する政令で定める者は、銀行等とする。

（特定信託会社）

第二条の二 法第二条第二十七項に規定する政令で定めるものは、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項に規定する信託会社又は同条第六項に規定する外国信託会社とする。

（発行者との密接な関係）

第三条 法第三条第四項に規定する政令で定める密接な関係は、

手段発行者、資金移動業、資金移動業者、暗号資産、暗号資産交換業、暗号資産交換業者、資金清算業、認定資金決済事業者協会、指定紛争解決機関、紛争解決等業務、信託会社等又は銀行等をいう。

第二条 削除

（新設）

（発行者との密接な関係）

第三条 法第三条第四項に規定する政令で定める密接な関係は、

次に掲げる関係とする。

一 前払式支払手段（法第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。以下この章において同じ。）を発行する者（以下この項及び次条第四項第一号において「発行者」という。）が個人である場合におけるその者の親族である関係

二～四 （略）

五 発行者が行う物品等の給付又は役務の提供と密接不可分な物品等の給付又は役務の提供を同時に又は連続して行う者がある場合における当該者と当該発行者との関係（前各号に掲げる関係に該当するものを除く。）

2・3 （略）

（適用除外となる前払式支払手段）

第四条 法第四条第一号に規定する政令で定めるものは、第一号から第三号までに掲げる証券その他の物（以下この条において「証券等」という。）又は第四号に掲げる番号、記号その他の符号とする。

一～三 （略）

四 前三号に掲げる証券等と同等の機能を有する番号、記号その他の符号（その発行する者又は当該発行する者が指定する者による利用者に対する物品等の給付又は役務の提供が、発行する者又は当該発行する者が指定する者の使用に係る電子

次に掲げる関係とする。

一 前払式支払手段（法第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。以下この章において同じ。）を発行する者（以下この項において「発行者」という。）が個人である場合におけるその者の親族である関係

二～四 （略）

五 発行者が行う物品の給付又は役務の提供と密接不可分な物品の給付又は役務の提供を同時に又は連続して行う者がある場合における当該者と当該発行者との関係（前各号に掲げる関係に該当するものを除く。）

2・3 （略）

（適用除外となる前払式支払手段）

第四条 法第四条第一号に規定する政令で定めるものは、第一号から第三号までに掲げる証券その他の物（以下この条において「証券等」という。）又は第四号に掲げる番号、記号その他の符号とする。

一～三 （略）

四 前三号に掲げる証券等と同等の機能を有する番号、記号その他の符号（その発行する者又は当該発行する者が指定する者による利用者に対する物品の給付又は役務の提供が、発行する者又は当該発行する者が指定する者の使用に係る電子計

計算機と利用者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて行われる場合に利用されるものを除く。）

2 5 (略)

(純資産額の下限等)

第五条 法第十条第一項第二号イに規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 法第十条第一項の登録申請者が次に掲げる基準のいずれにも該当する場合 零

イハ (略)

ニ その発行する前払式支払手段の未使用残高（法第三条第一項第一号の前払式支払手段に係る代価の弁済に充てることができる金額及び同項第二号の前払式支払手段に係る給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量を金銭に換算した金額の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。）から法第十四条第一項の規定により供託をした発行保証金の金額並びに法第十五条及び第十六条第一項の規定により供託をしないことができる金額を控除した金額に相当する金額以上の金額の預貯金が当該登録申請者を名義人とする口座において保有される

計算機と利用者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて行われる場合に利用されるものを除く。）

2 5 (略)

(純資産額の下限等)

第五条 法第十条第一項第二号イに規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 法第十条第一項の登録申請者が次に掲げる基準のいずれにも該当する場合 零

イハ (略)

ニ その発行する前払式支払手段の未使用残高（法第三条第一項第一号の前払式支払手段に係る代価の弁済に充てることができる金額及び同項第二号の前払式支払手段に係る給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量を金銭に換算した金額の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。）から法第十四条第一項の規定により供託をした発行保証金の金額並びに法第十五条及び第十六条第一項の規定により供託をしないことができる金額を控除した金額に相当する金額以上の金額の預貯金が当該登録申請者を名義人とする口座において保有されるこ

ことが当該登録申請者の定める規則に記載されていること。

ホ (略)

三 (略)

2 (略)

(発行保証金の取戻しができる場合の区分及び取戻可能額等)

第九条 法第十四条第一項若しくは第二項又は第十七条の規定により発行保証金（法第十四条第三項の規定により供託した債券（同項に規定する内閣府令で定める債券をいう。第十一条第八項において同じ。）を含む。以下この条及び第十一条第五項において同じ。）を供託した者又はその承継人（以下この条において「供託者」と総称する。）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の発行保証金を取り戻すことができる。

一・二 (略)

三 法第三十一条第一項の権利（以下この号、次号、第三項及び第十一条において「権利」という。）の実行の手続が終了した場合であつて、当該権利の実行の手続が終了した日における未使用残高（同日においてなお存する法第三条第一項第一号の前払式支払手段に係る代価の弁済に充てることができる金額及び同項第二号の前払式支払手段に係る給付又は提供

とが当該登録申請者の定める規則に記載されていること。

ホ (略)

三 (略)

2 (略)

(発行保証金の取戻しができる場合の区分及び取戻可能額等)

第九条 法第十四条第一項若しくは第二項又は第十七条の規定により発行保証金（法第十四条第三項の規定により供託した債券（同項に規定する内閣府令で定める債券をいう。第十一条第八項において同じ。）を含む。以下この条及び第十一条第五項において同じ。）を供託した者又はその承継人（以下この条において「供託者」と総称する。）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の発行保証金を取り戻すことができる。

一・二 (略)

三 法第三十一条第一項の権利（以下この号、次号、第三項及び第十一条において「権利」という。）の実行の手続が終了した場合であつて、当該権利の実行の手続が終了した日における未使用残高（同日においてなお存する法第三条第一項第一号の前払式支払手段に係る代価の弁済に充てることができる金額及び同項第二号の前払式支払手段に係る給付又は提供

を請求することができる物品等又は役務の数量を金銭に換算した金額の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。次号において同じ。)が千万円以下であるとき 供託されている発行保証金の額から当該権利の実行の手続に要した費用の額を控除した残額

四 (略)

2 法第十八条第四号に規定する政令で定める場合は、法第二十条第一項の規定による払戻しの手続が終了した場合とし、供託者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の発行保証金を取り戻すことができる。

一 当該払戻しの手続が終了した日における未使用残高(同日においてなお存する法第三条第一項第一号の前払式支払手段に係る代価の弁済に充てることができる金額及び同項第二号の前払式支払手段に係る給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量を金銭に換算した金額の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。次号において同じ。)が千万円以下である場合 供託されている発行保証金の全額

二 (略)

3 (略)

を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。次号において同じ。)が千万円以下であるとき 供託されている発行保証金の額から当該権利の実行の手続に要した費用の額を控除した残額

四 (略)

2 法第十八条第四号に規定する政令で定める場合は、法第二十条第一項の規定による払戻しの手続が終了した場合とし、供託者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の発行保証金を取り戻すことができる。

一 当該払戻しの手続が終了した日における未使用残高(同日においてなお存する法第三条第一項第一号の前払式支払手段に係る代価の弁済に充てることができる金額及び同項第二号の前払式支払手段に係る給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量を金銭に換算した金額の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。次号において同じ。)が千万円以下である場合 供託されている発行保証金の全額

二 (略)

3 (略)

（前払式支払手段発行者が電子公告により前払式支払手段の払戻しの公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第九条の二 法第二十条第二項の規定による公告を電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。）によりする場合について、法第二十条第三項及び第四項において会社法の規定を準用する場合における同条第三項及び第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第九百四十条第三項	(略)	(略)

（特定信託会社が特定資金移動業を営む場合について適用する法の規定の読替え）

第十二条の三 法第三十七条の二第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
定	句	

（前払式支払手段発行者が電子公告により前払式支払手段の払戻しの公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第九条の二 法第二十条第二項の規定による公告を電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。）によりする場合について、法第二十条第三項及び第四項において会社法の規定を準用する場合における同条第三項及び第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第九百四十条第三項（各号を除く。）	(略)	(略)

（新設）

第五十三条第一項	事業年度	事業年度（信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社である特定信託会社にあつては、毎年四月から翌年三月までの期間）
----------	------	-----------------------------------------------------------

（業務実施計画の認可を受けなければならない資金移動の額）

第十二条の四 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第四十条の二第一項に規定する少額として政令で定める額は、百万円に相当する額とする。

（新設）

（債務の履行の完了が求められる場合）

第十二条の五 法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第六十二条第一項に規定する政令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

（新設）

一 信託業法第七条第三項（同法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の登録の更新がされなかつたとき。

二 信託業法第四十四条第一項の規定により同法第三条の免許

が取り消されたとき。

三 信託業法第四十五条第一項の規定により同法第七条第一項の登録が取り消されたとき。

四 信託業法第四十六条第一項（同法第六十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により同法第三条若しくは第五十三条第一項の免許又は同法第七条第一項若しくは第五十四条第一項の登録がその効力を失ったとき。

五 信託業法第五十九条第一項の規定により同法第五十三条第一項の免許が取り消されたとき。

六 信託業法第六十条第一項の規定により同法第五十四条第一項の登録が取り消されたとき。

（電子決済手段を発行する特定信託会社が電子決済手段等取引業を行う場合について適用する法の規定の読替え）

第十二条の六 法第三十七条の二第二項の規定により適用する法第六十二条の八第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十二条の十九	事業年度	事業年度（外国信

（新設）

<p>第六十二条の二十 五第六項及び第七 項</p>	<p>外国電子決済手段 等取引業者</p>	<p>外国信託会社</p>	<p>第一項 託会社（信託業法 第二条第六項に規 定する外国信託会 社をいう。第六十 二条の二十五第六 項及び第七項にお いて同じ。）にあ つては、毎年四月 から翌年三月まで の期間）</p>
------------------------------------	---------------------------	---------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（資金移動業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者）

第十三条 法第四十条第一項第十一号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法人が法第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により法第六十二条の三の登録を取り消され、法第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により法第六十三条の

（資金移動業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者）

第十三条 法第四十条第一項第十号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法人が法第八十二条第一項又は第二項の規定により法第六十四条第一項の免許を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与

二十三の許可を取り消され、又は法第八十二条第一項若しくは第二項の規定により法第六十四条第一項の免許を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

二 法人が法第三十七条の第二項の規定により読み替えて適用する法第五十六条第一項の規定による特定資金移動業（法第三十六条の二第四項に規定する特定資金移動業をいう。以下同じ。）の廃止の命令を受け、又は法第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する法第六十二条の二十二第二項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者であつた者でその命令の日から五年を経過しない者

三 法人が銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の五十六

、監査役、理事又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

（新設）

二 法人が銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五

第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消され、又は同法第五十二条の六十の二十三第一項若しくは第三項の規定により同法第五十二条の六十の三の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役（同法第四十七条第二項の規定により取締役とみなされる国内における代表者を含む。）、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

四 (略)

五 法人が信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の第二項の許可を取り消され、又は同法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十の二十三第一項若しくは第三項の規定により信用金庫法第八十五条の三第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

六 (略)

七 法人が中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十八

十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役（同法第四十七条第二項の規定により取締役とみなされる日本における代表者を含む。）、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

三 (略)

四 法人が信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

五 (略)

六 法人が中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十八

一号) 第六十六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号) 第六十六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、協同組合による金融事業に関する法律第六十六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六十六条の三第一項の許可を取り消され、又は同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の六十の二十三第一項若しくは第三項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六十六条の四の三第一項の登録を取り消された場合において、その取消の日(解散命令の場合にあつては、当該解散命令がなされた日。以下この号から第十号までにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消の日から五年を経過しない者

八十一 (略)

十二 法人が金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一百号) 第三十八条第一項(第三号から第五号までを除く。)の規定により同法第十二条の登録(同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。第十号において同じ。)を取り消された場合において、その取消の日前三十日以内にその法人の役員(同法第十五条第一号に規定する役員をいう。第二十八号において同じ。)で

一号) 第六十六条第二項の規定により解散を命ぜられ、若しくは協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号) 第六十六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項の許可を取り消され、又は同法第六十六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六十六条の三第一項の許可を取り消された場合において、その取消の日(解散命令の場合にあつては、当該解散命令がなされた日。以下この号から第九号までにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消の日から五年を経過しない者

七十一 (略)

十一 法人が金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第一百号) 第三十八条第一項(第三号から第五号までを除く。)の規定により同法第十二条の登録(同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。第十号並びに第二十一条第十一号及び第十五号において同じ。)を取り消された場合において、その取消の日前三十日以内にその法人の役員(同法第十五条第一号に規定する役員

あつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

十三 法人が法、銀行法等又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている第一号若しくは第三号から前号までに規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、特定資金移動業若しくは電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令（当該命令に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を受け、又は解散を命ぜられた場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては当該更新の拒否の処分がなされた日とし、業務の廃止の命令の場合にあつては当該業務の廃止の命令がなされた日とし、解散命令の場合にあつては当該解散命令がなされた日とする。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつた者で当該取消しの日から五年を経過しない者

十四 （略）

十五 銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五

をいう。第二十七号並びに第二十一条第一号及び第二十七号において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

十二 法人が法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第一号から前号までに規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、又は解散を命ぜられた場合において、その取消しの日（解散命令の場合にあつては当該解散命令がなされた日とし、更新の拒否の場合にあつては当該更新の拒否の処分がなされた日とする。以下この号において同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

十三 （略）

十四 銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五

十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合、信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合、労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合、農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消された場合、水産業協同組合法第八十八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六十六条第一項の許可を取り消された場合又は農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合、信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合、労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合、農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消された場合、水産業協同組合法第八十八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六十六条第一項の許可を取り消された場合又は農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

十六 (略)

十七 銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている前三号に規定する認可、許可若しくは登録と同種類の認可、許可若しくは登録(当該認可、許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消の日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日)から五年を経過しない者

十八 法第六十三条の三十七第二項、第六十七条第三項又は第八十二条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は理事若しくは監事であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

十九 銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役(同法第四十七条第二項の規定により取締役とみなされる国内における代表者を含む。)、執行役、会計参与若しくは監査役又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

十五 (略)

十六 銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている前三号に規定する認可、許可若しくは登録と同種類の認可、許可若しくは登録(当該認可、許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消の日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日)から五年を経過しない者

十七 法第六十七条第三項又は第八十二条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は理事若しくは監事であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

十八 銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役(同法第四十七条第二項の規定により取締役とみなされる日本における代表者を含む。)、執行役、会計参与若しくは監査役又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十〇～二十一 (略)

二十三 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十四～二十八 (略)

二十九 法、銀行法等又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(資金移動業者が電子公告により資金移動業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の二 法第六十一条第三項の規定による公告を電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。)によりする場合について、法第六十一条第六項及び第七項(これらの規定を法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用

十九～二十一 (略)

二十二 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十三～二十七 (略)

二十八 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(資金移動業者が電子公告により資金移動業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第二十条 法第六十一条第三項の規定による公告を電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。)によりする場合について、法第六十一条第六項及び第七項において会社法の規定を準用する場合における同条第六項及び第七項の規定

する場合を含む。以下この条において同じ。）において会社法の規定を準用する場合における法第六十一条第六項及び第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第九百四十条第三項	の規定	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)	(略)	(略)	(略)

第三章の二 電子決済手段等

(電子決済手段等取引業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者)

第十九条の三 法第六十二条の六第一項第十二号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法人が法第五十六条第一項若しくは第二項の規定により法第三十七条の登録を取り消され、法第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により法第六十三条の二の登録を取り消され、法第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により法第六十三条の二十三の許可を取り消され、又は法第八十二条第一項若しくは第二項の規定により法第六十四条第

による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第九百四十条第三項(各号を除く。)	の規定	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)	(略)	(略)	(略)

(新設)

(新設)

一項の免許を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

- 二 第十三条各号（第一号及び第十三号を除く。）に掲げる者に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている第十三条第三号から第十二号まで若しくは本条第一号に規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、特定資金移動業若しくは電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令（当該命令に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を受け、又は解散を命ぜられた場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては当該更新の拒否の処分がなされた日とし、業務の廃止の命令の場合にあつては当該業務の廃止の命令がなされた日とし、解散命令の場合にあつては当該解散命令がなされた日とする。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつた者で当該取消しの日から五年を経過しない者

（電子決済手段を発行する銀行等又は資金移動業者が電子決済手段等取引業を行う場合について適用する法の規定の読替え）
 第十九条の四 法第六十二条の八第二項の規定による技術的読替
 えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十二条の二十 五第三項	営業所	営業所又は事務所
第六十二条の二十 五第六項	外国電子決済手段 等取引業者	会社に限り、外国 銀行支店（銀行法 第四十七条第二項 に規定する外国銀 行支店をいう。次 項において同じ。 ）に係る外国銀行 （銀行法第十条第 二項第八号に規定 する外国銀行をい う。次項において 同じ。）

（新設）

第六十二条の二十 五第七項	同法 外国電子決済手段 等取引業者	会社法 外国銀行支店に係 る外国銀行
------------------	-------------------------	--------------------------

(電子決済手段を発行する銀行等又は資金移動業者が行う特定電子決済手段等取引契約の締結について準用する金融商品取引法の規定の読替え)

第十九条の五 法第六十二条の八第二項の規定により適用する法第六十二条の十七第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商 品取引法(昭和二 十三年法律第二十 五号)の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
第三十七条第一項 第一号及び第二十 七条の三第一項第 一号	商号、名称又は氏 名	商号又は名称

(債務の履行の完了等が求められる場合)

第十九条の六 法第六十二条の八第二項の規定により読み替えて

(新設)

(新設)

適用する法第六十二条の二十六第一項に規定する政令で定めるときは、次の各号に掲げる発行者（法第六十二条の八第一項に規定する発行者をいう。）の区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

一 銀行等 銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許が取り消されたときその他内閣府令で定めるとき。

二 資金移動業者 法第五十六条第一項又は第二項の規定により法第三十七条の登録が取り消されたとき。

三 特定信託会社 第十二条の五各号のいずれかに該当するとき。

（電子決済手段等取引業者と密接な関係を有する者）

第十九条の七 法第六十二条の十三に規定する政令で定める者は、銀行等その他内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げるものとする。

一 当該電子決済手段等取引業者の役員（外国電子決済手段等取引業者にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び国内における代表者を含み、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）又は使用人

二 当該電子決済手段等取引業者の親法人等又は子法人等

三 当該電子決済手段等取引業者の総株主の議決権（株主総会

（新設）

-
- において決議をすることができ、事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の百分の五十を超える議決権を保有する個人（次項第四号において「特定個人株主」という。）（第一号に掲げる者を除く。）
- 四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者
- 2| 前項第二号の「親法人等」とは、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）をいう。
- 一 その親会社等
 - 二 その親会社等の子会社等（自己並びに前号及び次項第一号に掲げる者を除く。）
 - 三 その親会社等の関連会社等（次項第二号に掲げる者を除く。）
 - 四 その特定個人株主に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び次項各号に掲げる者を除く。以下この号において「会社等」という。）
 - イ 当該特定個人株主が総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができない株式に
- 事項の全部につき議決権を行使することができない株式に
-

-
- ついでに議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。ロにおいて同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）
- 3| 第一項第二号の「子法人等」とは、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）をいう。
- 一| その子会社等
- 二| その関連会社等
- 4| この条において「親会社等」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいい、「子会社等」とは、親会社等によりその意思決定機関を支配されている他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす。
-

5| 第二項第三号及び第四号イ並びに第三項第二号の「関連会社等」とは、会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該会社等の役員（外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び国内における代表者を含む。）若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等（子会社等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

6| 第一項第三号及び第二項第四号に規定する議決権の保有の判定に關し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

（情報通信の技術を利用した提供）

第十九条の八 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の十七第一項（法第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する金融商品取引法（以下この条から第十九条の十までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三

（新設）

十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た電子決済手段等取引業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第十九条の九 電子決済手段等取引業者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項又は準用金融商品取引法第三十四条の三第二

（新設）

項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による書面による同意に代えて準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た電子決済手段等取引業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定電子決済手段等取引契約に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十九条の十 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定電子決済手段等取引契約（法第六十二条の十七第一項に規定する特定電子決済手段等取引契約をいう。以下この条において同じ。）に関して利用者が支払うべき手数料、報酬

（新設）

-
- その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの
- 二 利用者が行う特定電子決済手段等取引契約の締結について通貨の価格その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項
- イ 当該指標
- ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由
- 三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項
- 2| 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。
- 一 利用者が行う特定電子決済手段等取引契約の締結について通貨の価格その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそ
-

れがある旨

二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

(電子決済手段等取引業者が行う特定電子決済手段等取引契約の締結について準用する金融商品取引法の規定の読替え)

第十九条の十一 法第六十二条の十七第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号	商号、名称又は氏名	商号

(電子決済手段等取引業者が電子公告により電子決済手段等取引業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第二十条 法第六十二条の二十五第三項の規定による公告を電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。)によりする場合について、法第六十二条の二十五第六項及び第

(新設)

(新設)

七項において会社法の規定を準用する場合における同条第六項及び第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第九百四十条第三項	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	前二項	第一項	
	これらの	同項の	

第三章の三 暗号資産

(暗号資産交換業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者)

第二十条の二 法第六十三条の五第一項第十二号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法人が法第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により法第六十二条の三の登録を取り消され、又は法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類するその他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者であつた者でその取

第三章の二 暗号資産

(暗号資産交換業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者)

第二十条の二 法第六十三条の五第一項第十一号ホに規定する政令で定める者は、法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者とする。

消しの日から五年を経過しない者

二 法人が法第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する法第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又は法若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令（当該命令に類するその他の行政処分を含む。）を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者であった者でその命令の日から五年を経過しない者

三 法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

（暗号資産交換業者が電子公告により暗号資産交換業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第二十条の三 法第六十三条の二十第三項の規定による公告を電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。

）によりする場合について、法第六十三条の二十第六項及び第七項において会社法の規定を準用する場合における同条第六項及び第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（暗号資産交換業者が電子公告により暗号資産交換業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第二十条の三 法第六十三条の二十第三項の規定による公告を電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。

）によりする場合について、法第六十三条の二十第六項及び第七項において会社法の規定を準用する場合における同条第六項及び第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第三項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第四章 為替取引分析

(為替取引分析業の許可が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者)

第二十條の四 法第六十三條の二十五第二項第五号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法人が法第五十六條第一項若しくは第二項の規定により法第三十七條の登録を取り消され、法第六十二條の二十二第一項若しくは第二項の規定により法第六十二條の三の登録を取り消され、又は法第八十二條第一項若しくは第二項の規定により法第六十四條第一項の免許を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役員、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第三項(各号を除く。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(新設)

(新設)

- 二 第十三条各号（第一号及び第十三号を除く。）に掲げる者
- 三 法人が法、銀行法等又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている第十三条第三号から第十二号まで若しくは本条第一号に規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、特定資金移動業若しくは電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令（当該命令に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を受け、又は解散を命ぜられた場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては当該更新の拒否の処分がなされた日とし、業務の廃止の命令の場合にあつては当該業務の廃止の命令がなされた日とし、解散命令の場合にあつては当該解散命令がなされた日とする。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつた者で当該取消しの日から五年を経過しない者

第四章の二 資金清算

（資金清算業の免許が取り消された法人の取締役等であつた者

第四章 資金清算

（資金清算業の免許が取り消された法人の取締役等であつた者

に準ずる者)

第二十一条 法第六十六条第二項第五号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法人が法第五十六条第一項若しくは第二項の規定により法第三十七条の登録を取り消され、法第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により法第六十二条の三の登録を取り消され、又は法第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により法第六十三条の二十三の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

二 第十三条各号（第一号及び第十三号を除く。）に掲げる者

- 三 法人が法、銀行法等又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている第十三条第三号から第十二号まで若しくは本条第一号に規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、特定資金移動業若しくは電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令（当該命令に類するそ

に準ずる者)

第二十一条 法第六十六条第二項第四号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法人が法第五十六条第一項又は第二項の規定により法第三十七条の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

- 二 法人が銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役（同法第四十七条第二項の規定により取締役とみなされる日本における代表者を含む。）、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

- 三 法人が長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第

他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)を受け、又は解散を命ぜられた場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては当該更新の拒否の処分がなされた日とし、業務の廃止の命令の場合にあつては当該業務の廃止の命令がなされた日とし、解散命令の場合にあつては当該解散命令がなされた日とする。)前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつた者で当該取消しの日から五年を経過しない者

四 法人が信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の第二第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

五 法人が労働金庫法第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合において、

その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

六 法人が中小企業等協同組合法第百六条第二項の規定により解散を命ぜられ、若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項の認可を取り消され、又は同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合において、その取消しの日（解散命令の場合にあつては、当該解散命令がなされた日。以下この号から第九号までにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事又は監事であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

七 法人が農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第九十五条の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

八 法人が水産業協同組合法第百八条第一項において準用する

銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第六條第一項の許可を取り消され、又は同法第二百二十四條の二の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

九 法人が農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員又は監事であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

十 法人が株式会社商工組合中央金庫法第十三条第一項の規定により同法第八条第一項又は第二項ただし書の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与又は監査役であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

十一 法人が金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号から第五号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日前

三十日以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

十二 法人が法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第一号から前号までに規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、又は解散を命ぜられた場合において、その取消しの日（解散命令の場合にあつては当該解散命令がなされた日とし、更新の拒否の場合にあつては当該更新の拒否の処分がなされた日とする。以下この号において同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

十三 銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第

五十二條の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六條の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は株式会社商工組合中央金庫法第十三條第一項の規定により同法第八條第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

十四 銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により同法第五十二條の三十六第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七條において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六條の五第一項の許可を取り消された場合、信用金庫法第八十九條第五項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五條の二第一項の許可を取り消された場合、労働金庫法第九十四條第三項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九條の三第一項の許可を取り消された場合、協同組合による金融事業に関する法律第六條の五第一項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六條の三第一項の許可を取り消された場合、農業協同組合法第九十二條の四第一項において準用する銀行法第五十二條の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二條の二第一項の許可を取り消された場合、水産業協同

組合法第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第百六条第一項の許可を取り消された場合又は農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合において、その取消の日から五年を経過しない者

十五 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号から第五号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消の日から五年を経過しない者

十六 銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている前三号に規定する認可、許可若しくは登録と同種類の認可、許可若しくは登録（当該認可、許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消の日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日）から五年を経過しない者

十七 法第六十七条第三項又は第八十二条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は理事若しくは監事であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

十八 銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役（同法第四十七条第二項の規定により取締役とみなされる日本における代表者を含む。）[。]、執行役、会計参与若しくは監査役又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

十九 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十一 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜ

られた理事若しくは監事又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十二 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十三 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農業協同組合法第九十五条第二項の規定により改選を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十四 水産業協同組合法第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は水産業協同組合法第百二十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十五 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜ

られた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員若しくは監事であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十六 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与又は監査役であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十七 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十八 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第二十四条 法第九十九条第一項第二号及び第四号ニ並びに第一百一条第一項の規定において読み替えて準用する銀行法（以下この章において「準用銀行法」という。）第五十二条の六十六及

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第二十四条 法第九十九条第一項第二号及び第四号ニ並びに第一百一条第一項の規定において読み替えて準用する銀行法（以下この章において「準用銀行法」という。）第五十二条の六十六及

び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定

二 (略)

(名称の使用制限の適用除外)

第二十六条 準用銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 五 (略)

六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定

七 十四 (略)

十五 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定

(指定紛争解決機関について準用する銀行法の規定の読替え)

第二十七条 法第一条第一項において指定紛争解決機関について銀行法の規定を準用する場合における同条第二項(法第三十

七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。

)の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百五十六条の三十九第一項の規定による指定

二 (略)

(名称の使用制限の適用除外)

第二十六条 準用銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 五 (略)

(新設)

六 十三 (略)

十四 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第八十五条の二第一項の規定による指定

(指定紛争解決機関について準用する銀行法の規定の読替え)

第二十七条 法第一条第一項において指定紛争解決機関について銀行法の規定を準用する場合における同条第二項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

る技術的読替は、次の表のとおりとする。

(削る)	(削る)	(削る)	読み替える銀行法の規定
(削る)	(削る)	(削る)	読み替えられる字句
(削る)	(削る)	(削る)	読み替える字句

第二條第二十五項	第二條第二十三項	第二條第二十二項	読み替える銀行法の規定
銀行	銀行業務	銀行業務	読み替えられる字句
資金移動業等関係業者（資金決済に関する法律第九十九條第一項第八号	資金移動業又は暗号資産交換業	資金移動業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二條第二項に規定する資金移動業をいう。次項において同じ。）又は暗号資産交換業（同條第七項に規定する暗号資産交換業をいう。次項において同じ。）	読み替える字句

(削る)	(削る)	第五十二条の六十 六及び第五十二条 の八十三第三項	(削る)	(略)	
(削る)	(削る)	(略)	(削る)	(略)	
(削る)	(削る)	(略)	(削る)	(略)	

第五十二条の八十 三第三項	他の法律	資金決済に関する 法律以外の法律	第五十二条の六十 五第二項	(略)	(略)	に規定する資金移 動業等関係業者を いう。第五十二条 の六十五第二項、 第五十二条の六十 七第三項及び第五 十二条の七十九第 一号において同じ 。
第五十二条の六十 七第三項及び第五 十二条の七十九第 一号	銀行	資金移動業等関係 業者	第六	(略)	(略)	
第五十二条の六十 六	(略)	(略)	第五十二条の六十 五第二項	(略)	(略)	

(前払式支払手段に関する財務局長等への権限の委任)

第二十九条 法百四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第二章の規定による権限及び第二章の規定による金融庁長官の権限(第四項において「長官権限」と総称する。)は、前払式支払手段発行者(法第五条第一項の届出書を提出しようとする者及び法第七条の登録を受けようとする法人を含む。)の主たる営業所又は事務所(以下この条において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。ただし、法第二十四条第一項及び第二項、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十九条(これらの規定を法第三十条第一項又は附則第六条、第八条第二項若しくは第九条第三項の規定により適用する場合を含む。)の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第二十四条第一項及び第二項(これらの規定を法第三十条

第一項又は附則第六条、第八条第二項若しくは第九条第三項の規定により適用する場合を含む。)の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問(次項において「検査等」という。)で前払式支払手段発行者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所(以下この条において「従たる営業所等」と

(前払式支払手段に関する財務局長等への権限の委任)

第二十九条 法百四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第二章の規定による権限及び第二章の規定による金融庁長官の権限(第四項において「長官権限」と総称する。)は、前払式支払手段発行者(法第七条の登録を受けようとする法人を含む。)の主たる営業所又は事務所(以下この条において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。ただし、法第二十四条第一項及び第二項、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十九条(これらの規定(法第二十六条を除く。))を法附則第六条、第八条第二項又は第九条第三項の規定により適用する場合を含む。)の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第二十四条第一項及び第二項(これらの規定を法附則第六

条、第八条第二項又は第九条第三項の規定により適用する場合を含む。)の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問(次項において「検査等」という。)で前払式支払手段発行者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所(以下この条において「従たる営業所等」という。)に関するものに

いう。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)については、福岡財務支局長)も行うことができる。

355 (略)

(資金移動業に関する財務局長等への権限の委任)

第三十条 法第百四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三章の規定による権限及び第三章の規定による金融庁長官の権限(第四項において「長官権限」と総称する。)は、資金移動業者(法第三十七条の登録を受けようとする者並びに法第三十七条の二第二項の規定により資金移動業者とみなされる特定信託会社及び同条第三項の規定による届出をしようとする特定信託会社を含む。以下この項において同じ。)の本店(法第二条第四項に規定する外国資金移動業者又は信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社である資金移動業者にあつては、国内における主たる営業所。以下この条において同じ。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。ただし、法第五十四条第一項及び第二項、第五十五条、第五十六条第一項及び第二項並びに第五十八条(これらの規定を法第三十七条の二第二項の規定により適用す

つては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

355 (略)

(資金移動業に関する財務局長等への権限の委任)

第三十条 法第百四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三章の規定による権限及び第三章の規定による金融庁長官の権限(第四項において「長官権限」と総称する。)は、資金移動業者(法第三十七条の登録を受けようとする者を含む。)の本店(法第二条第四項に規定する外国資金移動業者である資金移動業者にあつては、国内における主たる営業所。以下この条において同じ。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。ただし、法第五十四条第一項及び第二項、第五十五条、第五十六条第一項及び第二項並びに第五十八条の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

る場合を含む。)の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第五十四条第一項及び第二項(これらの規定を法第三十七条の二第二項の規定により適用する場合を含む。)の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問(次項において「検査等」という。)で資金移動業者(法第三十七条の二第二項の規定により資金移動業者とみなされる特定信託会社を含む。次項において同じ。)の本店以外の営業所(以下この条において「支店」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 5 (略)

(電子決済手段等取引業に関する財務局長等への権限の委任)

第三十一条 法百四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三章の二の規定による権限(第四項において「長官権限」という。)は、電子決済手段等取引業者(法第六十二条の三の登録を受けようとする者並びに法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者及び同条第三項の規定による届出をしようとする発行者を

2 法第五十四条第一項及び第二項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問(次項において「検査等」という。)で資金移動業者の本店以外の営業所(以下この条において「支店」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 5 (略)

(新設)

含む。以下この項において同じ。）の主たる営業所又は事務所
（外国電子決済手段等取引業者又は銀行法第四十七条第二項に
規定する外国銀行支店に係る同法第十条第八号に規定す
る外国銀行若しくは信託業法第二条第六項に規定する外国信託
会社である電子決済手段等取引業者にあつては、国内における
主たる営業所。以下この条において「主たる営業所等」という
。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局
の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任
するものとする。ただし、法第六十二条の二十第一項及び第二
項、第六十二条の二十一、第六十二条の二十二第一項及び第二
項並びに第六十二条の二十四（これらの規定を法第六十二条の
八第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定による権
限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2]

法第六十二条の二十第一項及び第二項（これらの規定を法第
六十二条の八第二項の規定により適用する場合を含む。）の規
定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（
次項において「検査等」という。）で電子決済手段等取引業者
（法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業
者とみなされる発行者を含む。次項において同じ。）の主たる
営業所等以外の営業所又は事務所（以下この条において「従た
る営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定
する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等

の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により電子決済手段等取引業者の従たる営業所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該電子決済手段等取引業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

（暗号資産交換業に関する財務局長等への権限の委任）

第三十二条 法第百四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三章の三の規定による権限（第四項において「長官権限」という。）は、暗号資産交換業者（法第六十三条の二の登録を受けようとする者を含む。）の本店（法第二条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者である暗号資産交換業者にあつては、国内における主たる営業所。以下この条にお

（暗号資産交換業に関する財務局長等への権限の委任）

第三十一条 法第百四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三章の二の規定による権限（第四項において「長官権限」という。）は、暗号資産交換業者（法第六十三条の二の登録を受けようとする者を含む。）の本店（法第二条第九項に規定する外国暗号資産交換業者である暗号資産交換業者にあつては、国内における主たる営業所。以下この条にお

いて同じ。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。ただし、法第六十三条の十五第一項及び第二項、第六十三条の十六、第六十三条の十七第一項及び第二項並びに第六十三条の十九(これらの規定を情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第二十八号)附則第二条第三項の規定により適用する場合を含む。)の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2
5 (略)

て同じ。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。ただし、法第六十三条の十五第一項及び第二項、第六十三条の十六、第六十三条の十七第一項及び第二項並びに第六十三条の十九(これらの規定を情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第二十八号)附則第二条第三項の規定により適用する場合を含む。)の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2
5 (略)

改正案	現行
<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第二十八条の四 法第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の十七及び法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定</p> <p>六～十五 （略）</p>	<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第二十八条の四 法第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の十七及び法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>五～十四 （略）</p>

改正案	現行
<p>（名称の使用制限の適用除外） 第四十九条の五（略）</p> <p>2 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 銀行法第二条第二十三項に規定する認定電子決済等代行業者協会</p> <p>五・六（略）</p> <p>（外国法人等である特定信用事業電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え） 第四十九条の七 外国法人又は外国に住所を有する個人である特定信用事業電子決済等代行業者（法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第九十二条の五の八第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一</p>	<p>（名称の使用制限の適用除外） 第四十九条の五（略）</p> <p>2 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。</p> <p>一〜三（略）</p> <p>四 銀行法第二条第十九項に規定する認定電子決済等代行業者協会</p> <p>五・六（略）</p> <p>（外国法人等である特定信用事業電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え） 第四十九条の七 外国法人又は外国に住所を有する個人である特定信用事業電子決済等代行業者（法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第九十二条の五の八第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第十</p>

条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。)を含む。
第六十一条において同じ。)に対して法の規定を適用する場合
においては、次の表の上欄に掲げる法第九十二条の五の九第一
項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は
、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える法第九 十二条の五の九第 一項において準用 する銀行法の規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十二条の六十 一の三第一項第三 号	営業所 所在地	国内における営業所 所在地並びに主たる 営業所又は事務所の 名称及び所在地(外 国に主たる営業所又 は事務所を有する場 合に限る。)

(名称の使用制限の適用除外)

第五十二条 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第
五十二条の七十七及び法第九十二条の九第一項において準用す

第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。)を含む。第
六十一条において同じ。)に対して法の規定を適用する場合に
おいては、次の表の上欄に掲げる法第九十二条の五の九第一
項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、
それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える法第九 十二条の五の九第 一項において準用 する銀行法の規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十二条の六十 一の三第一項第三 号	所在地	所在地並びに主たる 営業所又は事務所の 名称及び所在地(外 国に主たる営業所又 は事務所を有する場 合に限る。)

(名称の使用制限の適用除外)

第五十二条 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第
五十二条の七十七及び法第九十二条の九第一項において準用す

る保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一～四 (略)

五 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第

一項の規定による指定

六～十五 (略)

(権限の委任)

第五十九条 法による農林水産大臣の権限のうち、法第九十三条第一項の規定による報告の徴収及び資料の提出の命令並びに同条第二項の規定による報告及び資料の提出の求め(それぞれ地方農政局の管轄区域を超えない区域を地区とする組合又は農事組合法人(以下この項において「組合等」という。))に関するものに限る。)は、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 法第九十八条第十三項の規定及び第六十二条の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第六号から第九号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

る保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一～四 (略)

(新設)

五～十四 (略)

(権限の委任)

第五十九条 法による農林水産大臣の権限のうち法第九十三条第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び資料の提出の命令(地方農政局の管轄区域を超えない区域を地区とする組合又は農事組合法人(以下この項において「組合等」という。))に関するものに限る。)は、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 法第九十八条第十三項の規定及び第六十二条の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第六号から第九号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一〇五 (略)

六 法第九十三条第一項の規定による報告の徴収及び資料の提出の命令並びに同条第二項の規定による報告及び資料の提出の求め

七〇九 (略)

第六十条 長官権限のうち次に掲げるものは、申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は特定信用事業代理業者（法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいい、法第九十二条の三第二項の規定により特定信用事業代理業者とみなされる銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一〇六 (略)

七 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の求め

八〇十 (略)

二〇五 (略)

一〇五 (略)

六 法第九十三条第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び資料の提出の命令

七〇九 (略)

第六十条 長官権限のうち次に掲げるものは、申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は特定信用事業代理業者（法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいい、法第九十二条の三第二項の規定により特定信用事業代理業者とみなされる銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一〇六 (略)

七 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の命令

八〇十 (略)

二〇五 (略)

第六十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、登録申請者（法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は特定信用事業電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一〇五（略）

六 法第九十二条の五の八第二項の規定並びに法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項並びに第五十三条第六項の規定による届出の受理並びに法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理

七 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め

八〇十一（略）

第六十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、登録申請者（法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は特定信用事業電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一〇五（略）

六 法第九十二条の五の八第二項の規定並びに法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項並びに第五十三条第五項の規定による届出の受理並びに法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理

七 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

八〇十一（略）

2
~
5

(略)

2
~
5

(略)

四 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改正案	現行
<p>（有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがないと認められるもの）</p> <p>第一条の二 法第二条第二項に規定する有価証券とみなさなくても公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第三号に掲げるものに該当するもの 当該権利に係る信託の受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を普通預金その他の預貯金（内閣府令で定めるものに限る。）により管理するものであることその他内閣府令で定める要件を満たすもの</p> <p>二 資金決済に関する法律第二条第五項第四号に掲げるものに該当するもの 前号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの</p> <p>（有価証券とみなされる合名会社又は合資会社の社員権）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>（金融商品取引業から除かれるもの）</p>	<p>（新設）</p> <p>（有価証券とみなされる合名会社又は合資会社の社員権）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>（金融商品取引業から除かれるもの）</p>

第一条の八の六 法第二条第八項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第二条第八項第四号に掲げる行為のうち、次のいずれかに該当する者を相手方として店頭デリバティブ取引(有価証券関連店頭デリバティブ取引(法第二十八条第八項第四号に掲げる取引をいう。))及び暗号等資産関連店頭デリバティブ取引(法第百八十五条の二十四第一項に規定する暗号等資産関連店頭デリバティブ取引をいう。))の四第一項第一号ニにおいて同じ。)を除く。以下この号において同じ。)を行い、又は当該者のために店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。以下この号において同じ。)若しくは代理を行う行為(前号に掲げるものに該当するもの並びに特定店頭デリバティブ取引(法第四十条の七第一項に規定する特定店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。))並びにその媒介、取次ぎ及び代理(特定店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う者がその店頭デリバティブ取引等(法第二条第八項第四号に規定する店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。))の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して行うものに限る。)を除く。)

イ・ロ (略)

三・四 (略)

2 (略)

第一条の八の六 法第二条第八項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第二条第八項第四号に掲げる行為のうち、次のいずれかに該当する者を相手方として店頭デリバティブ取引(有価証券関連店頭デリバティブ取引(法第二十八条第八項第四号に掲げる取引をいう。))及び暗号資産関連店頭デリバティブ取引(法第百八十五条の二十四第一項に規定する暗号資産関連店頭デリバティブ取引をいう。))の四第一項第一号ニにおいて同じ。)を除く。以下この号において同じ。)を行い、又は当該者のために店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。以下この号において同じ。)若しくは代理を行う行為(前号に掲げるものに該当するもの並びに特定店頭デリバティブ取引(法第四十条の七第一項に規定する特定店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。))並びにその媒介、取次ぎ及び代理(特定店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う者がその店頭デリバティブ取引等(法第二条第八項第四号に規定する店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。))の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して行うものに限る。)を除く。)

イ・ロ (略)

三・四 (略)

2 (略)

(不招請勧誘等が禁止される契約)

第十六条の四 法第三十八条第四号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる契約とする。

- 一 顧客を相手方として店頭デリバティブ取引のうち次に掲げる取引を行うこと又は顧客のためにこれらの取引の媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)若しくは代理を行うことを内容とする契約

イ〜ハ (略)

ニ 暗号等資産関連店頭デリバティブ取引

二 (略)

2 法第三十八条第五号及び第六号に規定する政令で定めるものは、前項各号に掲げる契約又は次に掲げる契約とする。

- 一 顧客のために市場デリバティブ取引のうち次に掲げる取引の媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)若しくは代理を行うこと又はこれらの取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行うことを内容とする契約

イ〜ハ (略)

ニ 法第八十五条の二十四第一項に規定する暗号等資産関連市場デリバティブ取引

場デリバティブ取引

ホ (略)

二 (略)

(認定投資者保護団体の認定の申請)

(不招請勧誘等が禁止される契約)

第十六条の四 法第三十八条第四号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる契約とする。

- 一 顧客を相手方として店頭デリバティブ取引のうち次に掲げる取引を行うこと又は顧客のためにこれらの取引の媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)若しくは代理を行うことを内容とする契約

イ〜ハ (略)

ニ 暗号資産関連店頭デリバティブ取引

二 (略)

2 法第三十八条第五号及び第六号に規定する政令で定めるものは、前項各号に掲げる契約又は次に掲げる契約とする。

- 一 顧客のために市場デリバティブ取引のうち次に掲げる取引の媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)若しくは代理を行うこと又はこれらの取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行うことを内容とする契約

イ〜ハ (略)

ニ 法第八十五条の二十四第一項に規定する暗号資産関連市場

デリバティブ取引

ホ (略)

二 (略)

(認定投資者保護団体の認定の申請)

第十八条の四の十五 (略)

254 (略)

5 第一項第五号及び第三項の「特定認定業務」とは、次の表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄に掲げる取引を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあつせんをいい、同項の「特定関係大臣」とは、同表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄の取引を行う業務につきそれぞれ同表の下欄に掲げる大臣をいう。

(略)	(略)	(略)
協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項に規定する信用協同組合等、同法第六条の第三項に規定する信用協同組合代理業者及び同法第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者	協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介	
(略)	(略)	
信用金庫法第二条に規定する金庫、同法第八十五条の二第一項に規定する特定	信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する特定	

第十八条の四の十五 (略)

254 (略)

5 第一項第五号及び第三項の「特定認定業務」とは、次の表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄に掲げる取引を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあつせんをいい、同項の「特定関係大臣」とは、同表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄の取引を行う業務につきそれぞれ同表の下欄に掲げる大臣をいう。

(略)	(略)	(略)
協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項に規定する信用協同組合等及び同法第六条の第三項に規定する信用協同組合代理業者	協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介	
(略)	(略)	
信用金庫法第二条に規定する金庫及び同法第八十五条	信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預	

<p>二第三項に規定する信用金 庫代理業者及び同法第八十 五条の三の二第一項に規定 する信用金庫電子決済等取 扱業者</p>	<p>預金等契約の締結又はそ の代理若しくは媒介</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>銀行法第二条第一項に規定 する銀行、同条第十五項に 規定する銀行代理業者及び 同条第十八項に規定する電 子決済等取扱業者</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>株式会社商工組合中央金庫</p>	<p>資金決済に関する法律第二 条第十二項に規定する電子 決済手段等取引業者及び同 法第六十二条の八第一項に 規定する発行者</p>

<p>の二第三項に規定する信用 金庫代理業者</p>	<p>金等契約の締結又はそ の代理若しくは媒介</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>銀行法第二条第一項に規定 する銀行及び同条第十五項 に規定する銀行代理業者</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>株式会社商工組合中央金庫</p>	<p>(新設)</p>

(名称の使用制限の適用除外)

第十九条の九 法第百五十六条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇五 (略)

六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定

七〇十四 (略)

十五 資金決済に関する法律第九十九条第一項の規定による指定

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任)

第三十八条 法第百九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十条の二第一項(有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等(法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。))の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。)、第三十五条の三(有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。)、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条(同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の

(名称の使用制限の適用除外)

第十九条の九 法第百五十六条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇五 (略)

(新設)

六〇十三 (略)

十四 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第十九条第一項の規定による指定

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任)

第三十八条 法第百九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十条の二第一項(有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等(法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。))の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。)、第三十五条の三(有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。)、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条(同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の

取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。
（第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の五から第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第五十七條から第五十九條まで、第六十二條、第六十三條から第七十一條まで及び第八十五條の二十二から第八十五條の二十四まで（法第八十五條の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引等に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定並びに法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2
〜
12
（略）

取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。
（第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の五から第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第五十七條から第五十九條まで、第六十二條、第六十三條から第七十一條まで及び第八十五條の二十二から第八十五條の二十四まで（法第八十五條の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引等に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定並びに法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2
〜
12
（略）

改正案	現行
<p>（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）</p> <p>第七条 法第五十二条第二項（法第六十一条の二第五項、第六十一条の三第七項及び第六十一条の四第五項において準用する場合を含む。）並びに法第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第十条、第十条の二及び第十一条から第十二条までにおいて「<u>準用銀行法</u>」という。）第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の信用金庫又は信用金庫連合会（以下「<u>金庫</u>」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。</p> <p>（信用金庫代理業の許可を要しない金庫等の範囲）</p> <p>第九条の六 法第八十五条の二の二に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 六 （略）</p>	<p>（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）</p> <p>第七条 法第五十二条第二項（法第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項及び第六十一条の四第四項において準用する場合を含む。）並びに法第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第十条、第十条の二及び第十一条から第十二条まで（<u>第十一条の三第二項第六号イを除く。</u>）において「<u>銀行法</u>」という。）第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の信用金庫又は信用金庫連合会（以下「<u>金庫</u>」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。</p> <p>（信用金庫代理業の許可を要しない金庫等の範囲）</p> <p>第九条の六 法第八十五条の三に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 六 （略）</p>

(信用金庫電子決済等取扱業に関する特例に係る法の規定を適用する場合の読替え)

第九條の六の二 法第八十五條の三の二第二項の規定により法第八十九條第九項において準用する銀行法の規定を適用する場合における同項において準用する銀行法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法第八十九條第九項において準用する銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二條の六一の八第一項第一号	商号、名称又は氏名	商号
第五十二條の六一の八第一項第四号	営業所又は事務所	営業所
第五十二條の六一の十五第一項	営業所若しくは事務所	営業所

(認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定の申請)

第九條の六の三 法第八十五條の三の四の規定による認定の申請

(新設)

(新設)

は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出して
しなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 役員の氏名

四 法第八十五条の三の四第二号に規定する協会の氏名又は
名称

2| 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で
定める書類を添付しなければならない。

(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による
指定)

第九条の八 法第八十五条の十二第一項第二号及び第四号ニ並び
に法第八十九条第十一項において準用する銀行法第五十二条の六
十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定める
ものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(異議を述べた金庫関係業者の数の金庫関係業者の総数に占め
る割合)

第九条の九 (略)

(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による
指定)

第九条の八 法第八十五条の十二第一項第二号及び第四号ニ並び
に法第八十九条第九項において準用する銀行法第五十二条の六
十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるも
のは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(異議を述べた金庫の数の金庫の総数に占める割合)

第九条の九 (略)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十条 法第八十八条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 準用銀行法第二十七条及び第二十八条の規定による法第四条の免許の取消し

四 準用銀行法第五十六条(第二号に係る部分に限る。)の規定による告示

(財務局長等への権限の委任)

第十条の二 法第八十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、信用金庫に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十一条、第三十五条第一項ただし書、第四十四条(法第三十五条の八第八項において準用する場合を含む。)、

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十条 法第八十八条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 銀行法第二十七条及び第二十八条の規定による法第四条の免許の取消し

四 銀行法第五十六条(第二号に係る部分に限る。)の規定による告示

(財務局長等への権限の委任)

第十条の二 法第八十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(第四項、次条及び第十条の四において「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、信用金庫に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十一条、第三十五条第一項ただし書、第四十四条(法第三十五条の八第八項において準用する場合を含む。)、

第五十四条の二十一第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第四項ただし書及び第六項、第五十四条の二十二第二項ただし書、第五十八条第六項、第六十一条の六第四項並びに第八十七条の三ただし書の規定並びに準用銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書並びに第三十七条第一項第一号及び第三号の規定による認可及び承認

二・三（略）

四 法第八十七条の規定、準用銀行法第十六条第一項の規定及び第十二条第二項第三号の規定による届出の受理並びに準用銀行法第十九条第一項及び第二項の規定による書類の受理

五 準用銀行法第二十四条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め

六 準用銀行法第二十五条第一項（準用銀行法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による質問及び立入検査

六の二 準用銀行法第二十六条第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。）

七 準用銀行法第四十四条の規定による清算人の選任及び解任の請求

八 準用銀行法第四十六条第一項及び第二項の規定による意見

第五十四条の二十一第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第四項ただし書及び第六項、第五十四条の二十二第二項ただし書、第五十八条第六項、第六十一条の六第四項並びに第八十七条の三ただし書の規定並びに銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書並びに第三十七条第一項第一号及び第三号の規定による認可及び承認

二・三（略）

四 法第八十七条の規定、銀行法第十六条第一項の規定及び第十二条第二項第三号の規定による届出の受理並びに銀行法第十九条第一項及び第二項の規定による書類の受理

五 銀行法第二十四条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

六 銀行法第二十五条第一項（銀行法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による質問及び立入検査

六の二 銀行法第二十六条第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。）

七 銀行法第四十四条の規定による清算人の選任及び解任の請求

八 銀行法第四十六条第一項及び第二項の規定による意見の陳

の陳述

- 2 前項第五号及び第六号に掲げる権限で信用金庫の従たる事務所その他の施設（当該信用金庫を所属信用金庫（法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫をいう。以下同じ。）とする信用金庫代理業者（同条第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所その他の施設を含む。）又は当該信用金庫の子法人等（準用銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該信用金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者以外の者で当該信用金庫から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）（以下この項及び次項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 5 (略)

第十条の三 次に掲げる長官権限は、申請者（法第八十九条第五項において準用する銀行法（以下この項において「準用銀行法」という。）第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をい

述

- 2 前項第五号及び第六号に掲げる権限で信用金庫の従たる事務所その他の施設（当該信用金庫を所属信用金庫（法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫をいう。以下同じ。）とする信用金庫代理業者（同条第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所その他の施設を含む。）又は当該信用金庫の子法人等（銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該信用金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者以外の者で当該信用金庫から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）（以下この項及び次項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 5 (略)

第十条の三 次に掲げる長官権限は、申請者（法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用金庫代理業者（法第八十九条第五

う。)又は信用金庫代理業者(準用銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下この条において同じ。)の主たる営業所又は事務所(以下この条において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 (略)

二 準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更

三 第一号に掲げる許可に係る準用銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認

四 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第十三条の三第二項第二号の規定による承認

五 法第八十七条第二項の規定、準用銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十の二第三項の規定並びに第十三条の三第二項第二号の規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等(法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。)を含む。以下この条において同じ。)の主たる営業所又は事務所(以下この条において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 (略)

二 法第八十九条第五項において準用する銀行法(以下この項において「銀行法」という。)第五十二条の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更

三 第一号に掲げる許可に係る銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認

四 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第十三条の三第二項第二号の規定による承認

五 法第八十七条第二項の規定、銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十一第三項の規定並びに第十三条の三第二項第二号の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六 準用銀行法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への縦覧

七 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の求め

八 準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査

九 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令

十 準用銀行法第五十二条の五十六の規定による処分

255 (略)

第十条の三の二 次に掲げる長官権限は、登録申請者（法第八十九条第七項において準用する銀行法（以下この項及び第十三条の三の二から第十三条の三の六までにおいて「準用銀行法」という。）第五十二条の六十の四第一項に規定する登録申請者をいう。）又は信用金庫電子決済等取扱業者（法第八十五条の三の二第一項に規定する信用金庫電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）の主たる営業所（銀行法第二条第十九項に規定する外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における主たる営業所。以下この条において「主たる営業所」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし

六 銀行法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への縦覧

七 銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の命令

八 銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査

九 銀行法第五十二条の五十五の規定による命令

十 銀行法第五十二条の五十六の規定による処分

255 (略)

(新設)

-
- 第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。
- 一 準用銀行法第五十二条の六十の四第一項の規定による登録申請書の受理
 - 二 準用銀行法第五十二条の六十の五第一項及び第五十二条の六十の七第三項の規定による登録
 - 三 準用銀行法第五十二条の六十の五第二項及び第五十二条の六十の六第二項の規定による通知
 - 四 準用銀行法第五十二条の六十の五第三項の規定による公衆への縦覧
 - 五 準用銀行法第五十二条の六十の六第一項の規定による登録の拒否
 - 六 法第八十五条の三の二第三項及び第八十七条第三項の規定並びに準用銀行法第五十二条の六十の七第一項及び第二項並びに第五十二条の六十の三十六第一項及び第四項の規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の六十の十九第一項の規定による報告書の受理
 - 七 準用銀行法第五十二条の六十の二十第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め
 - 八 準用銀行法第五十二条の六十の二十一第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査
 - 九 準用銀行法第五十二条の六十の二十二の規定による命令
-

-
- 十 準用銀行法第五十二条の六十の二十三第一項から第三項までの規定による処分
- 十一 準用銀行法第五十二条の六十の二十四の規定による登録の抹消
- 2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で信用金庫電子決済等取扱業者の主たる営業所以外の営業所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。
- 3 前項の規定により、信用金庫電子決済等取扱業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用金庫電子決済等取扱業者の主たる営業所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。
- 4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。
-

5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

第十条の四 次に掲げる長官権限は、登録申請者（法第八十九条第九項において準用する銀行法（以下この項及び第十三条の四から第十三条の七までにおいて「準用銀行法」という。）第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は信用金庫電子決済等代行業者（法第八十五条の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十五条の三の二第二項の規定により当該信用金庫電子決済等代行業者とみなされる信用金庫電子決済等取扱業者及び法第八十五条の十一第六項の規定により当該信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。）を含む。以下この条及び第十三条の七において同じ。）の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄す

第十条の四 次に掲げる長官権限は、登録申請者（法第八十九条第七項において準用する銀行法（第一号から第十一号までにおいて「銀行法」という。）第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は信用金庫電子決済等代行業者（法第八十五条の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十五条の十一第六項の規定により当該信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二十八項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。）を含む。以下この条及び第十三条の七において同じ。）の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は信用金庫電

る財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、当該登録申請者又は信用金庫電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 準用銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理

二 準用銀行法第五十二条の六十一の四第一項及び第五十二条の六十一の六第二項の規定による登録

三 準用銀行法第五十二条の六十一の四第二項及び第五十二条の六十一の五第二項の規定による通知

四 法第八十五条の十一第三項の規定及び準用銀行法第五十二条の六十一の四第三項の規定による公衆への縦覧

五 準用銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否

六 法第八十五条の十一第二項及び第八十七条第四項の規定並びに準用銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項並びに第五十二条の六十一の七第一項の規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理

七 準用銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め

子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理

二 銀行法第五十二条の六十一の四第一項及び第五十二条の六十一の六第二項の規定による登録

三 銀行法第五十二条の六十一の四第二項及び第五十二条の六十一の五第二項の規定による通知

四 法第八十五条の十一第三項の規定及び銀行法第五十二条の六十一の四第三項の規定による公衆への縦覧

五 銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否

六 法第八十五条の十一第二項及び第八十七条第三項の規定並びに銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項並びに第五十二条の六十一の七第一項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理

七 銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

八 準用銀行法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

九 準用銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令

十 法第八十五条の十一第四項の規定並びに準用銀行法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分

十一 準用銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消

2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で信用金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設

(以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。) に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)にあつては、福岡財務支局長) も行うことができる。

3 5 (略)

(同一人に対する信用の供与等)

第十一条 準用銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人(当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この項において「同一人自身」という。)が当該金庫の合算子法人等及び合算関

八 銀行法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

九 銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令

十 法第八十五条の十一第四項の規定並びに銀行法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分

十一 銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消

2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で信用金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設

(以下この条において「従たる営業所等」という。) に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)にあつては、福岡財務支局長) も行うことができる。

3 5 (略)

(同一人に対する信用の供与等)

第十一条 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人(当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この項において「同一人自身」という。)が当該金庫の合算子法人等及び合算関連法

連法人等でない場合の次に掲げる者（当該金庫の合算子法人等及び合算関連連法人等を除く。第九項及び第十一項において「受信合算対象者」という。）とする。

一・二（略）

2 前項に規定する合算子法人等とは、次に掲げる法人等をいう。

一 他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（以下この号及び次条第二項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として内閣府令で定めるもの（第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」という。）に限る。以下この項において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。

二・三（略）

3 3 6（略）

人等でない場合の次に掲げる者（当該金庫の合算子法人等及び合算関連連法人等を除く。第九項及び第十一項において「受信合算対象者」という。）とする。

一・二（略）

2 前項に規定する合算子法人等とは、次に掲げる法人等をいう。

一 他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（以下「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として内閣府令で定めるもの（第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」という。）に限る。以下この項において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。

二・三（略）

3 3 6（略）

7 準用銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 （略）

8 準用銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める区分は、同一人（同項本文に規定する同一人をいう。次項及び第十一項において同じ。）に対する信用の供与等（同条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）とし、同項本文に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。

9 準用銀行法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 信用の供与等を受けている者（以下この項及び第十一項において「債務者等」という。）の事業（次号及び第三号に規定する事業を除く。以下この号において同じ。）の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該金庫が当該債務者等に対して準用銀行法第十三条第一項本文に規定する信用供与等限度額（以下この項において「信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二～五 （略）

7 銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 （略）

8 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める区分は、同一人（同項本文に規定する同一人をいう。次項及び第十一項において同じ。）に対する信用の供与等（同条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）とし、同項本文に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。

9 銀行法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 信用の供与等を受けている者（以下この項及び第十一項において「債務者等」という。）の事業（次号及び第三号に規定する事業を除く。以下この号において同じ。）の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該金庫が当該債務者等に対して銀行法第十三条第一項本文に規定する信用供与等限度額（以下この項において「信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二～五 （略）

10 準用銀行法第十三条第二項前段に規定する政令で定める区分は、第八項に規定する信用の供与等の区分とし、同条第二項前段に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。

11 準用銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 第九項第一号に規定する場合において、当該金庫及びその子会社等（準用銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十三項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して準用銀行法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざることとすれば、当該債務者等の事業（第九項第二号及び第三号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 五（略）

12 準用銀行法第十三条第三項第一号に規定する政令で定める信用の供与等は、次に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一 四（略）

13 準用銀行法第十三条第三項第二号に規定する政令で定める信用

10 銀行法第十三条第二項前段に規定する政令で定める区分は、第八項に規定する信用の供与等の区分とし、同条第二項前段に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。

11 銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 第九項第一号に規定する場合において、当該金庫及びその子会社等（銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十三項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して銀行法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざることとすれば、当該債務者等の事業（第九項第二号及び第三号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 五（略）

12 銀行法第十三条第三項第一号に規定する政令で定める信用の供与等は、次に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一 四（略）

13 銀行法第十三条第三項第二号に規定する政令で定める信用の

用の供与等は、信用の供与等を行う金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。

(金庫の特定関係者)

第十一条の二 準用銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 四 (略)

2・3 (略)

(子金融機関等の範囲)

第十一条の三 準用銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者(当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者を除く。)とする。

一 三 (略)

2 準用銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 六 (略)

(休日)

第十二条 準用銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日は、次に掲げる日とする。

一 三 (略)

供与等は、信用の供与等を行う金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。

(金庫の特定関係者)

第十一条の二 銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 四 (略)

2・3 (略)

(子金融機関等の範囲)

第十一条の三 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者(当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者を除く。)とする。

一 三 (略)

2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 六 (略)

(休日)

第十二条 銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日は、次に掲げる日とする。

一 三 (略)

(銀行法を準用する場合の読替え)

第十三条 法第八十九条第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「信用金庫法第四条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定銀行業務紛争解決機関」とあるのは「指定金庫業務紛争解決機関」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

(銀行法を準用する場合の読替え)

第十三条 法第八十九条第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「信用金庫法第四条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関(信用金庫法第八十五条の十二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。)」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「手続実施基本契約(信用金庫法第八十五条の十二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。)」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務(信用金庫法第八十五条の十二第一項に規定する紛争解決等業務をいう。)」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

項第二号 第十二条の三第三 項第一号	紛争解決等業務	紛争解決等業務（信 用金庫法第八十五条 の十二第一項に規定 する紛争解決等業務 をいう。次号におい て同じ。）	同号	第一項第二号
			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第十三条の三	(略)	信用金庫法第八十九 条の二第一項	(略)	(略)
2 法第八十九条第三項において銀行法の規定を準用する場合に においては、同法（第五十二条の四十を除く。）の規定中「営業 所」とあるのは、「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄 に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。				
読み替える銀行法 の規定	読み替えられる 字句	読み替える字句	(略)	(略)

項第二号 (新設)			同号	第一項第二号
			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第十三条の三	(略)	信用金庫法第八十九 条の二	(略)	(略)
2 法第八十九条第三項において銀行法の規定を準用する場合に においては、同法（第五十二条の四十を除く。）の規定中「営業 所」とあるのは、「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄 に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。				
読み替える銀行法 の規定	読み替えられる 字句	読み替える字句	(略)	(略)

第五十二条の四十四第三項	(略)	信用金庫法第八十九条の二第一項
(略)	(略)	(略)

3 法第八十九条第五項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十二条の六十の二第二項	(略)	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで（第五十二条の四十五の二を除く。）及び同法第八十九条の二第一項

4 法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により法第八十九条第一項又は第五項において準用する銀行法（以下この項において「準用銀行法」という。）の規定を適用する場合には、準用銀行法の規定中

第五十二条の四十四第三項	(略)	信用金庫法第八十九条の二
(略)	(略)	(略)

3 法第八十九条第五項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十二条の六十の二第二項	(略)	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで（第五十二条の四十五の二を除く。）及び同法第八十九条の二

4 法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により法第八十九条第一項又は第五項において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）の規定を適用する場合には、銀行法の規定中「銀行」と

「銀行」とあるのは「金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属信用金庫」と、「銀行代理業」とあるのは「信用金庫代理業」と、「銀行代理業者」とあるのは「信用金庫代理業者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用金庫代理行為」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「信用金庫代理業再受託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる準用銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える準用銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十二条の四十四第三項	(略)	信用金庫法第八十九条の二第一項
(略)	(略)	(略)

5| 法第八十九条第七項において銀行法の規定を準用する場合における同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

あるのは「金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属信用金庫」と、「銀行代理業」とあるのは「信用金庫代理業」と、「銀行代理業者」とあるのは「信用金庫代理業者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用金庫代理行為」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「信用金庫代理業再受託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十二条の四十四第三項	(略)	信用金庫法第八十九条の二
(略)	(略)	(略)

(新設)

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の六十の四第一項第五号 第五十二条の六十の六第一項第七号	商号 信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法	名称 長期信用銀行法、労働金庫法、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）
第五十二条の六十の六第一項第九号～	信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法	長期信用銀行法、労働金庫法、銀行法
第五十二条の六十の十一第一項第五号	商号	名称
第五十二条の六十の十五第一項第一号	手続実施基本契約	手続実施基本契約（信用金庫法第八十五条の十二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。次項において同じ。）

第五十二条の六十の三十一第二項	認定業務	認定業務（信用金庫法第八十五条の三の四に規定する認定業務をいう。第五十二条の六十の三十四第一項及び第五十二条の六十の三十五において同じ。）
-----------------	------	-----------------------------------------------------------------------

6| 法第八十九条第九項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表 略)

7| 法第八十九条第十一項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表 略)

(信用金庫電子決済等取扱業者と密接な関係を有する者)

第十三条の三の二 準用銀行法第五十二条の六十の十三に規定す

5| 法第八十九条第七項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表 略)

6| 法第八十九条第九項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表 略)

(新設)

る政令で定める者は、金庫等（法第八十五条の二の二に規定する金庫等をいう。）その他内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げるものとする。

一 当該信用金庫電子決済等取扱業者の役員（準用銀行法第五十二条の六十の四第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）又は使用人

二 当該信用金庫電子決済等取扱業者の親法人等又は子法人等

三 当該信用金庫電子決済等取扱業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（次項第四号において「特定個人株主」という。）（第一号に掲げる者を除く。）

2] 四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

前項第二号の「親法人等」とは、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）をいう。

一 その親会社等

二 その親会社等の子会社等（自己並びに前号及び次項第一号に掲げる者を除く。）

三 その親会社等の関連会社等（次項第二号に掲げる者を除く。）

四 その特定個人株主に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び次項各号に掲げる者を除く。以下

- この号において「会社等」という。）
- イ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）
- ロ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する会社等
- 3| 第一項第二号の「子法人等」とは、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）をいう。
- 一 その子会社等
- 二 その関連会社等
- 4| この条において「親会社等」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいい、「子会社等」とは、親会社等によりその意思決定機関を支配されている他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす。
- 5| 第二項第三号及び第四号イ並びに第三項第二号の「関連会社

等」とは、会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該会社等の役員（外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。）若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等（子会社等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

6] 第一項第三号及び第二項第四号に規定する議決権の保有の判定に関し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）

第十三条の三の三 準用銀行法第五十二条の六十の二十七第二項に規定する政令で定めるものは、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の四の六の規定による認定を受けた者とする。

2] 準用銀行法第五十二条の六十の二十七第三項に規定する政令で定めるものは、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の七に規定する認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協

（新設）

会の社員である者とする。

〔認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の役員等がその職務に關して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外〕

第十三条の三の四 準用銀行法第五十二条の六十の三十一第二項に規定する政令で定める業務は、法第八十五条の三の五に規定する認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会が協同組合による金融事業に關する法律第六条の四の六の規定による認定を受けた一般社団法人であつて、当該認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の役員等（準用銀行法第五十二条の六十の三十一第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の協同組合による金融事業に關する法律第六条の四の七各号に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

〔信用金庫電子決済等取扱事業者が電子公告により公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え〕

第十三条の三の五 準用銀行法第五十二条の六十の三十六第六項及び第七項の規定において信用金庫電子決済等取扱事業者が電子公告により同条第三項の規定による公告をする場合について会社法第九百四十条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（新設）

（新設）

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第三項	前二項 これらの	第一項 同項の

(外国法人である信用金庫電子決済等取扱業者に対して法の規定を適用する場合の読替え)

第十三条の三の六 信用金庫電子決済等取扱業者が外国法人である場合における法の規定の適用に当たつての準用銀行法第五十二條の六十一の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える準用銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二條の六十の四第一項第三号	営業所 所在地	国内における営業所 所在地並びに主たる 営業所の名称及び所 在地(外国に主たる 営業所を有する場合 に限る。)
第五十二條の六十の四第二項第二号	含む。)	含む。)並びに国内 における主たる営業

(新設)

第五十二条の六十 の二十三第三項	営業所	所の登記事項証明書 国内における営業所
---------------------	-----	------------------------

(信用金庫電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲)
第十三条の四 準用銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ホに規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(認定信用金庫電子決済等代行業者協会に係る名称の使用制限の適用除外)
第十三条の五 準用銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

一・二 (略)

三 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七の規定による認定

四〇六 (略)

(信用金庫電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲)
第十三条の四 法第八十九条第七項において準用する銀行法(次条から第十三条の七までにおいて「銀行法」という。)第五十二条の六十一の五第一項第一号ホに規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(認定信用金庫電子決済等代行業者協会に係る名称の使用制限の適用除外)
第十三条の五 銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

一・二 (略)

三 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条の五の七の規定による認定

四〇六 (略)

2 準用銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。

一〇六 (略)

(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外)

第十三条の六 準用銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項に規定する政令で定める業務は、法第八十五条の十に規定する認定信用金庫電子決済等代行業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定信用金庫電子決済等代行業者協会の役員等(準用銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。)が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定	同法第九十二条の五の七各号に掲げる業務
水産業協同組合法第一百四十一条の規定による認定	同法第一百五十五条各号に掲げる業務
協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七	同法第六条の五の八各号に掲げる業務

2 銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。

一〇六 (略)

(認定信用金庫電子決済等代行業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外)

第十三条の六 銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項に規定する政令で定める業務は、法第八十五条の十に規定する認定信用金庫電子決済等代行業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定信用金庫電子決済等代行業者協会の役員等(銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。)が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

農業協同組合法第九十二条の五の六の認定	同法第九十二条の五の七に規定する業務
水産業協同組合法第一百四十一条の規定	同法第一百五十五条に規定する業務
協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七	同法第六条の五の八に規定する業務

の規定による認定	労働金庫法第八十九条の十の規定による認定	同法第八十九条の十一各号に掲げる業務
農林中央金庫法第九十五条の五の七の規定による認定	同法第九十五条の五の八各号に掲げる業務	同法第九十五条の五の八に規定する業務
株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の規定による認定	同法第六十条の二十二各号に掲げる業務	同法第六十条の二十二に規定する業務

(外国法人等である信用金庫電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え)

第十三条の七 信用金庫電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たつての準用銀行法第五十二条の六十一の三十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える準用銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)
第五十二条の六十一の三第一項第三号	所在地	所在地並びに主たる営業所又は事務所の	所在地並びに主たる営業所又は事務所の

の認定	労働金庫法第八十九条の十の認定	同法第八十九条の十一に規定する業務
農林中央金庫法第九十五条の五の七の認定	同法第九十五条の五の八に規定する業務	同法第九十五条の五の八に規定する業務
株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の認定	同法第六十条の二十二に規定する業務	同法第六十条の二十二に規定する業務

(外国法人等である信用金庫電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え)

第十三条の七 信用金庫電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たつての銀行法第五十二条の六十一の三十の規定による読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)
第五十二条の六十一の三第一項第三号	所在地	所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地(外	所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地(外

(略)	(略)	(略)	名称及び所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合には限る。）
-----	-----	-----	------------------------------------

（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）

第十三条の八 法第八十九条第十一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 五 (略)

六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定

七 五 (略)

（情報通信の技術を利用した提供）

第十四条 金庫、外国銀行代理金庫（法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。）、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等取扱業者は、法第八十九条の二第一項又は第二項において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商

(略)	(略)	(略)	国に主たる営業所又は事務所を有する場合には限る。）
-----	-----	-----	---------------------------

（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）

第十三条の八 法第八十九条第九項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 五 (略)

(新設)

六 五 (略)

（情報通信の技術を利用した提供）

第十四条 金庫、外国銀行代理金庫（法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。）又は信用金庫代理業者は、法第八十九条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品

品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金庫、外国銀行代理金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等取扱業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第十五条 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三

取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第十五条 金庫又は外国銀行代理金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用

十四条の四第六項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の第二十一項又は準用金融商品取引法第三十四条の三第二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)の規定による書面による同意に代えて準用金融商品取引法第三十四条の第二十二項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。)により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の第二十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十六条 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

する場合を含む。)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の第二十一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。)により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金庫又は外国銀行代理金庫は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の第二十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十六条 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定預金等契約（法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二・三 （略）

2 （略）

（金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第十七条 法第八十九条の二第一項の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（表 略）

2| 法第八十九条の二第二項の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号
第三十七条第一項第一号	商号、名称又は氏名	商号
第三十七条の六第四項（ただし書を	対価	対価（手数料、報酬その他の当該特定預

一 特定預金等契約（法第八十九条の二に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二・三 （略）

2 （略）

（金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第十七条 法第八十九条の二の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（表 略）

（新設）

除く。)

金等契約に関して顧客が支払うべき対価をいう。)

改正案	現行
<p>（財務局長等への権限の委任）</p> <p>第四十一条 法第三十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（前条の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）のうち次に掲げるものは、金融機関等（法第三十五条第一項に規定する金融機関代理業者及び同項に規定する電子決済等取扱業者等を含む。次項及び第三項において同じ。）の本店又は主たる事務所（外国に本店又は主たる事務所がある場合にあつては、日本における主たる営業所又は事務所。以下この条並びに次条第一項及び第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>一 法第五十八条の三第三項の規定による命令（法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる者に関するものに限る。）</p> <p>二 法第三十六条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め</p> <p>三・四（略）</p> <p>2～5（略）</p>	<p>（財務局長等への権限の委任）</p> <p>第四十一条 法第三十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（前条の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）のうち次に掲げるものは、金融機関等（法第三十五条第一項の規定による委託を受けた同項に規定する金融機関代理業者を含む。次項及び第三項において同じ。）の本店又は主たる事務所（外国に本店又は主たる事務所がある場合にあつては、日本における主たる営業所又は事務所。以下この条並びに次条第一項及び第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>一 法第五十八条の三第二項の規定による命令（法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる者に関するものに限る。）</p> <p>二 法第三十六条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令</p> <p>三・四（略）</p> <p>2～5（略）</p>



改正案	現行
<p>別表第二（第十一条、第十二条関係）</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十二条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（以下この号において単に「特定信用事業電子決済等代行業者」という。）が行う同法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供、同法第九十二条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二十条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、同法第五十二条の六十の八第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる電子決済等取扱業者及び金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百号）第十八条第二項</p>	<p>別表第二（第十一条、第十二条関係）</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十二条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（以下この号において単に「特定信用事業電子決済等代行業者」という。）が行う同法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供、同法第九十二条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二十条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百号）第十八条第二項の規定により銀行法第二十条第十八項に規定する電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者（金融サ</p>

の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サー
ビス仲介業者を含む。以下同じ。）が行う農業協同組合法第
九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供及び同法第九
十二条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う
同条第五項第一号に規定する役務の提供

五〇八（略）

九 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律
第八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代
理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第六
条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十
二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供
（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行
うものを除く。）、協同組合による金融事業に関する法律第
六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱
業者が行う同法第六条の四の三第二項に規定する役務の提供
、同法第六条の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決
済等代行業者（以下この号において単に「信用協同組合電子決
済等代行業者」という。）が行う同法第六条の五の二第二
項に規定する役務の提供、同法第六条の四の四第二項の規定
により信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる信用協
同組合電子決済等取扱業者が行う同法第六条の五の二第二項

ービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サ
ービス仲介業者をいう。第四十号において同じ。）を含む。
以下同じ。）が行う農業協同組合法第九十二条の五の二第二
項に規定する役務の提供及び同法第九十二条の六第一項第八
号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規
定する役務の提供

五〇八（略）

九 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律
第八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代
理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第六
条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十二第
一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同
項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うも
のを除く。）、協同組合による金融事業に関する法律第六条
の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者
（以下この号において単に「信用協同組合電子決済等代行業
者」という。）が行う同法第六条の五の二第二項に規定する
役務の提供及び同法第六条の五の九第六項の規定により信用
協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業
者が行う同法第六条の五の二第二項に規定する役務の提供

に規定する役務の提供、同法第六条の五の九第六項の規定により信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第六条の五の第二項に規定する役務の提供及び同法第六条の五の十二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

十〇十八 (略)

十九 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供(同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。)、信用金庫法第八十五条の三の二第二項に規定する信用金庫電子決済等取扱業者が行う同法第八十五条の三第二項に規定する役務の提供、同法第八十五条の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者(以下この号において単に「信用金庫電子決済等代行業者」という。)が行う同法第八十五条の四第二項に規定する役務の提供、同法第八十五条の三の二第二項の規定により信用金庫電子決済等代行業者とみなされる信用金庫電子決済等取扱業者が行う同法第八十五条の四第二項に規定する役務の提供、同法第八十五条の十一第六項の規定により

十〇十八 (略)

十九 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供(同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。)、信用金庫法第八十五条の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者(以下この号において単に「信用金庫電子決済等代行業者」という。)が行う同法第八十五条の四第二項に規定する役務の提供、同法第八十五条の十一第六項の規定により信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第八十五条の四第二項に規定する役務の提供及び同法第八十五条の十二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第八十五条の四第二項に規定する役務の提供及び同法第八十五条の十二第二項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

二十〇二十八 (略)

二十九 銀行法第二条第一項に規定する銀行が行う同法第十条第一項若しくは第二項に規定する販売若しくは役務の提供又は同項、同法第十一条若しくは第十二条に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供、同法第二条第十五項に規定する銀行代理業者が行う同法第十四項に規定する役務の提供又は同法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、同法第二条第十八項に規定する電子決済等取扱業者が行う同法第二十六項に規定する役務の提供、電子決済等代行業者が行う同法第二十一項に規定する役務の提供、同法第二十四項に規定する指定紛争解決機関が行う同法第三十項に規定する役務の提供及び同法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店が行う同法第十条第一項若しくは第二項に規定する販売若しくは役務の提供又は同項、同法第十一条若しくは第十二条に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供

三十〇三十九 (略)

二十〇二十八 (略)

二十九 銀行法第二条第一項に規定する銀行が行う同法第十条第一項若しくは第二項に規定する販売若しくは役務の提供又は同項、同法第十一条若しくは第十二条に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供、同法第二条第十五項に規定する銀行代理業者が行う同法第十四項に規定する役務の提供又は同法第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する内閣総理大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、電子決済等代行業者が行う同法第二十七項に規定する役務の提供、同法第二十項に規定する指定紛争解決機関が行う同法第二十四項に規定する役務の提供及び同法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店が行う同法第十条第一項若しくは第二項に規定する販売若しくは役務の提供又は同項、同法第十一条若しくは第十二条に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供

三十〇三十九 (略)

四十 金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第八項に規定する金融サービス仲介業務に係る役務の提供及び同条第九項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十二項に規定する役務の提供

四十一～四十六 (略)

四十七 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者が行う同法第三条第一項に規定する商品(当該前払式支払手段発行者が発行するものに限る。)の販売又は同項に規定する前払式支払手段(当該前払式支払手段発行者が発行するものに限る。)の発行に係る役務の提供、同法第二条第三項に規定する資金移動業者が同条第二項に規定する事業として行う商品の販売又は役務の提供、同条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者(以下この号において単に「電子決済手段等取引業者」という。)が行う同条第十項に規定する役務の提供、同条第十六項に規定する暗号資産交換業者が行う同条第十五項に規定する役務の提供、同条第二十三項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二十四項に規定する役務の提供、同条第二十七項に規定する特定信託会社(同法第三十七条の第二第三項の規定による届出をしたものに限る。)が同法第二条第二項に規定する事業として行う役務の提供及び同法第六十二

四十 金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第八項に規定する金融サービス仲介業務に係る役務の提供及び同条第九項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十二項に規定する役務の提供

四十一～四十六 (略)

四十七 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者が行う同法第三条第一項に規定する商品(当該前払式支払手段発行者が発行するものに限る。)の販売又は役務の提供、同法第二条第三項に規定する資金移動業者が行う同条第二項に規定する商品の販売又は役務の提供、同条第八項に規定する暗号資産交換業者が行う同条第七項に規定する商品の販売又は役務の提供及び同条第十三項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十四項に規定する役務の提供

条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者が行う同法第二条第十一項に規定する役務の提供
四十八・四十九 (略)

四十八・四十九 (略)

改正案	現行
<p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項に規定する「合算子法人等」とは、次に掲げる法人等をいう。</p> <p>一 他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（以下この号及び次条第二項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として内閣府令で定めるもの（第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」という。）に限る。以下この項において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。</p> <p>二・三（略）</p> <p>3 14（略）</p>	<p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項に規定する「合算子法人等」とは、次に掲げる法人等をいう。</p> <p>一 他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（以下「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として内閣府令で定めるもの（第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」という。）に限る。以下この項において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。</p> <p>二・三（略）</p> <p>3 14（略）</p>

(銀行の特定関係者)

第四条の二 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する「関連法人等」とは、法人等(当該法人等の子法人等(前項に規定する子法人等をいう。第十六条の八の二第一項第二号及び第三項、第十七条の二第二項並びに第十七条の三第三項を除き、以下同じ。))を含む。)が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等(子法人等を除く。)として内閣府令で定めるものをいう。

(情報通信の技術を利用した提供)

第四条の三 銀行は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法(以下この条から第四条の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。)第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))、第三十四条の四

(銀行の特定関係者)

第四条の二 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する「関連法人等」とは、法人等(当該法人等の子法人等(前項に規定する子法人等をいう。第十七条の二第二項及び第十七条の三第三項を除き、以下同じ。))を含む。)が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等(子法人等を除く。)として内閣府令で定めるものをいう。

(情報通信の技術を利用した提供)

第四条の三 銀行は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))、第三十四条の四第三項、第三十七条

第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第四条の四 銀行は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項又は

の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第四条の四 銀行は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。以下こ

準用金融商品取引法第三十四条の三第二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定による書面による同意に代えて準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第四条の五 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

の条において同じ。）の規定により、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第四条の五 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。))を除く。第十四条の五第二項、第十六条の六の二第二項及び第十六条の八の五第二項において同じ。)の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(外国銀行支店の取引等に係る特殊関係者)

第十二条の二 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一〇五 (略)

六 当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者並びに当該銀行代理業者の子法人等及び関連法人等(当該外国銀行及び前各号に掲げる者を除く。)

一〇三 (略)

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。))を除く。第十四条の五第二項及び第十六条の六の二第二項において同じ。)の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(外国銀行支店の取引等に係る特殊関係者)

第十二条の二 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一〇五 (略)

六 当該外国銀行支店を所属銀行(法第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。以下この条において同じ。))とする銀行代理業者(法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をい

七・八 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第十四条の三 第四条の三の規定は、外国銀行代理銀行(法第五十二条の二の五に規定する外国銀行代理銀行をいう。以下同じ。)が法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法(以下この条から第十四条の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。)第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときについて準用する。

う。以下この条において同じ。)並びに当該銀行代理業者の子法人等及び関連法人等(当該外国銀行及び前各号に掲げる者を除く。)

七・八 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第十四条の三 外国銀行代理銀行(法第五十二条の二の五に規定する外国銀行代理銀行をいう。以下同じ。)は、同条において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2) 前項の規定による承諾を得た外国銀行代理銀行は、当該相手

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第十四条の四 第四条の四の規定は、外国銀行代理銀行が準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項又は準用金融商品取引法第三十四条の三第二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定による書面による同意に代えて準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する内閣府令で定める方法により同意を得ようとするときについて準用する。

方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第十四条の四 外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

(外国銀行代理銀行が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十四条の五 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2 前項の規定による承諾を得た外国銀行代理銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(外国銀行代理銀行が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十四条の五 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(銀行代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十六条の六の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法(次項及び次条において「準用金融商品取引法」という。)第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第十六条の六の三 第四条の三の規定は、銀行代理業者が準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規

(銀行代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十六条の六の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

2 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第十六条の六の三 銀行代理業者(法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下同じ。)は、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項(法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)

定する事項を提供しようとするときについて準用する。

(銀行代理業の許可を要しない銀行等の範囲)

第十六条の八 法第五十二条の六十の二第一項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一〇七 (略)

(電子決済等取扱業者と密接な関係を有する者)

の規定により法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2| 前項の規定による承諾を得た銀行代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(銀行代理業の許可を要しない銀行等の範囲)

第十六条の八 法第五十二条の六十一第一項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一〇七 (略)

第十六条の八の二 法第五十二条の六十の十三に規定する政令で定める者は、銀行等（法第五十二条の六十の二第一項に規定する銀行等をいう。）その他内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げるものとする。

一 当該電子決済等取扱業者（法第二条第十八項に規定する電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）の役員（法第五十二条の六十の四第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）又は使用人

二 当該電子決済等取扱業者の親法人等又は子法人等

三 当該電子決済等取扱業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（次項第四号において「特定個人株主」という。）（第一号に掲げる者を除く。）

四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

2 前項第二号の「親法人等」とは、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）をいう。

一 その親会社等

二 その親会社等の子会社等（自己並びに前号及び次項第一号に掲げる者を除く。）

三 その親会社等の関連会社等（次項第二号に掲げる者を除く。）

四 その特定個人株主に係る次に掲げる会社、組合その他これ

らに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び次項各号に掲げる者を除く。以下この号において「会社等」という。）

イ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）

ロ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する会社等

3 第一項第二号の「子法人等」とは、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）をいう。

一 その子会社等

二 その関連会社等

4 この条において「親会社等」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいい、「子会社等」とは、親会社等によりその意思決定機関を支配されている他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社

等の子会社等とみなす。

5| 第二項第三号及び第四号イ並びに第三項第二号の「関連会社等」とは、会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該会社等の役員（外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。）若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等（子会社等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

6| 第一項第三号及び第二項第四号に規定する議決権の保有の判定に關し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

（情報通信の技術を利用した提供）

第十六条の八の三 第四条の三の規定は、電子決済等取扱業者が法第五十二条の六十の十七において準用する金融商品取引法（以下この条から第十六条の八の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第

（新設）

三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときにについて準用する。

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第十六条の八の四 第四条の四の規定は、電子決済等取扱業者が準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項又は準用金融商品取引法第三十四条の三第二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定による書面による同意に代えて準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する内閣府令で定める方法により同意を得ようとするときにについて準用する。

（電子決済等取扱業者が締結の媒介を行う特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十六条の八の五 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

（新設）

（新設）

-
- 一 特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの
 - 二 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 当該指標
 - ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由
 - 三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項
- 2| 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。
- 一 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨
 - 二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項
-

〔電子決済等取扱業者が行う特定預金等契約の締結の媒介について準用する金融商品取引法の規定の読替え〕

第十六条の八の六 法第五十二条の六十の十七の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

品取引法の規定	読み替える金融商	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十七条の六第四項（ただし書を除く。）	対価	対価（手数料、報酬その他の当該特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価をいう。）	

（新設）

〔認定電子決済等取扱事業者協会の認定の申請〕

第十六条の八の七 法第五十二条の六十の二十五の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

（新設）

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 役員の氏名
- 四 法第五十二条の六十の二十五第二号に規定する会員の氏名

又は名称

2| 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(認定電子決済等取扱事業者協会に係る名称の使用制限の適用除外)

第十六条の八の八 法第五十二条の六十の二十七第二項に規定する政令で定めるものは、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条の四の六の規定による認定を受けた者とする。

2| 法第五十二条の六十の二十七第三項に規定する政令で定めるものは、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の七に規定する認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の社員である者とする。

(認定電子決済等取扱事業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外)

第十六条の八の九 法第五十二条の六十の三十一第二項に規定する政令で定める業務は、法第二条第二十項に規定する認定電子決済等取扱事業者協会が協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の六の規定による認定を受けた一般社団法人であつて、当該認定電子決済等取扱事業者協会の役員等(法第五十二

(新設)

(新設)

条の六十の三十一第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の七各号に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

〔電子決済等取扱業者が電子公告により公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え〕

第十六条の八の十 法第五十二条の六十の三十六第六項及び第七項の規定において電子決済等取扱業者が電子公告により同条第三項の規定による公告をする場合について会社法第九百四十条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第三項	前二項 これらの	第一項 同項の

〔外国法人である電子決済等取扱業者に対して法の規定を適用する場合の読替え〕

第十六条の八の十一 電子決済等取扱業者が外国法人である場合における法の規定の適用に当たつての法第五十二条の六十一の

（新設）

（新設）

規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の六十の四第一項第三号	営業所所在地	国内における営業所所在地並びに主たる営業所の名称及び所在地（外国に主たる営業所を有する場合には限る。）
第五十二条の六十の四第二項第二号	含む。）	含む。）並びに国内における主たる営業所の登記事項証明書
第五十二条の六十の二十三第三項	営業所	国内における営業所

（認定電子決済等代行業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）

第十六条の十一 法第五十二条の六十一の二十一第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

一・二（略）

（認定電子決済等代行業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）

第十六条の十一 法第五十二条の六十一の二十一第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

一・二（略）

三 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七の規定による認定

四〇六 (略)

2 (略)

(認定電子決済等代行業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外)

第十六条の十二 法第五十二条の六十一の二十五第二項に規定する政令で定める業務は、法第二条第二十三項に規定する認定電子決済等代行業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定電子決済等代行業者協会の役員等（法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定	同法第九十二条の五の七各号に掲げる業務
水産業協同組合法第一百四十一条の規定による認定	同法第一百五十五条各号に掲げる業務
協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七	同法第六条の五の八各号に掲げる業務

三 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の七の規定による認定

四〇六 (略)

2 (略)

(認定電子決済等代行業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外)

第十六条の十二 法第五十二条の六十一の二十五第二項に規定する政令で定める業務は、法第二条第十九項に規定する認定電子決済等代行業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定電子決済等代行業者協会の役員等（法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

農業協同組合法第九十二条の五の六の認定	同法第九十二条の五の七に規定する業務
水産業協同組合法第一百四十一条の認定	同法第一百五十五条に規定する業務
協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七	同法第六条の五の八に規定する業務

の <u>規定による認定</u>	
労働金庫法第八十九条の十の <u>規定による認定</u>	同法第八十九条の十一各号に <u>掲げる業務</u>
農林中央金庫法第九十五条の五の七の <u>規定による認定</u>	同法第九十五条の五の八各号に <u>掲げる業務</u>
株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の <u>規定による認定</u>	同法第六十条の二十二各号に <u>掲げる業務</u>

(外国法人等である電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え)

第十六条の十三 電子決済等代行業者（法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、法第五十二条の六十の八第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる電子決済等取扱業者及び金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第十七条の五において同じ。）が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たつての法第五十二条の六十一の三十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

の <u>認定</u>	
労働金庫法第八十九条の十の <u>認定</u>	同法第八十九条の十一に <u>規定する業務</u>
農林中央金庫法第九十五条の五の七の <u>認定</u>	同法第九十五条の五の八に <u>規定する業務</u>
株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の <u>認定</u>	同法第六十条の二十二に <u>規定する業務</u>

(外国法人等である電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え)

第十六条の十三 電子決済等代行業者（法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。第十七条の五において同じ。）が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たつての法第五十二条の六十一の三十の規定による読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	読み替える法の規定
(略)	(略)	(略)	読み替えられる字句
(略)	(略)	(略)	読み替える字句

(異議を述べた銀行業関係業者の数の銀行業関係業者の総数に占める割合)

第十六条の十五 (略)

(指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外)

第十六条の十六 法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〜五 (略)

六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第

(略)	(略)	(略)	読み替える法の規定
(略)	(略)	(略)	読み替えられる字句
(略)	(略)	(略)	読み替える字句

(異議を述べた銀行の数の銀行の総数に占める割合)

第十六条の十五 (略)

(指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外)

第十六条の十六 法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〜五 (略)

(新設)

一項の規定による指定

七〇十五 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第十七条の二 法第五十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、銀行の本店(主たる外国銀行支店(法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。))を含む。以下この条において同じ。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第六号から第八号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇五 (略)

六 法第二十四条第一項及び第二項、第四十八条並びに第五十

二条の二の八の規定による報告及び資料の提出の求め

七〇八 (略)

2 前項第六号及び第七号に掲げる権限で銀行の本店以外の営業所その他の施設(当該銀行(外国銀行支店を含む。以下この項において同じ。))を所属銀行とする銀行代理業者の営業所又は事務所その他の施設及び従たる外国銀行支店(法第四十七条第二項に規定する従たる外国銀行支店をいう。))を含む。又は

六〇十四 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第十七条の二 法第五十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、銀行の本店(主たる外国銀行支店(法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。))を含む。以下この条において同じ。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第六号から第八号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇五 (略)

六 法第二十四条第一項及び第二項、第四十八条並びに第五十

二条の二の八の規定による報告及び資料の提出の命令

七〇八 (略)

2 前項第六号及び第七号に掲げる権限で銀行の本店以外の営業所その他の施設(当該銀行(外国銀行支店を含む。以下この項において同じ。))を所属銀行(法第二十六条第十六項に規定する所属銀行をいう。以下この項において同じ。))とする銀行代理業者の営業所又は事務所その他の施設及び従たる外国銀行支店(

その子法人等（法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者以外の者で当該銀行から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 5 (略)

第十七条の二の二 次に掲げる長官権限は、銀行議決権大量保有者（法第五十二条の二の十一第一項に規定する銀行議決権大量保有者をいう。以下この条において同じ。）の主たる事務所（個人のの場合にあつては、その住所又は居所）（以下この条及び次条において「主たる事務所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第三号及び第四号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一・二 (略)

法第四十七条第二項に規定する従たる外国銀行支店をいう。）を含む。）又はその子法人等（法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者以外の者で当該銀行から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 5 (略)

第十七条の二の二 次に掲げる長官権限は、銀行議決権大量保有者（法第五十二条の二の十一第一項に規定する銀行議決権大量保有者をいう。以下この条において同じ。）の主たる事務所（個人のの場合にあつては、その住所又は居所）（以下この条及び次条において「主たる事務所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第三号及び第四号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一・二 (略)

三 法第五十二条の七の規定による報告及び資料の提出の求め
四 (略)

2 5 6 (略)

第十七条の二の三 (略)

2 (略)

3 次に掲げる長官権限は、銀行主要株主の主たる事務所等又は銀行主要株主が主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

一 法第五十二条の十一の規定による報告及び資料の提出の求め

二 (略)

4 5 8 (略)

第十七条の三 (略)

2 次に掲げる長官権限は、銀行持株会社の主たる事務所又は当該銀行持株会社の子会社である銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

一 法第五十二条の三十一第一項及び第二項の規定による報告

三 法第五十二条の七の規定による報告及び資料の提出の命令
四 (略)

2 5 6 (略)

第十七条の二の三 (略)

2 (略)

3 次に掲げる長官権限は、銀行主要株主の主たる事務所等又は銀行主要株主が主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

一 法第五十二条の十一の規定による報告及び資料の提出の命令

二 (略)

4 5 8 (略)

第十七条の三 (略)

2 次に掲げる長官権限は、銀行持株会社の主たる事務所又は当該銀行持株会社の子会社である銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

一 法第五十二条の三十一第一項及び第二項の規定による報告

及び資料の提出の求め

二 (略)

3 3 6 (略)

第十七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者（法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は銀行代理業者（法第五十二条の六十の二第二項の規定により銀行代理業者とみなされた銀行等を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 3 四 (略)

五 法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十の二第三項及び第五十三条第四項の規定並びに第十六条の七第二項第二号の規定による届出の受理並びに法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六 (略)

七 法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の

及び資料の提出の命令

二 (略)

3 3 6 (略)

第十七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者（法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は銀行代理業者（法第五十二条の六十一第二項の規定により銀行代理業者とみなされた銀行等（同条第一項に規定する銀行等を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 3 四 (略)

五 法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規定並びに第十六条の七第二項第二号の規定による届出の受理並びに法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六 (略)

七 法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の

求め

八〇十 (略)

二〇五 (略)

第十七条の四の二 次に掲げる長官権限は、登録申請者（法第五十二条の六十の四第一項に規定する登録申請者をいう。）又は電子決済等取扱業者の主たる営業所（法第二条第十九項に規定する外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における主たる営業所。以下この条において「主たる営業所」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五十二条の六十の四第一項の規定による登録申請書の受理

二 法第五十二条の六十の五第一項及び第五十二条の六十の七

第三項の規定による登録

三 法第五十二条の六十の五第二項及び第五十二条の六十の六

第二項の規定による通知

四 法第五十二条の六十の五第三項の規定による公衆への縦覧

五 法第五十二条の六十の六第一項の規定による登録の拒否

六 法第五十二条の六十の七第一項及び第二項、第五十二条の

命令

八〇十 (略)

二〇五 (略)

(新設)

-
- 六十の八第三項、第五十二条の六十の三十六第一項及び第四項並びに第五十三条第五項の規定による届出の受理並びに法第五十二条の六十の十九第一項の規定による報告書の受理
- 七 法第五十二条の六十の二十第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め
- 八 法第五十二条の六十の二十一第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査
- 九 法第五十二条の六十の二十二の規定による命令
- 十 法第五十二条の六十の二十三第一項から第三項までの規定による処分
- 十一 法第五十二条の六十の二十四の規定による登録の抹消
- 2| 前項第七号及び第八号に掲げる権限で電子決済等取扱業者の主たる営業所以外の営業所その他の施設（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。
- 3| 前項の規定により、電子決済等取扱業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該電子決済等取扱業者の主たる営
-

業所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

第十七条の五 次に掲げる長官権限は、登録申請者（法第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇五 (略)

第十七条の五 次に掲げる長官権限は、登録申請者（法第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇五 (略)

六 法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項並びに第五十三条第六項の規定による届出の受理並びに法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理

七 法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め

八〇十一 (略)

2〇5 (略)

六 法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項並びに第五十三条第五項の規定による届出の受理並びに法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理

七 法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

八〇十一 (略)

2〇5 (略)

改正案	現行
<p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第三条 法第六条第一項において準用する銀行法（以下この条から第四条の二まで、第六条及び第七条において「準用銀行法」という。）第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この項において「同一人自身」という。）が当該信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会をいう。以下同じ。）の合算子法人等及び合算関連法人等でない場合の次に掲げる者（当該信用協同組合等の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第九項及び第十一項において「受信合算対象者」という。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 前項に規定する合算子法人等とは、次に掲げる法人等をいう。</p> <p>一 他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（以下この号及び次条第二項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として内閣府令で定めるもの（第三号及び次項において</p>	<p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第三条 法第六条第一項において準用する銀行法（以下この条から第四条の二まで、第六条及び第七条において「銀行法」という。）第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この項において「同一人自身」という。）が当該信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会をいう。以下同じ。）の合算子法人等及び合算関連法人等でない場合の次に掲げる者（当該信用協同組合等の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第九項及び第十一項において「受信合算対象者」という。）とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 前項に規定する合算子法人等とは、次に掲げる法人等をいう。</p> <p>一 他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（以下「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として内閣府令で定めるもの（第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」と</p>

て「受信者連結基準法人等」という。）に限る。以下この項において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。

二・三 (略)

3 3 6 (略)

7 準用銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 3 四 (略)

8 準用銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める区分は、同一人（同項本文に規定する同一人をいう。次項及び第十一項において同じ。）に対する信用の供与等（同条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）とし、同項本文に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。

9 準用銀行法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定める

いう。）に限る。以下この項において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。

二・三 (略)

3 3 6 (略)

7 銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 3 四 (略)

8 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める区分は、同一人（同項本文に規定する同一人をいう。次項及び第十一项において同じ。）に対する信用の供与等（同条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）とし、同項本文に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。

9 銀行法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむ

やむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 信用の供与等を受けている者（以下この項及び第十一項において「債務者等」という。）の事業（次号及び第三号に規定する事業を除く。以下この号において同じ。）の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該信用協同組合等が当該債務者等に対して準用銀行法第十三条第一項本文に規定する信用供与等限度額（以下この項において「信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしな
いこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 五 （略）

10 準用銀行法第十三条第二項前段に規定する政令で定める区分は、第八項に規定する信用の供与等の区分とし、同条第二項前段に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。

11 準用銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 第九項第一号に規定する場合において、当該信用協同組合等及びその子会社等（準用銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十三項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して準用銀行法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度

を得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 信用の供与等を受けている者（以下この項及び第十一項において「債務者等」という。）の事業（次号及び第三号に規定する事業を除く。以下この号において同じ。）の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該信用協同組合等が当該債務者等に対して銀行法第十三条第一項本文に規定する信用供与等限度額（以下この項において「信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしな
いこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 五 （略）

10 銀行法第十三条第二項前段に規定する政令で定める区分は、第八項に規定する信用の供与等の区分とし、同条第二項前段に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。

11 銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 第九項第一号に規定する場合において、当該信用協同組合等及びその子会社等（銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十三項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して銀行法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下

額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざることとすれば、当該債務者等の事業（第九項第二号及び第三号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二〇五（略）

12 準用銀行法第十三条第三項第一号に規定する政令で定める信用の供与等は、次に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一〇四（略）

13 準用銀行法第十三条第三項第二号に規定する政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う信用協同組合等又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。

（信用協同組合等の特定関係者）

第三条の二 準用銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一〇四（略）

二〇三（略）

この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざることとすれば、当該債務者等の事業（第九項第二号及び第三号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二〇五（略）

12 銀行法第十三条第三項第一号に規定する政令で定める信用の供与等は、次に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一〇四（略）

13 銀行法第十三条第三項第二号に規定する政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う信用協同組合等又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。

（信用協同組合等の特定関係者）

第三条の二 銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一〇四（略）

二〇三（略）

(子金融機関等の範囲)

第三条の三 準用銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者(当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者を除く。)とする。

一 三 (略)

2 準用銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 五 (略)

(休日)

第四条 準用銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日は、次に掲げる日とする。

一 三 (略)

2・3 (略)

(事業の譲渡等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第四条の二 準用銀行法第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の信用協同組合等の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。

(子金融機関等の範囲)

第三条の三 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者(当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者を除く。)とする。

一 三 (略)

2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 五 (略)

(休日)

第四条 銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日は、次に掲げる日とする。

一 三 (略)

2・3 (略)

(事業の譲渡等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第四条の二 銀行法第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の信用協同組合等の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令で定めるものとする。

(信用協同組合代理業者等についての銀行法の読替え)

第五条の五 法第六条の四の二第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十二条の六十の二第二項	(略)	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで(第五十二条の四十五の二を除く。)及び同法第六
		条の五の十一第一項

2 法第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により同法の規定を適用する場合においては、同法の規定中「銀行」とあるのは「信用協同組合等」と、「所属銀行」とあるのは「所属信用協同組合」と、「銀行代理業者」とあるのは「信用協同組合代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「信用協同組合代理業」と、「第二条第十四

(信用協同組合代理業者等についての銀行法の読替え)

第五条の五 法第六条の五第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十二条の六十の二第二項	(略)	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで(第五十二条の四十五の二を除く。)及び同法第六
		条の五の十一

2 法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により同法の規定を適用する場合においては、同法の規定中「銀行」とあるのは「信用協同組合等」と、「所属銀行」とあるのは「所属信用協同組合」と、「銀行代理業者」とあるのは「信用協同組合代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「信用協同組合代理業」と、「第二条第十四項各号

項各号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の第三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用協同組合代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用協同組合代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用協同組合代理行為」と、「銀行代理業者再委託者」とあるのは「信用協同組合代理業者再委託者」と、「銀行代理業者再受託者」とあるのは「信用協同組合代理業者再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表 略)

(特定信用協同組合代理業者の休日)

第五条の六 法第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第四条第一項各号に掲げる日とする。

2 前項に定める日のほか、特定信用協同組合代理業者（法第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。

「とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の第三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用協同組合代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用協同組合代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用協同組合代理行為」と、「銀行代理業者再委託者」とあるのは「信用協同組合代理業者再委託者」と、「銀行代理業者再受託者」とあるのは「信用協同組合代理業者再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表 略)

(特定信用協同組合代理業者の休日)

第五条の六 法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第四条第一項各号に掲げる日とする。

2 前項に定める日のほか、特定信用協同組合代理業者（法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。

一 特定信用協同組合代理業者の特定信用協同組合代理行為（法第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定信用協同組合代理行為を行う営業所等の当該特定信用協同組合代理行為を行う施設以外の施設を含む。） 前項に定める日以外の日

二 (略)

3 (略)

(信用協同組合電子決済等取扱業に関する特例に係る法の規定を適用する場合の読替え)

第五条の六の二 法第六条の四の四第二項の規定により法第六条の五の十第一項において準用する銀行法の規定を適用する場合同項において準用する銀行法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法第六 条の五の十第一項 において準用する 銀行法の規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
第五十二条の六十	商号、名称又は	商号

一 特定信用協同組合代理業者の特定信用協同組合代理行為（法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定信用協同組合代理行為を行う営業所等の当該特定信用協同組合代理行為を行う施設以外の施設を含む。） 前項に定める日以外の日

二 (略)

3 (略)

(新設)

一の八第一項第一号	氏名	
第五十二条の六十一の八第一項第四号	営業所又は事務所	営業所
第五十二条の六十一の十五第一項	営業所若しくは事務所	営業所

(認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の認定の申請)

第五条の六の三 法第六条の四の六の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

- 一 名称
 - 二 事務所の所在地
 - 三 役員の氏名
 - 四 法第六条の四の六第二号に規定する協会の氏名又は名称
- 2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(信用協同組合電子決済等取扱業者等についての銀行法の読替え)

(新設)

第五条の六の四 法第六条の五第一項において銀行法の規定を準用する場合における同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第五十二条の六十	読み替える銀行法の規定		読み替えられる字句		読み替える字句
	第五十二条の六十の四第一項第五号	第五十二条の六十の六第一項第七号	商号	商号	
第五十二条の六十	読み替える銀行法の規定		読み替えられる字句		読み替える字句
	第五十二条の六十の六第一項第九号	第五十二条の六十の六第一項第九号	商号	商号	
第五十二条の六十	読み替える銀行法の規定		読み替えられる字句		読み替える字句
	第五十二条の六十の六第一項第九号	第五十二条の六十の六第一項第九号	商号	商号	

(新設)

の十一第一項第五号	第五十二条の六十の十五第一項第一号	第五十二条の六十の三十一第二項
手続実施基本契約	手続実施基本契約	認定業務
手続実施基本契約（協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。次項において同じ。）	手続実施基本契約（協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。次項において同じ。）	認定業務（協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の六に規定する認定業務をいう。第五十二条の六十の三十四第一項及び第五十二条の六十の三十五において同じ。）

（信用協同組合電子決済等取扱業者と密接な関係を有する者）

第五条の六の五 法第六条の五第一項において準用する銀行法（

以下この項、次条から第五条の六の九まで及び第九条第一項において「準用銀行法」という。）第五十二条の六十の十三に規定する政令で定める者は、信用組合等（法第六条の四に規定する信用組合等をいう。）その他内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げるものとする。

一 当該信用協同組合電子決済等取扱業者（法第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）の役員（準用銀行法第五十二条の六十の四第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）又は使用人

二 当該信用協同組合電子決済等取扱業者の親法人等又は子法人等

三 当該信用協同組合電子決済等取扱業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（次項第四号において「特定個人株主」という。）（第一号に掲げる者を除く。）

四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

2 前項第二号の「親法人等」とは、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）をいう。

一 その親会社等

二 その親会社等の子会社等（自己並びに前号及び次項第一号

（新設）

-
- に掲げる者を除く。)
 - 三| その親会社等の関連会社等（次項第二号に掲げる者を除く。）
 - 四| その特定個人株主に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び次項各号に掲げる者を除く。以下この号において「会社等」という。）
 - イ| 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）
 - ロ| 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する会社等
 - 3| 第一項第二号の「子法人等」とは、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）をいう。
 - 一| その子会社等
 - 二| その関連会社等
 - 4| この条において「親会社等」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している会社等として内閣府令で定める
-

ものをいい、「子会社等」とは、親会社等によりその意思決定機関を支配されている他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす。

5| 第二項第三号及び第四号イ並びに第三項第二号の「関連会社等」とは、会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該会社等の役員（外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。）若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等（子会社等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

6| 第一項第三号及び第二項第四号に規定する議決権の保有の判定に關し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

（認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）

第五条の六の六 準用銀行法第五十二条の六十の二十七第二項に規定する政令で定めるものは、銀行法第五十二条の六十の二十五の規定による認定を受けた者とする。

2 準用銀行法第五十二条の六十の二十七第三項に規定する政令で定めるものは、銀行法第二条第二十項に規定する認定電子決済等取扱事業者協会の社員である者とする。

(認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外)

第五条の六の七 準用銀行法第五十二条の六十の三十一第二項に規定する政令で定める業務は、法第六条の四の七に規定する認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会が銀行法第五十二条の六十の二十五の規定による認定を受けた一般社団法人であつて、当該認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の役員等(準用銀行法第五十二条の六十の三十一第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。)が当該一般社団法人の銀行法第五十二条の六十の二十六各号に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

(信用協同組合電子決済等取扱業者が電子公告により公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

(新設)

(新設)

第五条の六の八 準用銀行法第五十二条の六十の三十六第六項及び第七項において信用協同組合電子決済等取扱業者が電子公告により同条第三項の規定による公告をする場合について会社法第九百四十条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第九百四十条第三項	読み替えられる字句		読み替える字句
	前二項	第一項	
	これらの	同項の	

(外国法人である信用協同組合電子決済等取扱業者に対して法の規定を適用する場合の読替え)

第五条の六の九 信用協同組合電子決済等取扱業者が外国法人である場合における法の規定の適用に当たつての準用銀行法第五十二条の六十一の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える準用銀行法の規定 第五十二条の六十の四第一項第三号	読み替えられる字句		読み替える字句
	営業所	国内における営業所	
	所在地	所在地並びに主たる営業所の名称及び所	

(新設)

(新設)

		在地（外国に主たる営業所を有する場合には限る。）
第五十二条の六十の四第二項第二号	含む。）	含む。）並びに国内における主たる営業所の登記事項証明書
第五十二条の六十の二十三第三項	営業	国内における営業所

（信用協同組合電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲）

第五条の九 法第六条の五の十第一項において準用する銀行法（次条、第五条の十一及び第十條において「準用銀行法」という。）第五十二条の六十一の五第一項第一号ホに規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一・二 (略)

（認定信用協同組合電子決済等代行業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）

第五条の十 準用銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項に規

（信用協同組合電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲）

第五条の九 法第六条の五の十第一項において準用する銀行法（次条（第一項第四号及び第二項第四号を除く。））、第五条の十（同条の表を除く。）及び第九條において「銀行法」という。）第五十二条の六十一の五第一項第一号ホに規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一・二 (略)

（認定信用協同組合電子決済等代行業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）

第五条の十 銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項に規定す

定する政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

一～六 (略)

2 準用銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。

一～三 (略)

四 銀行法第二条第二十三項に規定する認定電子決済等代行業者協会

五・六 (略)

(認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外)

第五条の十一 準用銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項に規定する政令で定める業務は、法第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の役員等(準用銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。

以下この条において同じ。)が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務と

る政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

一～六 (略)

2 銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。

一～三 (略)

四 銀行法第二条第十九項に規定する認定電子決済等代行業者協会

五・六 (略)

(認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外)

第五条の十一 銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項に規定する政令で定める業務は、法第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の役員等(銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。)が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

する。

農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定	同法第九十二条の五の七各号に掲げる業務
水産業協同組合法第百十四条の規定による認定	同法第百十五条各号に掲げる業務
労働金庫法第八十九条の十の規定による認定	同法第八十九条の十一各号に掲げる業務
銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定	同法第五十二条の六十一の二十各号に掲げる業務
農林中央金庫法第九十五条の五の七の規定による認定	同法第九十五条の五の八各号に掲げる業務
株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の規定による認定	同法第六十条の二十二各号に掲げる業務

(外国法人等である信用協同組合電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え)

第五条の十二 信用協同組合電子決済等代行業者（法第六条の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六条の四の四第二項の規定により当該信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる信用協同組合電子決済等取扱業者

農業協同組合法第九十二条の五の六の認定	同法第九十二条の五の七に規定する業務
水産業協同組合法第百十四条の認定	同法第百十五条に規定する業務
労働金庫法第八十九条の十の認定	同法第八十九条の十一に規定する業務
銀行法第五十二条の六十一の十九の認定	同法第五十二条の六十一の二十に規定する業務
農林中央金庫法第九十五条の五の七の認定	同法第九十五条の五の八に規定する業務
株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の認定	同法第六十条の二十二に規定する業務

(外国法人等である信用協同組合電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え)

第五条の十二 信用協同組合電子決済等代行業者（法第六条の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六条の五の九第六項の規定により当該信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二

及び法第六条の五の九第六項の規定により当該信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービス^一の提供に関する法律（平成十二年法律第一百号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス^二仲介業者を含む。）を含む。第十條第一項から第三項までにおいて同じ。）が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たつての法第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の三十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法第六条の五の十第一項において準用する銀行法の規定	読み替えられる字句	(略)
(略) 第五十二條の六十一の三第一項第三号	(略) 営業所 所在地	(略) 国内における営業所 所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合は事務所を有する場

条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一條第六項に規定する金融サービス^一仲介業者を含む。）を含む。第九條第一項から第三項までにおいて同じ。）が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たつての法第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の三十の規定による読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法第六条の五の十第一項において準用する銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略) 第五十二條の六十一の三第一項第三号	(略) 所在地	(略) 所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合には限る。）

(略)	(略)	(略)	合に限る。)
-----	-----	-----	--------

(情報通信の技術を利用した提供)

第五条の十三 信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者は、法第六条の五の十一第一項又は第二項において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等取扱業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けな

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(情報通信の技術を利用した提供)

第五条の十三 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、法第六条の五の十一において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相

い旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第五条の十四 信用協同組合等又は信用協同組合電子決済等取扱業者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項又は準用金融商品取引法第三十四条の三第二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))の規定による書面による同意に代えて準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。))により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た信用協同組合等又は信用協同組

相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第五条の十四 信用協同組合等は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。))により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た信用協同組合等は、当該相手方

合電子決済等取扱業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の第二十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第五条の十五 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 特定預金等契約（法第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二・三 (略)

2 (略)

(金融商品取引法を準用する場合の読替え)

第五条の十六 法第六条の五の十一第一項の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の第二十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第五条の十五 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 特定預金等契約（法第六条の五の十一に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二・三 (略)

2 (略)

(金融商品取引法を準用する場合の読替え)

第五条の十六 法第六条の五の十一の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(表略)

2| 法第六条の五の十一第二項の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十四条	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号	読み替える字句
品取引法の規定	字句	読み替える字句	
第三十七条第一項第一号	商号、名称又は氏名	商号	
第三十七条の六第四項(ただし書を除く。)	対価	対価(手数料、報酬その他の当該特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価をいう。)	

(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定)

第五条の十七 法第六条の五の十二第一項第二号及び第四号並びに法第六条の五の十四第一項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(表略)

(新設)

(新設)

一 金融商品取引法第一百五十六条の三十九第一項の規定による指定

二 第五条の十九各号に掲げる指定

(異議を述べた信用協同組合電子決済等取扱業者の数の信用協同組合電子決済等取扱業者の総数に占める割合)

第五条の十八 法第六条の五の十二第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

(指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外)

第五条の十九 法第六条の五の十四第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の規定による指定

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第十二条の二第一項の規定による指定

三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定

四 水産業協同組合法第百十八条第一項の規定による指定

五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定

(新設)

(新設)

六 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定

七 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定

八 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定

九 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三

十九第一項の規定による指定

十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定

十二 金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定による指定

十三 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定

十四 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第八十五条の

二第一項の規定による指定

十五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）

第九十九条第一項の規定による指定

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第六条 法第七条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 準用銀行法第二十七条及び第二十八条の規定による解散命令

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第六条 法第七条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 銀行法第二十七条及び第二十八条の規定による解散命令

三 準用銀行法第五十六条（第二号に係る部分に限る。）の規定による告示

（財務局長等への権限の委任）

第七条 法第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用協同組合に関するもの限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第三条第一項（第二号に係る部分を除く。）、第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第四項ただし書及び第六項、第四条の三第二項ただし書、第五条の二第一項ただし書並びに第七条の四ただし書の規定並びに準用銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書及び第三十七条第一項第三号の規定による認可及び承認

二・三 （略）

四 法第七条の二の規定、準用銀行法第十六条第一項の規定及び第四条第二項第三号の規定による届出の受理並びに準用銀

三 銀行法第五十六条（第二号に係る部分に限る。）の規定による告示

（財務局長等への権限の委任）

第七条 法第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（次条第一項及び第四項並びに第九条第一項及び第四項において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用協同組合に関するもの限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第三条第一項（第二号に係る部分を除く。）、第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第四項ただし書及び第六項、第四条の三第二項ただし書、第五条の二第一項ただし書並びに第七条の四ただし書の規定並びに銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書及び第三十七条第一項第三号の規定による認可及び承認

二・三 （略）

四 法第七条の二の規定、銀行法第十六条第一項の規定及び第四条第二項第三号の規定による届出の受理並びに銀行法第十

行法第十九条第一項及び第二項の規定による書類の受理

五 準用銀行法第二十四条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め

六 準用銀行法第二十五条第一項（準用銀行法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による質問及び立入検査

六の二 準用銀行法第二十六条第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。）

七 準用銀行法第四十四条の規定による清算人の選任及び解任の請求

八 準用銀行法第四十六条第一項及び第二項の規定による意見の陳述

2 前項第五号及び第六号に掲げる権限で信用協同組合の従たる事務所その他の施設（当該信用協同組合を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者の営業所又は事務所その他の施設を含む。）又は当該信用協同組合の子法人等（準用銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該信用協同組合を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者以外の者で当該信用協同組合から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）（以下この項及び次項において「従たる事務所等」という

九条第一項及び第二項の規定による書類の受理

五 銀行法第二十四条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

六 銀行法第二十五条第一項（銀行法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による質問及び立入検査

六の二 銀行法第二十六条第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。）

七 銀行法第四十四条の規定による清算人の選任及び解任の請求

八 銀行法第四十六条第一項及び第二項の規定による意見の陳述

2 前項第五号及び第六号に掲げる権限で信用協同組合の従たる事務所その他の施設（当該信用協同組合を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者の営業所又は事務所その他の施設を含む。）又は当該信用協同組合の子法人等（法第六条第一項において準用する銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該信用協同組合を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者以外の者で当該信用協同組合から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）（以下この条において「従た

。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 (略)

第八条 次に掲げる長官権限は、申請者(法第六条の四の二第一項において準用する銀行法(以下この項において「準用銀行法」という。))第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。又は信用協同組合代理業者(準用銀行法第五十二条の六の二第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされる信用組合等を含む。以下この条において同じ。))の主たる営業所又は事務所(以下この条において「主たる営業所等」という。))の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 (略)

二 準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更

る事務所等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 (略)

第八条 次に掲げる長官権限は、申請者(法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。))又は信用協同組合代理業者(法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされる信用組合等(法第六条の四に規定する信用組合等を含む。))を含む。以下この条において同じ。))の主たる営業所又は事務所(以下この条において「主たる営業所等」という。))の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 (略)

二 法第六条の五第一項において準用する銀行法(以下この項において「銀行法」という。))第五十二条の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更

三 第一号に掲げる許可に係る準用銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認

四 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第五条の六第二項第二号の規定による承認

五 法第七条の二第二項の規定、準用銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十の二第三項の規定並びに第五条の六第二項第二号の規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六 準用銀行法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への縦覧

七 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の求め

八 準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査

九 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令

十 準用銀行法第五十二条の五十六の規定による処分

2 5 (略)

第九条 次に掲げる長官権限は、登録申請者（準用銀行法第五十二条の六十の四第一項に規定する登録申請者をいう。）又は信

三 第一号に掲げる許可に係る銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認

四 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第五条の六第二項第二号の規定による承認

五 法第七条の二第二項の規定、銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十一第三項の規定並びに第五条の六第二項第二号の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六 銀行法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への縦覧

七 銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の命令

八 銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査

九 銀行法第五十二条の五十五の規定による命令

十 銀行法第五十二条の五十六の規定による処分

2 5 (略)

(新設)

用協同組合電子決済等取扱業者の主たる営業所（銀行法第二条第十九項に規定する外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における主たる営業所。以下この条において「主たる営業所」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 準用銀行法第五十二条の六十の四第一項の規定による登録申請書の受理

二 準用銀行法第五十二条の六十の五第一項及び第五十二条の六十の七第三項の規定による登録

三 準用銀行法第五十二条の六十の五第二項及び第五十二条の六十の六第二項の規定による通知

四 準用銀行法第五十二条の六十の五第三項の規定による公衆への縦覧

五 準用銀行法第五十二条の六十の六第一項の規定による登録の拒否

六 法第六条の四の四第三項及び第七条の二第三項の規定並びに準用銀行法第五十二条の六十の七第一項及び第二項並びに第五十二条の六十の三十六第一項及び第四項の規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の六十の十九第一項の規定による報告書の受理

-
- 七 準用銀行法第五十二条の六十の二十第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め
- 八 準用銀行法第五十二条の六十の二十一第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査
- 九 準用銀行法第五十二条の六十の二十二の規定による命令
- 十 準用銀行法第五十二条の六十の二十三第一項から第三項までの規定による処分
- 十一 準用銀行法第五十二条の六十の二十四の規定による登録の抹消
- 2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で信用協同組合電子決済等取扱業者の主たる営業所以外の営業所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。
- 3 前項の規定により、信用協同組合電子決済等取扱業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用協同組合電子決済等取扱業者の主たる営業所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主
-

たる営業所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも同様とする。

第十条 次に掲げる長官権限は、登録申請者（準用銀行法第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は信用協同組合電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は信用協同組合電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 準用銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理

二 準用銀行法第五十二条の六十一の四第一項及び第五十二条

第九条 次に掲げる長官権限は、登録申請者（銀行法第五十二条

の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は信用協同組合電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は信用協同組合電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理

二 銀行法第五十二条の六十一の四第一項及び第五十二条の六

- の六十一の六第二項の規定による登録
 - 三 準用銀行法第五十二条の六十一の四第二項及び第五十二条の六十一の五第二項の規定による通知
 - 四 法第六条の五の九第三項の規定及び準用銀行法第五十二条の六十一の四第三項の規定による公衆への縦覧
 - 五 準用銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否
 - 六 法第六条の五の九第二項及び第七条の二第四項の規定並びに準用銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項並びに第五十二条の六十一の七第一項の規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理
 - 七 準用銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め
 - 八 準用銀行法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査
 - 九 準用銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令
 - 十 法第六条の五の九第四項の規定並びに準用銀行法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分
 - 十一 準用銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消
- 2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で信用協同組合電子決済

- 十一の六第二項の規定による登録
 - 三 銀行法第五十二条の六十一の四第二項及び第五十二条の六十一の五第二項の規定による通知
 - 四 法第六条の五の九第三項の規定及び銀行法第五十二条の六十一の四第三項の規定による公衆への縦覧
 - 五 銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否
 - 六 法第六条の五の九第二項及び第七条の二第三項の規定並びに銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項並びに第五十二条の六十一の七第一項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理
 - 七 銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令
 - 八 銀行法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査
 - 九 銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令
 - 十 法第六条の五の九第四項の規定並びに銀行法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分
 - 十一 銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消
- 2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で信用協同組合電子決済

等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3
5
（略）

等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3
5
（略）

改正案	現行
<p>（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）</p> <p>第二条 法第五十七条第二項（法第六十二条の五第五項、第六十二条の六第七項及び第六十二条の七第五項において準用する場合を含む。）並びに法第九十四条第一項及び第三項において準用する銀行法（第五条から第六条まで、第九条から第十条の二まで及び第十一条において「<u>準用銀行法</u>」という。）第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の労働金庫又は労働金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令・厚生労働省令で定めるものとする。</p> <p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第五条 準用銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この項において「同一人自身」という。）が当該金庫の合算子法人等及び合算関連法人等でない場合の次に掲げる者（当該金庫の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第九項及び第十一項において「受信</p>	<p>（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）</p> <p>第二条 法第五十七条第二項（法第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項及び第六十二条の七第四項において準用する場合を含む。）並びに法第九十四条第一項及び第三項において準用する銀行法（第五条から第六条まで、第八条から第十条の二まで及び第十一条において「<u>銀行法</u>」という。）第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の労働金庫又は労働金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令・厚生労働省令で定めるものとする。</p> <p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第五条 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この項において「同一人自身」という。）が当該金庫の合算子法人等及び合算関連法人等でない場合の次に掲げる者（当該金庫の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第九項及び第十一項において「受信</p>

合算対象者」という。)とする。

一・二 (略)

2と6 (略)

7 準用銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与又は出資(信用の供与又は出資に相当するものを含む。)として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一と四 (略)

8 準用銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める区分は、同一人(同項本文に規定する同一人という。次項及び第十一項において同じ。)に対する信用の供与等(同条第一項本文に規定する信用の供与等という。以下この条において同じ。)とし、同項本文に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。

9 準用銀行法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 信用の供与等を受けている者(以下この項及び第十一項において「債務者等」という。)の事業(次号及び第四号に規定する事業を除く。以下この号において同じ。)の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該金庫が当該債務者等に対して準用銀行法第十三条第一項本文に規定する信用供与等限度額(以下この項において「信用供与等限度額」という。)を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそ

対象者」という。)とする。

一・二 (略)

2と6 (略)

7 銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与又は出資(信用の供与又は出資に相当するものを含む。)として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一と四 (略)

8 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める区分は、同一人(同項本文に規定する同一人という。次項及び第十一項において同じ。)に対する信用の供与等(同条第一項本文に規定する信用の供与等という。以下この条において同じ。)とし、同項本文に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。

9 銀行法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 信用の供与等を受けている者(以下この項及び第十一項において「債務者等」という。)の事業(次号及び第四号に規定する事業を除く。以下この号において同じ。)の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該金庫が当該債務者等に対して銀行法第十三条第一項本文に規定する信用供与等限度額(以下この項において「信用供与等限度額」という。)を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそ

れがあること。

二〇六 (略)

10 準用銀行法第十三条第二項前段に規定する政令で定める区分は、第八項に規定する信用の供与等の区分とし、同条第二項前段に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。

11 準用銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 第九項第一号に規定する場合において、当該金庫及びその子会社等（準用銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十三項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して準用銀行法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業（第九項第二号及び第四号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二〇六 (略)

12 準用銀行法第十三条第三項第一号に規定する政令で定める信用の供与等は、次に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一〇四 (略)

あること。

二〇六 (略)

10 銀行法第十三条第二項前段に規定する政令で定める区分は、第八項に規定する信用の供与等の区分とし、同条第二項前段に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。

11 銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 第九項第一号に規定する場合において、当該金庫及びその子会社等（銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十三項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して銀行法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業（第九項第二号及び第四号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二〇六 (略)

12 銀行法第十三条第三項第一号に規定する政令で定める信用の供与等は、次に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一〇四 (略)

13 準用銀行法第十三条第三項第二号に規定する政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。

(金庫の特定関係者)

第五条の二 準用銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 一 四 (略)

二 二 三 (略)

(子金融機関等の範囲)

第五条の三 準用銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者(当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者を除く。)とする。

一 一 三 (略)

2 準用銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 一 五 (略)

(休日)

第六条 準用銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日は、次に掲げる日とする。

一 一 三 (略)

13 銀行法第十三条第三項第二号に規定する政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。

(金庫の特定関係者)

第五条の二 銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 一 四 (略)

二 二 三 (略)

(子金融機関等の範囲)

第五条の三 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者(当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者を除く。)とする。

一 一 三 (略)

2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 一 五 (略)

(休日)

第六条 銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日は、次に掲げる日とする。

一 一 三 (略)

(銀行法を準用する場合の読替え)

第七条 法第九十四条第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定銀行業務紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	読み替える銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
-----	-------------	-----	-----------	-----	---------

(銀行法を準用する場合の読替え)

第七条 法第九十四条第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関(労働金庫法第八十九条の十三第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。)」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約(労働金庫法第八十九条の十三第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。)」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務(労働金庫法第八十九条の十三第一項に規定する紛争解決等業務をいう。)」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	読み替える銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
-----	-------------	-----	-----------	-----	---------

	第十二条の二第二項				
	第十二条の三第一項第一号	指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が銀行業務であるもの	労働金庫法第八十九条の十三第一項第八号に規定する指定紛争解決機関		
	第十二条の三第一項第二号	(略)	(略)		
	第十二条の三第三項第一号	紛争解決等業務	紛争解決等業務(労働金庫法第八十九条の十三第一項に規定する紛争解決等業務をいう。次号において同じ。)		
同号				手続実施基本契約	手続実施基本契約(同号に規定する手続実施基本契約をいう。次項において同じ。)
第一項第二号					

	第十二条の二第二項				
	(新設)				
	第十二条の三第一項第二号	(略)	(略)		
	(新設)				

(略) (略) (略)

2 法第九十四条第三項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十二条の六十の二第二項	(略)	(略)

3 法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により法第九十四条第一項又は第三項において準用する銀行法（以下この項において「準用銀行法」という。）の規定を適用する場合には、準用銀行法の規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属労働金庫」と、「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは「労働金庫代理業」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫

(略) (略) (略)

2 法第九十四条第三項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十二条の六十の二第二項	(略)	(略)

3 法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により法第九十四条第一項又は第三項において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）の規定を適用する場合には、銀行法の規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属労働金庫」と、「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは「労働金庫代理業」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と

代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる準用銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える準用銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

4 (略)

5 法第九十四条第七項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表 略)

(金庫が労働金庫代理業を行う場合において変更の届出を要する労働金庫の範囲)

第七条の二の二 法第九十四条第四項の規定により読み替えられた同条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十の二第

と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

4 (略)

5 法第九十四条第七項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表 略)

(金庫が労働金庫代理業を行う場合において変更の届出を要する労働金庫の範囲)

第七条の二の二 法第九十四条第四項の規定により読み替えられた同条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二

二項に規定する政令で定めるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫とする。

2 法第九十四条第四項の規定により読み替えられた同条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十の二第二項に規定する政令で定める労働金庫は、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫とする。

（労働金庫電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲）

第七条の二の三 法第九十四条第五項において準用する銀行法（次条、第七条の二の五及び第十条の三において「準用銀行法」という。）第五十二条の六十一の五第一項第一号ホに規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一・二 （略）

（認定労働金庫電子決済等代行業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）

第七条の二の四 準用銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

一〜六 （略）

項に規定する政令で定めるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫とする。

2 法第九十四条第四項の規定により読み替えられた同条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項に規定する政令で定める労働金庫は、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫とする。

（労働金庫電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲）

第七条の二の三 法第九十四条第五項において準用する銀行法（次条（第一項第四号及び第二項第四号を除く。）、第七条の二の五（同条の表を除く。）及び第十条の三において「銀行法」という。）第五十二条の六十一の五第一項第一号ホに規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一・二 （略）

（認定労働金庫電子決済等代行業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）

第七条の二の四 銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

一〜六 （略）

2 準用銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。

一～三 (略)

四 銀行法第二条第二十三項に規定する認定電子決済等代行業者協会

五・六 (略)

(認定労働金庫電子決済等代行業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外)

第七条の二の五 準用銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項に規定する政令で定める業務は、法第八十九条の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定労働金庫電子決済等代行業者協会の役員等(準用銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。)が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定	同法第九十二条の五の七各号に掲げる業務
水産業協同組合法第百十四条の規定による認定	同法第百十五条各号に掲げる業務

2 銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。

一～三 (略)

四 銀行法第二条第十九項に規定する認定電子決済等代行業者協会

五・六 (略)

(認定労働金庫電子決済等代行業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外)

第七条の二の五 銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項に規定する政令で定める業務は、法第八十九条の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定労働金庫電子決済等代行業者協会の役員等(銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。)が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

農業協同組合法第九十二条の五の六の認定	同法第九十二条の五の七に規定する業務
水産業協同組合法第百十四条の認定	同法第百十五条に規定する業務

協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七の規定による認定	同法第六条の五の八各号に掲げる業務
銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定	同法第五十二条の六十一の二十各号に掲げる業務
農林中央金庫法第九十五条の五の七の規定による認定	同法第九十五条の五の八各号に掲げる業務
株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の規定による認定	同法第六十条の二十二各号に掲げる業務

(外国法人等である労働金庫電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え)

第七条の二の六 労働金庫電子決済等代行業者（法第八十九条の六第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十九条の十二第六項の規定により当該労働金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。）を含む。第十条の三において同じ。）が外国法人又は外国に住所を有する

協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七の認定	同法第六条の五の八に規定する業務
銀行法第五十二条の六十一の十九の認定	同法第五十二条の六十一の二十に規定する業務
農林中央金庫法第九十五条の五の七の認定	同法第九十五条の五の八に規定する業務
株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の認定	同法第六十条の二十二に規定する業務

(外国法人等である労働金庫電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え)

第七条の二の六 労働金庫電子決済等代行業者（法第八十九条の六第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十九条の十二第六項の規定により当該労働金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。）を含む。第十条の三において同じ。）が外国法人又は外国に住所を有する個

個人である場合における法の規定の適用に当たつての法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三十の規定による読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法第九十四条第五項において準用する銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

(指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外)

第七条の二の七 法第九十四条第七項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

人である場合における法の規定の適用に当たつての法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三十の規定による読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法第九十四条第五項において準用する銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

(指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外)

第七条の二の七 法第九十四条第七項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇五 (略)

六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第

一項の規定による指定

七〇十五 (略)

(内閣総理大臣から金融庁長官へ委任される権限から除かれる
権限)

第九条 法第九十八条第一項に規定する政令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一〇三 (略)

四 準用銀行法第五十六条(第二号に係る部分に限る。)の規定による告示

(権限の委任)

第十条 法第九十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(次条第一項及び第四項、第十条の三第一項及び第四項並びに第十一条第一項において「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、労働金庫に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一〇五 (略)

(新設)

六〇十四 (略)

(内閣総理大臣から金融庁長官へ委任される権限から除かれる
権限)

第九条 法第九十八条第一項に規定する政令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一〇三 (略)

四 銀行法第五十六条(第二号に係る部分に限る。)の規定による告示

(権限の委任)

第十条 法第九十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(次条第一項及び第四項、第十条の三第一項及び第四項並びに第十一条第一項において「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、労働金庫に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

-
- 一 (略)
 - 二 準用銀行法第二十四条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め
 - 三 準用銀行法第二十五条第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

第十条の二 次に掲げる長官権限は、法第八十九条の三第一項の許可を受けようとする者又は労働金庫代理業者（同条第三項に規定する労働金庫代理業者をいい、準用銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により当該労働金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条及び第十一条から第十二条までにおいて「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

- 一 (略)
- 二 準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更
- 三 第一号に掲げる許可に係る準用銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認

-
- 一 (略)
 - 二 銀行法第二十四条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令
 - 三 銀行法第二十五条第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

第十条の二 次に掲げる長官権限は、法第八十九条の三第一項の許可を受けようとする者又は労働金庫代理業者（同条第三項に規定する労働金庫代理業者をいい、銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により労働金庫代理業者とみなされる金庫等〔法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。〕を含む。以下同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条及び第十一条から第十二条までにおいて「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

- 一 (略)
- 二 銀行法第五十二条の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更
- 三 第一号に掲げる許可に係る銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認

-
- 四 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第七条の二第二項第二号の規定による承認
 - 五 法第九十一条第二項の規定並びに準用銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十の二第三項の規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理
 - 六 準用銀行法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への縦覧
 - 七 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の求め
 - 八 準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査
 - 九 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令
 - 十 準用銀行法第五十二条の五十六の規定による処分
- 255 (略)
- 第十条の三 次に掲げる長官権限は、登録申請者（準用銀行法第五十二条の六十一の三に規定する登録申請者をいう。）又は労働金庫電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」
-

- 四 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第七条の二第二項第二号の規定による承認
 - 五 法第九十一条第二項の規定並びに銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十一第三項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理
 - 六 銀行法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への縦覧
 - 七 銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の命令
 - 八 銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査
 - 九 銀行法第五十二条の五十五の規定による命令
 - 十 銀行法第五十二条の五十六の規定による処分
- 255 (略)
- 第十条の三 次に掲げる長官権限は、登録申請者（銀行法第五十二条の六十一の三に規定する登録申請者をいう。）又は労働金庫電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」とい
-

という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は労働金庫電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 準用銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理

二 準用銀行法第五十二条の六十一の四第一項及び第五十二条の六十一の六第二項の規定による登録

三 準用銀行法第五十二条の六十一の四第二項及び第五十二条の六十一の五第二項の規定による通知

四 法第八十九条の十二第三項の規定及び準用銀行法第五十二条の六十一の四第三項の規定による公衆への縦覧

五 準用銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否

六 法第八十九条の十二第二項及び第九十一条第三項の規定並びに準用銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項並びに第五十二条の六十一の七第一項の規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理

七 準用銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め

う。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は労働金庫電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理

二 銀行法第五十二条の六十一の四第一項及び第五十二条の六十一の六第二項の規定による登録

三 銀行法第五十二条の六十一の四第二項及び第五十二条の六十一の五第二項の規定による通知

四 法第八十九条の十二第三項の規定及び銀行法第五十二条の六十一の四第三項の規定による公衆への縦覧

五 銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否

六 法第八十九条の十二第二項及び第九十一条第三項の規定並びに銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項並びに第五十二条の六十一の七第一項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理

七 銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

八 準用銀行法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

九 準用銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令

十 法第八十九条の十二第四項の規定並びに準用銀行法第五十条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分

十一 準用銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消

25 (略)

(都道府県が処理する事務)

第十一条 長官権限及び法の規定（この政令の規定を含む。）による厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫及び一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。）に関するものに限り、都道府県知事が行うこととする。ただし、第六号から第八号までに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 (略)

二 法第九十一条の三ただし書（前号に掲げる認可に係るものに限る。）及び準用銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定による承認

八 銀行法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

九 銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令

十 法第八十九条の十二第四項の規定並びに銀行法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分

十一 銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消

25 (略)

(都道府県が処理する事務)

第十一条 長官権限及び法の規定（この政令の規定を含む。）による厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫及び一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。）に関するものに限り、都道府県知事が行うこととする。ただし、第六号から第八号までに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 (略)

二 法第九十一条の三ただし書（前号に掲げる認可に係るものに限る。）及び銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定による承認

三・四 (略)

五 法第九十一条第一項第五号の規定による届出の受理（第一号に掲げる認可に係るものに限る。）及び同項第六号の規定による届出の受理（内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）並びに準用銀行法第十六条第一項、第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十の二第三項及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに準用銀行法第十九条第一項及び第二項、第五十二条の三十七並びに第五十二条の五十第一項の規定により提出される書類の受理

六 (略)

七 準用銀行法第二十四条第一項及び第二項並びに準用銀行法第五十二条の五十三の規定により報告及び資料の提出を求めること。

八 準用銀行法第二十五条第一項及び第二項並びに第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査

九 準用銀行法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への縦覧

2
2
4 (略)

三・四 (略)

五 法第九十一条第一項第五号の規定による届出の受理（第一号に掲げる認可に係るものに限る。）及び同項第六号の規定による届出の受理（内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）並びに銀行法第十六条第一項、第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに銀行法第十九条第一項及び第二項、第五十二条の三十七並びに第五十二条の五十第一項の規定により提出される書類の受理

六 (略)

七 銀行法第二十四条第一項及び第二項並びに銀行法第五十二条の五十三の規定により報告及び資料の提出を求めること。

八 銀行法第二十五条第一項及び第二項並びに第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査

九 銀行法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への縦覧

2
2
4 (略)

改正案	現行
<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第四条の四 法第四十一条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十二第一項の規定による指定</p> <p>七～十五 （略）</p>	<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第四条の四 法第四十一条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>六～十四 （略）</p>

改正案	現行
<p>（法第二条第二項の政令で定める者）</p> <p>第二条 法第二条第二項の政令で定める者は、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一号の事業を行う協同組合連合会、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合、同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者並びに同条第十六項に規定する暗号資産交換業者とする。</p>	<p>（法第二条第二項の政令で定める者）</p> <p>第二条 法第二条第二項の政令で定める者は、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一号の事業を行う協同組合連合会、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合、同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者並びに同条第八項に規定する暗号資産交換業者とする。</p>



改正案	現行
<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第十五条 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定</p> <p>六～十五 （略）</p>	<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第十五条 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>五～十四 （略）</p>

改正案	現行
<p>（認定特定信用事業電子決済等代行業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第二十四条の六の五（略）</p> <p>2 法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の政令で定めるものは、次に掲げる者のいづれかの社員である者とする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 銀行法第二十三条に規定する認定電子決済等代行業者協会</p> <p>五・六（略）</p> <p>（外国法人等である特定信用事業電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）</p> <p>第二十四条の六の七 外国法人又は外国に住所を有する個人である特定信用事業電子決済等代行業者（法第百十一条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第百十六条第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により</p>	<p>（認定特定信用事業電子決済等代行業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第二十四条の六の五（略）</p> <p>2 法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の政令で定めるものは、次に掲げる者のいづれかの社員である者とする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 銀行法第十九項に規定する認定電子決済等代行業者協会</p> <p>五・六（略）</p> <p>（外国法人等である特定信用事業電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）</p> <p>第二十四条の六の七 外国法人又は外国に住所を有する個人である特定信用事業電子決済等代行業者（法第百十一条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第百十六条第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第十八項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当</p>

当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。)を含む。第二十八条の三において同じ。)に対して法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法第百十七条第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	読み替える法第百十七條第一項において準用する銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
(略)	第五十二條の六十の三第一項第三号	営業所 所在地	(略)	(略)	国内における営業所所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地(外国に主たる営業所又は事務所を有する場 合に限る。)

該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。)を含む。第二十八条の三において同じ。)に対して法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法第百十七条第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	読み替える法第百十七條第一項において準用する銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
(略)	第五十二條の六十の三第一項第三号	所在地	(略)	(略)	所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地(外国に主たる営業所又は事務所を有する場 合に限る。)

(指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外)

第二十四条の九 法第二百十条第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第二百十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇四 (略)

五 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第

一項の規定による指定

六〇五 (略)

(権限の委任)

第二十八条 法第二百七条第十三項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

一 法第二百十二条第一項の規定による報告の徴収及び資料の提出の命令並びに同条第二項の規定による報告及び資料の提出の求め

二・三 (略)

(指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外)

第二十四条の九 法第二百十条第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第二百十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇四 (略)

(新設)

五〇四 (略)

(権限の委任)

第二十八条 法第二百七条第十三項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

一 法第二百十二条第一項又は第二項の規定による報告の徴収又は資料の提出の命令

二・三 (略)

第二十八条の二 長官権限のうち次に掲げるものは、申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）

（又は特定信用事業代理業者（法第七十二条第二項の規定により特定信用事業代理業者とみなされる銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一〇六（略）

七 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の求め

八〇十（略）

二〇五（略）

第二十八条の三 長官権限のうち次に掲げるものは、登録申請者（法第七十二条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」と

第二十八条の二 長官権限のうち次に掲げるものは、申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）

（又は特定信用事業代理業者（法第七十二条第二項の規定により特定信用事業代理業者とみなされる銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一〇六（略）

七 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の命令

八〇十（略）

二〇五（略）

第二十八条の三 長官権限のうち次に掲げるものは、登録申請者（法第七十二条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」と

いう。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は特定信用事業電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一〇五 (略)

六 法第百十六條第二項の規定並びに法第百十七條第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第一項及び第三項、第五十二條の六十一の七第一項並びに第五十三條第六項の規定による届出の受理並びに法第百十七條第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十三の規定による報告書の受理

七 法第百十七條第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め

八〇十一 (略)

二〇五 (略)

いう。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は特定信用事業電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一〇五 (略)

六 法第百十六條第二項の規定並びに法第百十七條第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の六第一項及び第三項、第五十二條の六十一の七第一項並びに第五十三條第五項の規定による届出の受理並びに法第百十七條第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十三の規定による報告書の受理

七 法第百十七條第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

八〇十一 (略)

二〇五 (略)

改正案	現行
<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第四十四条の九 法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定</p> <p>二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定</p> <p>三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定</p> <p>四 水産業協同組合法第一百八条第一項の規定による指定</p> <p>五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定</p> <p>六 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十二第一項の規定による指定</p> <p>七 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定</p>	<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第四十四条の九 法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定</p> <p>二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定</p> <p>三 農業協同組合法第九十二条の六第一項（指定紛争解決機関）の規定による指定</p> <p>四 水産業協同組合法第一百八条第一項（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定</p> <p>五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定</p> <p>（新設）</p> <p>六 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定</p>

-
- 八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定
- 九 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十三第一項の規定による指定
- 十 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
- 十一 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
- 十二 （略）
- 十三 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定
- 十四 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
- 十五 資金決済に関する法律第九十九条第一項の規定による指定
- （保険会社等に関する権限の財務局長等への委任）
- 第四十七条 法第三百十三条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長
-

- 七 長期信用銀行法第十六条の八第一項（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定
- 八 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十三第一項（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定
- 九 銀行法第五十二条の六十二第一項（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定
- 十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定
- 十一 （略）
- 十二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定
- 十三 信託業法第八十五条の二第一項（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定
- 十四 資金決済に関する法律第九十九条第一項（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定
- （保険会社等に関する権限の財務局長等への委任）
- 第四十七条 法第三百十三条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長
-

官権限」という。)のうち次に掲げるものは、保険会社、外国
保険会社等又は免許特定法人及びその引受社員(次項及び第三
項において「保険会社等」という。)の本店等の所在地を管轄
する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある
場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

一 法第二百二十八条第一項及び第二項、第二百条第一項及び第
二項並びに第二百二十六条第一項及び第二項の規定による報
告及び資料の提出の求め

二・三 (略)

2・3 (略)

4 長官権限のうち次に掲げるものは、保険議決権大量保有者(法第二百七十一条の三第一項に規定する保険議決権大量保有者をいう。以下この条において同じ。)の主たる事務所(個人の場合にあつては、その住所又は居所。以下この条及び次条において「主たる事務所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第一号及び第二号に掲げる長官権限であつて保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者又は法第二百七十一条の十第三項及び第二百七十一条の三十二第一項第三号の届出をしなければならぬ者に係るものを除き、第三号及び第四号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

官権限」という。)のうち次に掲げるものは、保険会社、外国
保険会社等又は免許特定法人及びその引受社員(次項及び第三
項において「保険会社等」という。)の本店等の所在地を管轄
する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある
場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

一 法第二百二十八条第一項及び第二項、第二百条第一項及び第
二項並びに第二百二十六条第一項及び第二項の規定による報
告及び資料の提出の命令

二・三 (略)

2・3 (略)

4 長官権限のうち次に掲げるものは、保険議決権大量保有者(法第二百七十一条の三第一項に規定する保険議決権大量保有者をいう。以下この条において同じ。)の主たる事務所(個人の場合にあつては、その住所又は居所。以下この条及び次条において「主たる事務所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第一号及び第二号に掲げる長官権限であつて保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者又は法第二百七十一条の十第三項及び第二百七十一条の三十二第一項第三号の届出をしなければならぬ者に係るものを除き、第三号及び第四号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一・二 (略)

三 法第二百七十一条の八の規定による報告及び資料の提出の求め

四 (略)

5 5 10 (略)

11 長官権限のうち次に掲げるものは、保険主要株主（第三号に掲げる権限にあつては、保険金信託業務を行う生命保険会社の主要株主（信託業法第五条第五項に規定する主要株主をいう。以下この項において同じ。）及び保険金信託業務を行う生命保険会社を子会社とする持株会社（信託業法第五条第二項第九号に規定する持株会社をいう。）の主要株主とする。以下第十三項までにおいて同じ。）の主たる事務所等又は当該保険主要株主に係る保険会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

一 法第二百七十一条の十二の規定による報告及び資料の提出の求め

二・三 (略)

12 12 13 (略)

14 長官権限のうち次に掲げるものは、保険持株会社の主たる事務所又は当該保険持株会社の子会社である保険会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区

一・二 (略)

三 法第二百七十一条の八の規定による報告及び資料の提出の命令

四 (略)

5 5 10 (略)

11 長官権限のうち次に掲げるものは、保険主要株主（第三号に掲げる権限にあつては、保険金信託業務を行う生命保険会社の主要株主（信託業法第五条第五項に規定する主要株主をいう。以下この項において同じ。）及び保険金信託業務を行う生命保険会社を子会社とする持株会社（信託業法第五条第二項第九号に規定する持株会社をいう。）の主要株主とする。以下第十三項までにおいて同じ。）の主たる事務所等又は当該保険主要株主に係る保険会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

一 法第二百七十一条の十二の規定による報告及び資料の提出の命令

二・三 (略)

12 12 13 (略)

14 長官権限のうち次に掲げるものは、保険持株会社の主たる事務所又は当該保険持株会社の子会社である保険会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区

域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

一 法第二百七十一条の二十七第一項の規定による報告及び資料の提出の求め

二 (略)

15・16 (略)

(少額短期保険業者に関する権限の財務局長等への委任)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する少額短期保険業者に係るものを除く。）は、少額短期保険業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十七号から第二十号まで及び第二十二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇十六 (略)

十七 法第二百七十二条の二十二第一項（法第七十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め

十八〇二十八 (略)

4〇6 (略)

域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

一 法第二百七十一条の二十七第一項の規定による報告及び資料の提出の命令

二 (略)

15・16 (略)

(少額短期保険業者に関する権限の財務局長等への委任)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する少額短期保険業者に係るものを除く。）は、少額短期保険業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十七号から第二十号まで及び第二十二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇十六 (略)

十七 法第二百七十二条の二十二第一項（法第七十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

十八〇二十八 (略)

4〇6 (略)

7 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する少額短期保険業者に係るものを除く。）は、少額短期保険業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第二号及び第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一（略）

二 法第二百七十二条の三十四第一項において準用する法第二百七十一条の十二の規定による報告及び資料の提出の求め

三〇五（略）

8〇11（略）

12 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する少額短期保険業者に係るものを除く。）は、少額短期保険業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第三号及び第四号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一・二（略）

三 法第二百七十二条の四十第二項において準用する法第二百七十一条の二十七の規定による報告及び資料の提出の求め

四〇六（略）

13〇16（略）

7 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する少額短期保険業者に係るものを除く。）は、少額短期保険業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第二号及び第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一（略）

二 法第二百七十二条の三十四第一項において準用する法第二百七十一条の十二の規定による報告及び資料の提出の命令

三〇五（略）

8〇11（略）

12 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する少額短期保険業者に係るものを除く。）は、少額短期保険業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第三号及び第四号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一・二（略）

三 法第二百七十二条の四十第二項において準用する法第二百七十一条の二十七の規定による報告及び資料の提出の命令

四〇六（略）

13〇16（略）



改正案	現行
<p>第十一条 長官権限のうち、第一号及び第二号に掲げるものにあつては法第四十二条第三項の認可に係る信用農水産業協同組合連合会の業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合に関するものに限る。第三号に掲げるものにあつては同項の認可に係る信用農業協同組合連合会の業務の代理を行う農業協同組合に限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、第一号及び第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。</p> <p>一 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の求め</p> <p>二・三 (略)</p> <p>附則</p> <p>(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係)</p> <p>第十三条 法附則第三十三条第一項の政令で定める規定は、銀行法第十二条、第十六条の二第六項から第十一項まで、第十四項及び第十五項、第十六条の三、第二十条第七項、第二十九条、第三十条第四項、第五十二条の二第二項及び第三項、第五十二条の二三から第五十二条の二の十まで並びに第七章の六の規定とする。</p> <p>2 法附則第三十三条第一項の規定により銀行法の規定を適用する場合においては、同法（第十六条の二第十二項、第三十二条、第四十条、第四十一条（第四号を除く。）、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第五十七条の六、第五十七条の七第一項、第五十九条第一項及び第六十五条（第一号及び第六号を除く。）を除く。）の規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法（第十三条の四、第十六条の二第十三項及び第十</p>	<p>第十一条 長官権限のうち、第一号及び第二号に掲げるものにあつては法第四十二条第三項の認可に係る信用農水産業協同組合連合会の業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合に関するものに限る。第三号に掲げるものにあつては同項の認可に係る信用農業協同組合連合会の業務の代理を行う農業協同組合に限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、第一号及び第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。</p> <p>一 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の命令</p> <p>二・三 (略)</p> <p>附則</p> <p>(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係)</p> <p>第十三条 法附則第三十三条第一項の政令で定める規定は、銀行法第十二条、第十六条の二第六項から第十一項まで、第十四項及び第十五項、第十六条の三、第二十条第七項、第二十九条、第三十条第四項、第五十二条の二第二項及び第三項、第五十二条の二三から第五十二条の二の十まで並びに第七章の五の規定とする。</p> <p>2 法附則第三十三条第一項の規定により銀行法の規定を適用する場合においては、同法（第十六条の二第十二項、第三十二条、第四十条、第四十一条（第四号を除く。）、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第五十七条の六、第五十七条の七第一項、第五十九条第一項及び第六十五条（第一号及び第六号を除く。）を除く。）の規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法（第十三条の四、第十六条の二第十三項及び第十</p>

六項、第二十六条第二項、第五十二条の十四第一項、第五十二条の四十五の二、第五十三条第一項第八号、第五十七条の六並びに第六十五条第六号を除く。)の規定中「内閣府令」とあるのは「主務省令」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十二条の七十三第三項第二号	(略)	(略)	読み替える銀行法の規定
紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合に於ては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合に於ては電子決済等取扱業務	(略)	(略)	読み替えられる字句
(略)	(略)	(略)	読み替える字句
第五十七条の七第二項	(略)	(略)	
第六十三条の二の五第一号	に規定する	(第二号を除く。)に規定する	
第六十三条の二の五第三号	第六号	第二号及び第六号	

六項、第二十六条第二項、第五十二条の十四第一項、第五十二条の四十五の二、第五十三条第一項第八号、第五十七条の六並びに第六十五条第六号を除く。)の規定中「内閣府令」とあるのは「主務省令」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十二条の七十三第三項第二号	(略)	(略)	読み替える銀行法の規定
銀行業務	(略)	(略)	読み替えられる字句
(略)	(略)	(略)	読み替える字句
第五十七条の七第二項	(略)	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)	

3 3 9 (略)	(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用関係) 第十四条 (略) 2 法附則第三十三条第一項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合には、同欄に掲げる法令の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	(略)	(略)	読み替える法令の規定	金融サービスの提供に関する法律第十七条第一項	資金決済に関する法律第六十三条の三十九第二号
		(略)	(略)	読み替えられる字句	(略)	第二条第二十九項第九号から第十五号までに掲げる者
		(略)	(略)	読み替える字句	(略)	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社

3 3 9 (略)	(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用関係) 第十四条 (略) 2 法附則第三十三条第一項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合には、同欄に掲げる法令の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	(略)	(略)	読み替える法令の規定	金融サービスの提供に関する法律第十七条第一項	(新設)
		(略)	(略)	読み替えられる字句	(略)	(略)
		(略)	(略)	読み替える字句	(略)	(略)

資金決済に関する法律施行令（平成	(略)	金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第十六条第十七号	(略)	銀行法施行令第七條並びに第十六條の六の二第一項第一号及び第三号並びに第二項	(略)	特定商取引に関する法律施行令別表第二第二十九号	(略)	(略)	同法第二條第十八項	(略)	(略)
経過しない者（農林中央金庫が農林中央	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	銀行法第二條第十八項	(略)	(略)			

資金決済に関する法律施行令（平成	(略)	金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第十六条第十四号	(略)	銀行法施行令第七條、第十六條の六の二第一項第一号及び第三号並びに第二項並びに第十六條の六の三第一項	(略)	特定商取引に関する法律施行令別表第二第二十九号	(略)	(略)	同法第二條第十七項	(略)	(略)
経過しない者（農林中央金庫が農林中央	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	銀行法第二條第十七項	(略)	(略)			

<p>三九 二十二年政令第十 九号) 第十三条第 三号</p>		<p>(削る)</p>
<p>金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第一百八号。以下この号において「再編強化法」という。) 附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその取消しに係る同項に規定する特定承継会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者を含む。)</p>		<p>(削る)</p>
<p>二九 二十二年政令第十 九号) 第十三条第 二号</p>		<p>資金決済に関する法律施行令第二十一条第二号</p>
<p>金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第一百八号。以下この号及び第二十一条第二号において「再編強化法」という。) 附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその取消しに係る同項に規定する特定承継会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者を含む。)</p>	<p>経過しない者</p>	<p>経過しない者(農林中央金庫が再編強化法附則第三十三条第</p>

(略)		
(略)		
(略)		

第二十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、附則第十七条において準用する法第四十二条第三項の認可に係る特定承継会社の業務の代理を行う農業協同組合に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、第一号及び第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の求め

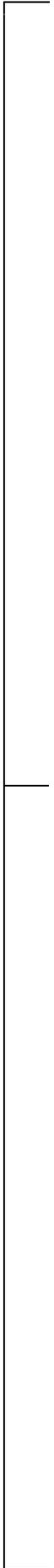
二・三 (略)

(略)		
(略)		
(略)		<p>一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその取消しに係る同項に規定する特定承継会社の取締役、執行役員、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者を含む。</p>

第二十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、附則第十七条において準用する法第四十二条第三項の認可に係る特定承継会社の業務の代理を行う農業協同組合に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、第一号及び第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の命令

二・三 (略)



改正案	現行
<p>（特定資産の範囲）</p> <p>第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 デリバティブ取引（暗号等資産（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。第十九条第五項第二号において同じ。）及び暗号等資産関連金融指標（同法第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。第十号ハ及び第十九条第五項第二号において同じ。）に係るものを除く。第十号ハ及び二、第百十七条第四号並びに第百二十五条第一項第二号において同じ。）に係る権利</p> <p>三〇九 （略）</p> <p>十 商品投資等取引（次のイからニまでに掲げる取引をいう。以下同じ。）に係る権利</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた商品の価格若しくは商品指数（商品先物取引法第二条第二項に規定する商品指数をいう。以下同じ。）の約定</p>	<p>（特定資産の範囲）</p> <p>第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 デリバティブ取引（暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。第十九条第五項第二号において同じ。）及び暗号資産関連金融指標（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第十号ハ及び第十九条第五項第二号において同じ。）に係るものを除く。第十号ハ及び二、第百十七条第四号並びに第百二十五条第一項第二号において同じ。）に係る権利</p> <p>三〇九 （略）</p> <p>十 商品投資等取引（次のイからニまでに掲げる取引をいう。以下同じ。）に係る権利</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた商品の価格若しくは商品指数（商品先物取引法第二条第二項に規定する商品指数をいう。以下同じ。）の約定</p>

した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品の価格、商品指数若しくは金融指標（金融商品取引法第二条第二十五項に規定する金融指標をいい、暗号等資産関連金融指標を除く。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は商品を授受することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引（デリバティブ取引並びにイ及びロに掲げる取引に該当するものを除く。）

二 (略)

十一・十二 (略)

(利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する者等)

第十九条 (略)

24 (略)

5 法第十三条第一項第三号（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

二 金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ

取引（暗号等資産及び暗号等資産関連金融指標に係るものを除く。）

三〇七 (略)

した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品の価格、商品指数若しくは金融指標（金融商品取引法第二条第二十五項に規定する金融指標をいい、暗号資産関連金融指標を除く。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は商品を授受することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引（デリバティブ取引並びにイ及びロに掲げる取引に該当するものを除く。）

二 (略)

十一・十二 (略)

(利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する者等)

第十九条 (略)

24 (略)

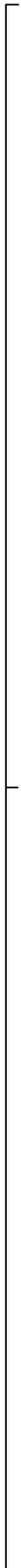
5 法第十三条第一項第三号（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

二 金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ

取引（暗号資産及び暗号資産関連金融指標に係るものを除く。）

三〇七 (略)



改正案	現行
<p>（差金の授受を約する取引）</p> <p>第五条 法第三条第一項第十号に規定する政令で定める取引は、金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項に規定する商品市場における取引、同条第十三項に規定する外国商品市場取引及び同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引（次条第三号において「商品先物取引等」という。）に該当するものを除く。）とする。</p> <p>（金融商品の販売となる行為）</p> <p>第六条 法第三条第一項第十一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。）以下この章において同じ。）を取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに法第三条第一項第六号、第八号及び</p>	<p>（差金の授受を約する取引）</p> <p>第五条 法第三条第一項第十号に規定する政令で定める取引は、金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項に規定する商品市場における取引、同条第十三項に規定する外国商品市場取引及び同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引（次条第二号において「商品先物取引等」という。）に該当するものを除く。）とする。</p> <p>（金融商品の販売となる行為）</p> <p>第六条 法第三条第一項第十一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>（新設）</p>

第九号に掲げるものに該当するものを除く。）

三 (略)

(金銭相当物の範囲)

第七条 法第四条第三項に規定する政令で定める金銭以外の財産は、次に掲げる財産とする。

一 (略)

二 電子決済手段又は暗号資産〔資金決済に関する法律第二十四条第四項に規定する暗号資産をいう。第九条において同じ。〕であつて、前号に掲げるものに該当するもの以外のもの

(当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる行為)

第八条 法第四条第四項第一号に規定する政令で定める行為は、第六条第三号に掲げる行為とする。

(保証金相当物の範囲)

第九条 法第四条第四項第一号に規定する政令で定める金銭以外の財産は、電子決済手段又は暗号資産とする。

(金融商品の販売に係る取引の仕組み)

第十条 法第四条第五項第七号に規定する政令で定める事項は、

二 (略)

(金銭相当物の範囲)

第七条 法第四条第三項に規定する政令で定める金銭以外の財産は、次に掲げる財産とする。

一 (略)

二 暗号資産〔資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項に規定する暗号資産をいう。第九条において同じ。〕であつて、前号に掲げるものに該当するもの以外のもの

(当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる行為)

第八条 法第四条第四項第一号に規定する政令で定める行為は、第六条第二号に掲げる行為とする。

(保証金相当物の範囲)

第九条 法第四条第四項第一号に規定する政令で定める金銭以外の財産は、暗号資産とする。

(金融商品の販売に係る取引の仕組み)

第十条 法第四条第五項第七号に規定する政令で定める事項は、

次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 第六条第二号に掲げる行為にあつては、電子決済手段に表示される権利の内容(当該権利が存在しないときは、その旨)及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容

三 第六条第三号に掲げる行為にあつては、同号に規定する金融等デリバティブ取引の仕組み

(特定顧客)

第十二条 (略)

2 (略)

3 前項の「銀行法等の規定」とは、次に掲げるものをいう。

一 九 (略)

十 銀行法第十三条の四又は第五十二条の六十の十七

十一 十四 (略)

十五 資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項

(預金等媒介業務を行う者から除かれる者)

第十六条 法第十一条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 五 (略)

次に掲げる事項とする。

一 (略)

(新設)

二 第六条第二号に掲げる行為にあつては、同号に規定する金融等デリバティブ取引の仕組み

(特定顧客)

第十二条 (略)

2 (略)

3 前項の「銀行法等の規定」とは、次に掲げるものをいう。

一 九 (略)

十 銀行法第十三条の四

十一 十四 (略)

(新設)

(預金等媒介業務を行う者から除かれる者)

第十六条 法第十一条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 五 (略)

- 六 協同組合による金融事業に関する法律第六條の四の二第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二條の六十の二第三項の規定による届出をして協同組合による金融事業に関する法律第六條の三第二項に規定する信用協同組合代理業を行う同法第六條の四に規定する信用組合等
- 七 協同組合による金融事業に関する法律第六條の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者
- 八 (略)
- 九 信用金庫法第八十九條第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二條の六十の二第三項の規定による届出をして信用金庫法第八十五條の二第二項に規定する信用金庫代理業を行う同法第八十五條の二の二に規定する金庫等
- 十 信用金庫法第八十五條の三の二第一項に規定する信用金庫電子決済等取扱業者
- 十一 (略)
- 十二 長期信用銀行法第十七條において準用する銀行法第五十二條の六十の二第三項の規定による届出をして長期信用銀行法第十六條の五第二項に規定する長期信用銀行代理業を営む同法第十六條の七に規定する長期信用銀行等
- 十三 (略)
- 十四 労働金庫法第九十四條第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二條の六十の二第三項の規定による届出をし

- 六 協同組合による金融事業に関する法律第六條の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二條の六十一第三項の規定による届出をして協同組合による金融事業に関する法律第六條の三第二項に規定する信用協同組合代理業を行う同法第六條の四に規定する信用組合等
- (新設)
- 七 (略)
- 八 信用金庫法第八十九條第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二條の六十一第三項の規定による届出をして信用金庫法第八十五條の二第二項に規定する信用金庫代理業を行う同法第八十五條の三に規定する金庫等
- (新設)
- 九 (略)
- 十 長期信用銀行法第十七條において準用する銀行法第五十二條の六十一第三項の規定による届出をして長期信用銀行法第十六條の五第二項に規定する長期信用銀行代理業を営む同法第十六條の七に規定する長期信用銀行等
- 十一 (略)
- 十二 労働金庫法第九十四條第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二條の六十一第三項の規定による届出をして

て労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業を行う同法第八十九条の四に規定する金庫等

十五 銀行法第五十二条の六十の二第三項の規定による届出をして同法第二条第十四項に規定する銀行代理業を営む同法第五十二条の六十の二第一項に規定する銀行等

十六 銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等取扱業者

十七～二十 (略)

(内閣総理大臣に届け出なければならない者)

第二十四条 法第十六条第三項第八号イに規定する政令で定める者は、第十六条第一号から第十九号までに掲げる者とする。

(指定紛争解決機関に係る名称等の使用制限の適用除外)

第四十二条 法第六十六条に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一～五 (略)

六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定

七～十五 (略)

労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業を行う同法第八十九条の四に規定する金庫等

十三 銀行法第五十二条の六十一第三項の規定による届出をして同法第二条第十四項に規定する銀行代理業を営む同法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等

(新設)

十四～十七 (略)

(内閣総理大臣に届け出なければならない者)

第二十四条 法第十六条第三項第八号イに規定する政令で定める者は、第十六条第一号から第十六号までに掲げる者とする。

(指定紛争解決機関に係る名称等の使用制限の適用除外)

第四十二条 法第六十六条に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一～五 (略)

(新設)

六～十四 (略)

改正案	現行
<p>（認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第五十二条（略）</p> <p>2 法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 銀行法<u>第二条第二十三項</u>に規定する認定電子決済等代行業者協会</p> <p>六（略）</p> <p>（外国法人等である農林中央金庫電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）</p> <p>第五十四条 外国法人又は外国に住所を有する個人である法第九十五条の五の三第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者（法第九十五条の五の九第六項の規定により当該農林中央金庫電子決済等代行業者とみなされる銀行法<u>第二条第二十二項</u>に規定する電子決済等代行業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により</p>	<p>（認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第五十二条（略）</p> <p>2 法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 銀行法<u>第二条第十九項</u>に規定する認定電子決済等代行業者協会</p> <p>六（略）</p> <p>（外国法人等である農林中央金庫電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）</p> <p>第五十四条 外国法人又は外国に住所を有する個人である法第九十五条の五の三第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者（法第九十五条の五の九第六項の規定により当該農林中央金庫電子決済等代行業者とみなされる銀行法<u>第二条第十八項</u>に規定する電子決済等代行業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当</p>

当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。) に対して法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外)

該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。) に対して法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外)

第五十六条 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 五 (略)

六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第

一項の規定による指定

七 五 (略)

第五十六条 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 五 (略)

(新設)

六 四 (略)

改正案	現行
<p>（預金保険法を適用する場合における同法の規定の読替え）</p> <p>第三十五条の二 法第五十四条の規定により預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の規定を適用する場合における同法第百三十六条及び第百三十七条の規定の適用については、同法第百三十六条第一項中「金融機関等（金融機関代理業者等（金融機関代理業者、電子決済等取扱業者等、生命保険募集人、損害保険募集人及び金融商品仲介業者をいう。同項、同条第一項及び第百四十九条第一項第二号イにおいて同じ。）を含む。）」とあるのは「金融機関等（金融機関代理業者等（金融機関代理業者、電子決済等取扱業者等、生命保険募集人、損害保険募集人及び金融商品仲介業者をいう。同項及び同条第一項において同じ。）を含む、金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機関代理業者及び電子決済等取扱業者等を含む。）」とする。）」と、同条第二項中「金融機関代理業者等」とあるのは「金融機関代理業者等（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機関代理業者及び電子決済等取扱業者等。第百四十九条第一項第二号イにおいて同じ。）」と、同法第百三十七条第一項中「金融機関等（金融機関代理業者等を含む。）」とあるのは「金融機関等（金融機関</p>	<p>（預金保険法を適用する場合における同法の規定の読替え）</p> <p>第三十五条の二 法第五十四条の規定により預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の規定を適用する場合における同法第百三十六条及び第百三十七条の規定の適用については、同法第百三十六条第一項中「金融機関等（金融機関代理業者等（金融機関代理業者、生命保険募集人、損害保険募集人及び金融商品仲介業者をいう。同項、同条第一項及び第百四十九条第一項第二号イにおいて同じ。）を含む。）」とあるのは「金融機関等（金融機関代理業者等（金融機関代理業者、生命保険募集人、損害保険募集人及び金融商品仲介業者をいう。同項及び同条第一項において同じ。）を含む、金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機関代理業者を含む。）」とする。）」と、同条第二項中「金融機関代理業者等」とあるのは「金融機関代理業者等（金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機関代理業者。第百四十九条第一項第二号イにおいて同じ。）」と、同法第百三十七条第一項中「金融機関等（金融機関代理業者等を含む。）」とあるのは「金融機関等（金融機関代理業者等（金融機関代理業者等を含む、金融機能強化法</p>

機関代理業者等を含み、金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機関（金融機関代理業者及び電子決済等取扱業者等を含む。）とする。」とする。

代理業者を含む。」とする。」とする。

改正案	現行
<p>（免許の基準となる法律の範囲）</p> <p>第四条 法第五条第二項第六号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号） 二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号） 三 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号） 四 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号） 五 （略） 六 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号） 七 （略） 八 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号） 九 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号） 十 十六 （略） 十七 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号） 十八 二十四 （略） 二十五 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号） 二十六 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号） 	<p>（免許の基準となる法律の範囲）</p> <p>第四条 法第五条第二項第六号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 （略） 二 （略） 三 九 （略） 十 十六 （略） 十一 九 （略） 十二 十六 （略） 十三 九 （略） 十四 十六 （略） 十五 九 （略） 十六 十六 （略） 十七 九 （略） 十八 十六 （略） 十九 九 （略） 二十 十六 （略） 二十一 九 （略） 二十二 十六 （略） 二十三 九 （略） 二十四 十六 （略） 二十五 九 （略） 二十六 十六 （略）

一

（信託会社等の営業保証金に代わる契約の内容）

第十条 信託会社、外国信託会社、法第五十条の二第一項の登録を受けた者又は承認事業者（以下「信託会社等」という。）は、法第十一条第三項に規定する契約を締結する場合には、銀行法第二条第一項に規定する銀行、保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一～三 （略）

（名称の使用制限の適用除外）

第十八条の五 法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一・二 （略）

三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定

四 水産業協同組合法第百十八条第一項の規定による指定

（新設）

（信託会社等の営業保証金に代わる契約の内容）

第十条 信託会社、外国信託会社、法第五十条の二第一項の登録を受けた者又は承認事業者（以下「信託会社等」という。）は、法第十一条第三項に規定する契約を締結する場合には、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一～三 （略）

（名称の使用制限の適用除外）

第十八条の五 法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一・二 （略）

三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十二条の六第一項の規定による指定

四 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百十八条第一項の規定による指定

<p>五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定</p> <p>六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定</p> <p>七 信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定</p> <p>八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定</p> <p>九 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定</p> <p>十 〓十三 (略)</p> <p>十四 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定</p> <p>十五 資金決済に関する法律第九十九条第一項の規定による指定</p>	<p>五 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第六十九条の二第一項の規定による指定 (新設)</p> <p>六 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の十二第一項の規定による指定</p> <p>七 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十六条の八第一項の規定による指定</p> <p>八 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の十三第一項の規定による指定</p> <p>九 〓十二 (略)</p> <p>十三 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の六第一項の規定による指定</p> <p>十四 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第九十九条第一項の規定による指定</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

改正案	現行
<p>(主務大臣の監督) 第十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第五十六条第六項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、商工組合中央金庫の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。</p> <p>一 法第五十七条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め</p> <p>二 (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 法第五十六条第六項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、登録申請者（法第六十条の四第一項に規定する登録申請者をいう。）又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者（法第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいい、法第六十条の三十二第五項の規定により当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二十一条第二十二項に規定す</p>	<p>(主務大臣の監督) 第十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第五十六条第六項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、商工組合中央金庫の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。</p> <p>一 法第五十七条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令</p> <p>二 (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 法第五十六条第六項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、登録申請者（法第六十条の四第一項に規定する登録申請者をいう。）又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者（法第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいい、法第六十条の三十二第五項の規定により当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二十一条第十八項に規定する</p>

る電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。）を含む。以下この条及び第二十一条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

一〇六（略）

七 法第六十条の十六第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め

八〇十一（略）

8・9（略）

電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。）を含む。以下この条及び第二十一条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

一〇六（略）

七 法第六十条の十六第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

八〇十一（略）

8・9（略）

改正案	現行
<p>（金融機関等の特定業務）</p> <p>第六条 法別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。</p> <p>一 十三 （略）</p> <p>十四 法第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段の発行に係る業務</p> <p>十五 法第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者 資金決済に関する法律第二条第二項に規定する資金移動業に係る業務及び同法第六十二条の八第一項の規定により行う同法第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務</p> <p>十六 法第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者 資金決済に関する法律第二条第十項に規定する電子決済手段等取引業（次条第一項第一号ソ及び第三項第二号において単に「電子決済手段等取引業」という。）に係る業務</p> <p>十七 法第二条第二項第三十一号の三に掲げる特定事業者 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十七項に規定</p>	<p>（金融機関等の特定業務）</p> <p>第六条 法別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。</p> <p>一 十三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十四 法第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業に係る業務</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

する電子決済等取扱業に係る業務

十八 法第二条第二項第三十一号の四に掲げる特定事業者 信

用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の

三第二項に規定する信用金庫電子決済等取扱業に係る業務

十九 法第二条第二項第三十一号の五に掲げる特定事業者 協

同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百

八十三号）第六条の四の三第二項に規定する信用協同組合電

子決済等取扱業に係る業務

二十 法第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者 資金決

済に関する法律第二条第十五項に規定する暗号資産交換業（

次条第一項第一号ヤ及び第三項第八号において単に「暗号資

産交換業」という。）に係る業務

二十一～二十四 （略）

（金融機関等の特定取引）

第七条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引

は、当該各号に定める取引（法第三条第三項に規定する犯罪収

益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収

益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うこと

が許容される取引として主務省令で定めるものを除く。以下こ

の項において「対象取引」という。）及び対象取引以外の取引

（新設）

（新設）

十五 法第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者 資金決

済に関する法律第二条第七項に規定する暗号資産交換業（次

条第一項第一号レ及び第三項第二号において単に「暗号資産

交換業」という。）に係る業務

十六～十九 （略）

（金融機関等の特定取引）

第七条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引

は、当該各号に定める取引（法第三条第三項に規定する犯罪収

益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収

益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うこと

が許容される取引として主務省令で定めるものを除く。以下こ

の項において「対象取引」という。）及び対象取引以外の取引

で、疑わしい取引（取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。第九条第一項及び第十三条第二項において同じ。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

一 法別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引

イ （略）

ロ 定期積金等（銀行法第二条第四項に規定する定期積金等をいう。）の受入れを内容とする契約の締結

ハ （略）

ニ 信託行為、信託法第八十九条第一項に規定する受益者指定権等の行使、信託の受益権の譲渡その他の行為による信託（受益権が資金決済に関する法律第二条第九項に規定する特定信託受益権である信託を除く。）の受益者との間の法律関係の成立（リに規定する行為に係るものを除く。）

で、疑わしい取引（取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。第九条第一項及び第十三条第二項において同じ。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

一 法別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引

イ （略）

ロ 定期積金等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項に規定する定期積金等をいう。）の受入れを内容とする契約の締結

ハ （略）

ニ 信託行為、信託法第八十九条第一項に規定する受益者指定権等の行使、信託の受益権の譲渡その他の行為による信託の受益者との間の法律関係の成立（リに規定する行為に係るものを除く。）

ホクカ (略)

ヨ 前払式支払手段記録口座(資金決済に関する法律第三条第九項に規定する前払式支払手段記録口座をいう。)の開設を行うことを内容とする契約の締結

ヲ 電子決済手段の交換等(資金決済に関する法律第二条第十項に規定する電子決済手段の交換等をいう。以下この号及び第三項第一号において同じ。)を継続的に若しくは回復して行うこと又は同条第十項第三号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結

レ 電子決済手段の交換等であつて、当該電子決済手段の交換等に係る電子決済手段(資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。ソ及び第三項第二号において同じ。)の価額が十万円を超えるもの

ノ 電子決済手段等取引業に関し管理する顧客等の電子決済手段を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為(電子決済手段の交換等に伴うものを除く。第三項第二号において同じ。)であつて、当該移転に係る電子決済手段の価額が十万円を超えるもの

ツ 資金決済に関する法律第二条第十項第四号の合意に基づき為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させ、又は減少させることを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結

ホクカ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ネ 資金決済に関する法律第二条第十項第四号の合意に基づき為替取引に関する債務に係る債権の額を減少させる行為であつて、当該減少の額が十万円を超えるもの

(新設)

ナ 銀行法第二条第十七項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を増加させ、又は減少させることを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結

(新設)

リ 銀行法第二条第十七項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を減少させる行為であつて、当該減少の額が十万円を超えるもの

(新設)

ル 信用金庫法第八十五条の三第二項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を増加させ、又は減少させることを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結

(新設)

ロ 信用金庫法第八十五条の三第二項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を減少させる行為であつて、当該減少の額が十万円を超えるもの

(新設)

リ 協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を増加させ、又は減少させることを継続的に又は反復して行うことを内容とする契約の締結

(新設)

ロ 協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を減

(新設)

少させる行為であつて、当該減少の額が十万円を超えるもの

オ 暗号資産の交換等（資金決済に関する法律第十五項に規定する暗号資産の交換等をいう。以下この号及び第三項第七号において同じ。）を継続的に若しくは反復して行うこと又は同条第十五項第三号若しくは第四号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結

ク 暗号資産の交換等であつて、当該暗号資産の交換等に係る暗号資産（資金決済に関する法律第十四項に規定する暗号資産をいう。ヤ及び第三項第八号において同じ。）の価額が十万円を超えるもの

ヤ 暗号資産交換業に関し管理する顧客等の暗号資産を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為（暗号資産の交換等に伴うものを除く。第三項第八号において同じ。）であつて、当該移転に係る暗号資産の価額が十万円を超えるもの

マ (略)

ケ 現金、持参人払式小切手（小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五条第一項第三号に掲げる持参人払式として振り出された小切手又は同条第二項若しくは第三項の規定により持参人払式小切手とみなされる小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。）、自

コ 暗号資産の交換等（資金決済に関する法律第七項に規定する暗号資産の交換等をいう。以下この号及び第三項第一号において同じ。）を継続的に若しくは反復して行うこと又は同条第七項第三号若しくは第四号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結

ク 暗号資産の交換等であつて、当該暗号資産の交換等に係る暗号資産（資金決済に関する法律第五項に規定する暗号資産をいう。レ及び第三項第二号において同じ。）の価額が十万円を超えるもの

レ 暗号資産交換業に関し管理する顧客等の暗号資産を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為（暗号資産の交換等に伴うものを除く。第三項第二号において同じ。）であつて、当該移転に係る暗号資産の価額が十万円を超えるもの

ロ (略)

ツ 現金、持参人払式小切手（小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五条第一項第三号に掲げる持参人払式として振り出された小切手又は同条第二項若しくは第三項の規定により持参人払式小切手とみなされる小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。）、自

己宛小切手（同法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。以下ケにおいて同じ。）又は無記名の公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。）の本券若しくは利札の受払いをする取引（電子決済手段の交換等、暗号資産の交換等、本邦通貨と外国通貨の両替並びに旅行小切手の販売及び買取りを除く。第三項第九号において「現金等受払取引」という。）であつて、当該取引の金額が二百万円（現金の受払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、十万円）を超えるもの

フ 他の特定事業者（法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。）が行う為替取引（当該他の特定事業者がコに規定する契約に基づき行うものを除く。）のために行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻し（以下フ及び第三項第十号において「預金等払戻し」という。）であつて、当該預金等払戻しの金額が十万円を超えるもの

コ（略）

ク 外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。）の業務の代理又は媒介として行うイ、ロ、カ若しくはコに掲げる取引（コに掲げる取引にあつては、為

己宛小切手（同法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。以下ツにおいて同じ。）又は無記名の公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。）の本券若しくは利札の受払いをする取引（暗号資産の交換等、本邦通貨と外国通貨の両替並びに旅行小切手の販売及び買取りを除く。第三項第三号において「現金等受払取引」という。）であつて、当該取引の金額が二百万円（現金の受払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、十万円）を超えるもの

ネ 他の特定事業者（法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。）が行う為替取引（当該他の特定事業者がナに規定する契約に基づき行うものを除く。）のために行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻し（以下ネ及び第三項第四号において「預金等払戻し」という。）であつて、当該預金等払戻しの金額が十万円を超えるもの

ナ（略）

ノ 外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。）の業務の代理又は媒介として行うイ、ロ、カ若しくはナに掲げる取引（ナに掲げる取引にあつては、為

替取引に係るものに限る。)又はイ、ロ、カ若しくはコに規定する契約(コ)に規定する契約にあつては、為替取引に係るものに限る。)に基づく取引

二・三 (略)

四 法別表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引

イ・ロ (略)

ハ チップ(特定複合観光施設区域整備法第七十三条第六項に規定するチップをいう。以下ハにおいて同じ。)の交付若しくは付与又は受領をする取引(第三項第十二号において「チップ交付等取引」という。)であつて、当該取引に係るチップの価額が三十万円を超えるもの

ニ (略)

ホ 特定資金受入業務に係る金銭の払戻し(特定資金移動業務に係る為替取引を伴うものを除く。)、特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領(特定複合観光施設区域整備法第二条第八項第二号イに規定するカジノ管理委員会規則で定める金融機関が行う為替取引(口座間の金銭の移動に係るものに限る。))を伴うものを除く。)又は同号ニに掲げる業務に係る金銭の両替(第三項第十三号において「カジノ関連金銭受払取引」という。)であつて、当該取引の金額が三十万円を超えるもの

替取引に係るものに限る。)又はイ、ロ、カ若しくはナに規定する契約(ナ)に規定する契約にあつては、為替取引に係るものに限る。)に基づく取引

二・三 (略)

四 法別表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引

イ・ロ (略)

ハ チップ(特定複合観光施設区域整備法第七十三条第六項に規定するチップをいう。以下ハにおいて同じ。)の交付若しくは付与又は受領をする取引(第三項第六号において「チップ交付等取引」という。)であつて、当該取引に係るチップの価額が三十万円を超えるもの

ニ (略)

ホ 特定資金受入業務に係る金銭の払戻し(特定資金移動業務に係る為替取引を伴うものを除く。)、特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領(特定複合観光施設区域整備法第二条第八項第二号イに規定するカジノ管理委員会規則で定める金融機関が行う為替取引(口座間の金銭の移動に係るものに限る。))を伴うものを除く。)又は同号ニに掲げる業務に係る金銭の両替(第三項第七号において「カジノ関連金銭受払取引」という。)であつて、当該取引の金額が三十万円を超えるもの

へ カジノ行為関連景品類（特定複合観光施設区域整備法第二条第十三項に規定するカジノ行為関連景品類をいい、同項第一号に掲げるものに限る。以下へ及び第三項第十四号において同じ。）の提供であつて、当該提供に係るカジノ行為関連景品類の価額が三十万円を超えるもの

五〇七 (略)

2 (略)

3 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の次の各号に掲げる取引を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引が一回当たりの取引の金額を減少させるために一の当該各号に掲げる取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるものときは、当該二以上の取引を一の取引とみなして、第一項の規定を適用する。

一 電子決済手段の交換等

二 電子決済手段等取引業に関し管理する顧客等の電子決済手段を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為

三 資金決済に関する法律第二十条第四号の合意に基づき為替取引に関する債務に係る債権の額を減少させる行為

四 銀行法第二条第十七項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を減少させる行為

五 信用金庫法第八十五条の三第二項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を減少させる行為

へ カジノ行為関連景品類（特定複合観光施設区域整備法第二条第十三項に規定するカジノ行為関連景品類をいい、同項第一号に掲げるものに限る。以下へ及び第三項第八号において同じ。）の提供であつて、当該提供に係るカジノ行為関連景品類の価額が三十万円を超えるもの

五〇七 (略)

2 (略)

3 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の次の各号に掲げる取引を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引が一回当たりの取引の金額を減少させるために一の当該各号に掲げる取引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるものときは、当該二以上の取引を一の取引とみなして、第一項の規定を適用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項第一号の合意に基づき預金契約に基づく債権の額を減少させる行為

七〇十五 (略)

(法第十条の三第一項に規定する政令で定める国又は地域)

第十七条の二 法第十条の三第一項に規定する政令で定める国又は地域は、外国電子決済手段等取引業者(資金決済に関する法律第二条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいう。)に対し、法第十条の三の規定による通知の義務に相当する義務が当該国又は地域の法令において定められていない国又は地域として金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域とする。

(銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十一条 法第二十二條第五項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「金融庁長官権限」という。)のうち法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定めるもの(登録金融機関業務(法第二十二條第三項に規定する登録金融機関業務をいう。次項において同じ。))に係る事項に関するものを除く。以下「金融庁長官検査・是正命令等権限」という。)で、法第二条第二項第一号、第二号、第六号、第二十五号、第

(新設)

一〇九 (略)

(新設)

(銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第二十一条 法第二十二條第五項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「金融庁長官権限」という。)のうち法第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条に定めるもの(登録金融機関業務(法第二十二條第三項に規定する登録金融機関業務をいう。次項において同じ。))に係る事項に関するものを除く。以下「金融庁長官検査・是正命令等権限」という。)で、法第二条第二項第一号、第二号、第六号、第二十五号、第

二十六号及び第三十号の二から第三十二号までに掲げる特定事業者（以下この条において「銀行等」という。）に対するものは、その本店（銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。）又は主たる事務所若しくは営業所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 （略）

（外国所在為替取引業者等との契約締結の際の確認等に関する行政庁の権限委任等）

第三十七条 法第二十二條第二項に定める行政庁は、法第九条に規定する特定事業者及び法第十条の二に規定する電子決済手段等取引業者（以下この条において「外国為替取引業者等」という。）に対する法第十五条及び第十六条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあつては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合には、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する行政庁は、同項の規定によりその権限を単独

二十六号、第三十一号及び第三十二号に掲げる特定事業者（以下この条において「銀行等」という。）に対するものは、その本店（銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。）又は主たる事務所若しくは営業所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 （略）

（外国所在為替取引業者等との契約締結の際の確認等に関する行政庁の権限委任等）

第三十七条 法第九条に規定する特定事業者（以下この条において「外国為替取引業者」という。）に係る法第九条及び第十条に定める事項に関する行政庁は、当該外国為替取引業者に対する法第十五条及び第十六条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあつては、金融庁長官検査等権限）を行使する場合には、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

2 前項に規定する行政庁は、同項の規定によりその権限を単独

に行使したときは、速やかに、その結果を当該外国為替取引業者等について権限を有する他の行政庁に通知するものとする。

3 第一項に規定する行政庁たる財務大臣の権限のうち法第十六条第一項に定めるものは、外国為替取引業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

4 前項に規定する財務大臣の権限で、外国為替取引業者等の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、同項に規定する財務局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行使することができる。

5 前項の規定により外国為替取引業者等の支店等に対して質問又は立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該外国為替取引業者等の本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対して質問又は立入検査の必要を認めるときは、当該本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対し、質問又は立入検査を行うことができる。

6 第一項に規定する行政庁たる財務大臣の権限のうち法第十五条に定めるものについては、前三項の規定により外国為替取引

に行使したときは、速やかに、その結果を当該外国為替取引業者等について権限を有する他の行政庁に通知するものとする。

3 第一項に規定する行政庁たる財務大臣の権限のうち法第十六条第一項に定めるものは、外国為替取引業者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

4 前項に規定する財務大臣の権限で、外国為替取引業者の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、同項に規定する財務局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行使することができる。

5 前項の規定により外国為替取引業者の支店等に対して質問又は立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該外国為替取引業者の本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対して質問又は立入検査の必要を認めるときは、当該本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対し、質問又は立入検査を行うことができる。

6 第一項に規定する行政庁たる財務大臣の権限のうち法第十五条に定めるものについては、前三項の規定により外国為替取引

業者等に関して財務局長及び福岡財務支局長に委任された質問又は立入検査の権限を行使するために必要な限度において、当該財務局長及び福岡財務支局長も行使することができる。

7 第三項から前項までの規定は、財務大臣の指定する外国為替取引業者等に対する第三項、第四項及び前項に規定する財務大臣の権限については、適用しない。

8 (略)

業者に関して財務局長及び福岡財務支局長に委任された質問又は立入検査の権限を行使するために必要な限度において、当該財務局長及び福岡財務支局長も行使することができる。

7 第三項から前項までの規定は、財務大臣の指定する外国為替取引業者等に対する第三項、第四項及び前項に規定する財務大臣の権限については、適用しない。

8 (略)

改正案	現行
<p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第一条 無尽業法（以下「法」という。）第十三条ノ二の規定により銀行法第十二条の三の規定を準用する場合には、同条中「指定銀行業務紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関」と、同条第一項第一号中「指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が銀行業務であるもの」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第二項第八号に規定する指定紛争解決機関」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（同号に規定する手続実施基本契約をいう。次項において同じ。）」と、同項第二号中「銀行業務」とあるのは「無尽業務（無尽業法第三十五条の二第二項に規定する無尽業務をいう。）」と、同条第三項第一号中「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（無尽業法第三十五条の二第一項に規定する紛争解決等業務をいう。次号において同じ。）」と、「同号」とあるのは「第一項第二号」と読み替えるものとする。</p> <p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第四条 法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる</p>	<p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第一条 無尽業法（以下「法」という。）第十三条ノ二の規定により銀行法第十二条の三の規定を準用する場合には、同条中「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関（無尽業法第三十五条の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（無尽業法第三十五条の二第二項に規定する無尽業務をいう。）」と、「銀行業務」とあるのは「無尽業務（無尽業法第三十五条の二第二項に規定する無尽業務をいう。）」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（無尽業法第三十五条の二第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）」と読み替えるものとする。</p> <p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第四条 法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる</p>

指定のいずれかを受けた者とする。

一〇四 (略)

五 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律

第百八十三号)第六条の五の十二第一項の規定による指定

六〇十五 (略)

指定のいずれかを受けた者とする。

一〇四 (略)

(新設)

五〇十四 (略)

改正案	現行
<p>（免許等の欠格事由に係る罪） 第七条（略）</p> <p>2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一～二十五（略）</p> <p>二十六 協同組合による金融事業に関する法律第八条の二から第十条の二の二まで、第十条の二の四から第十条の四まで又は第十一条第一項の罪</p> <p>二十七～四十七（略）</p>	<p>（免許等の欠格事由に係る罪） 第七条（略）</p> <p>2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一～二十五（略）</p> <p>二十六 協同組合による金融事業に関する法律第八条の二から第十条の二の二まで、第十条の二の四から第十条の三まで又は第十一条第一項の罪</p> <p>二十七～四十七（略）</p>

改正案	現行
<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第三条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三十五（略）</p> <p>三十六 次に掲げる者の監督に関すること（前号に掲げるものを除く。）。</p> <p>イ 電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者</p> <p>ロ 認定電子決済等取扱事業者協会、認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会及び認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会</p> <p>ハ～チ（略）</p> <p>リ 電子決済手段等取引業を行う者</p> <p>シ（略）</p> <p>ル 為替取引分析業を行う者</p> <p>ヲ～カ（略）</p> <p>三十七～四十一（略）</p> <p>2 前項第三十四号及び第三十五号の「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 前項第三十六号イからカまでに掲げる者</p>	<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第三条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三十五（略）</p> <p>三十六 次に掲げる者の監督に関すること（前号に掲げるものを除く。）。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>イ～ヘ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>ト（略）</p> <p>（新設）</p> <p>チ～シ（略）</p> <p>三十七～四十一（略）</p> <p>2 前項第三十四号及び第三十五号の「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 前項第三十六号イからヌまでに掲げる者</p>

二〇四 (略)

3 第一項の場合において、同項第二十一号に掲げる事務については証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを、同項第二十二号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを、同項第二十六号に掲げる事務については他の所掌に属するものを、同項第二十九号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十五号、第三十六号(ワ及びカに係る部分に限る。)及び第三十八号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

(企画市場局の所掌事務)

第四条 企画市場局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 法第四条第一項第三号イからシまでに掲げる者(第十五条第一項第六号及び第七号において「金融機関等」という。)の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。

三〇十九 (略)

2 (略)

(監督局の所掌事務)

第五条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

二〇四 (略)

3 第一項の場合において、同項第二十一号に掲げる事務については証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを、同項第二十二号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを、同項第二十六号に掲げる事務については他の所掌に属するものを、同項第二十九号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十五号、第三十六号(リ及びヌに係る部分に限る。)及び第三十八号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

(企画市場局の所掌事務)

第四条 企画市場局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 法第四条第一項第三号イからキまでに掲げる者(第十五条第一項第六号及び第七号において「金融機関等」という。)の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。

三〇十九 (略)

2 (略)

(監督局の所掌事務)

第五条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イゝナ (略)

ラ 信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。第十五条第一項第二十四号及び第二十条第一項第一号ロにおいて同じ。）又は信託契約代理業を営む者及び信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者

ムゝオ (略)

二ゝ十二 (略)

2 (略)

(リスク分析総括課の所掌事務)

第十二条 リスク分析総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 第三条第一項第三十六号イからカまでに掲げる者の監督に関すること（前号に掲げるもの及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

四ゝ十一 (略)

2 前項の場合において、第三条第一項第三十六号ワ及びカに掲げる者の監督に関する事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イゝナ (略)

ラ 信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。第十五条第一項第二十三号及び第二十条第一項第一号ロにおいて同じ。）又は信託契約代理業を営む者及び信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者

ムゝオ (略)

二ゝ十二 (略)

2 (略)

(リスク分析総括課の所掌事務)

第十二条 リスク分析総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 第三条第一項第三十六号イから又までに掲げる者の監督に関すること（前号に掲げるもの及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。）。

四ゝ十一 (略)

2 前項の場合において、第三条第一項第三十六号リ及び又に掲げる者の監督に関する事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

(総務課の所掌事務)

第十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十三 (略)

十四 電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業及び信用協同組合電子決済等取扱業に関する制度の企画及び立案に関すること。

十五 三十五 (略)

2 前項の場合において、同項第十九号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十一号に掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第三十三号に掲げる事務については他の所掌に属するものを除くものとする。

(総務課の所掌事務)

第十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十三 (略)

(新設)

十四 三十四 (略)

2 前項の場合において、同項第十八号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十号に掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第三十二号に掲げる事務については他の所掌に属するものを除くものとする。

二十七 金融庁設置法第四条第一項第三号ケに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）

改正案	現行
<p>金融庁設置法第四条第一項第三号コに規定する指定紛争解決機関を定める政令</p> <p>金融庁設置法第四条第一項第三号コの政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十二第一項の規定による指定を受けた者</p> <p>八〇十七（略）</p>	<p>金融庁設置法第四条第一項第三号ケに規定する指定紛争解決機関を定める政令</p> <p>金融庁設置法第四条第一項第三号ケの政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>七〇十六（略）</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。ただし、附則第四条から第八条までの規定は、公布の日から施行する。

(権限の委任)

第二条 改正法附則第五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限は、改正法の施行の際現に高額電子移転可能型前払式支払手段（改正法第一条の規定による改正後の資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号。以下「新資金決済法」という。）第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段をいう。附則第九条において同じ。）を発行している者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。

（本人特定事項について取引時確認相当確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等）

第三条 改正法附則第七条に規定する届出日（以下この条及び附則第九条において単に「届出日」という。）以後の取引に準ずるものとして改正法附則第七条に規定する政令で定める取引は、改正法第七条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号。次項及び附則第九条において「新犯罪収益移転防止法」という。）第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者（同号に掲げる特定事業者に限る。）の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が、届出日前の取引の際に犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項（第一号に係る部分に限り、同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項（同条第一項第一号に係る部分に限り、同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定による確認に相当する確認（以下この条において「取引時確認相当確認」という。）を行っている顧客等（同法第二条第三項に規定する顧客等をいう。次項及び附則第九条において同じ。）との間で行う届出日以後の取引（当該他の特定事業者が当該特定事業者に対し当該取引時確認相当確認について作成した同法第六条第一項に規定する確認記録に相当する記録を引き継ぎ、当該特定事業者が当該記録の保存をしている場合におけるものに限る。）

とする。

2 改正法附則第七条に規定する政令で定める届出日以後の取引は、新犯罪収益移転防止法第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者（前項に規定する取引にあつては、同項に規定する他の特定事業者）が、主務省令で定めるところにより、その顧客等が届出日前の取引の際に取引時確認相当確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引（当該取引の相手方が当該取引時確認相当確認に係る顧客等又は代表者等（犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第六項に規定する代表者等をいう。以下この項において同じ。）になりすましている疑いがあるもの及び当該取引時確認相当確認が行われた際に本人特定事項（犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。以下この項において同じ。）を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行うものを除く。）とする。

（電子決済手段等取引業者の登録を受けるための準備行為）

第四条 新資金決済法第六十二条の三の登録を受けようとする者は、改正法の施行の日（以下「改正法施行日」という。）前においても、新資金決済法第六十二条の四の規定の例により、その申請を行うことがで

きる。

(為替取引分析業者の許可を受けるための準備行為)

第五条 新資金決済法第六十三条の二十三の許可を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新資金決済法第六十三条の二十四の規定の例により、その申請を行うことができる。

(信用協同組合電子決済等取扱業者の登録を受けるための準備行為)

第六条 改正法第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号。以下この条において「新協同組合金融事業法」という。) 第六条の四の三第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新協同組合金融事業法第六条の五第一項において準用する改正法第六条の規定による改正後の銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。次条及び附則第八条において「新銀行法」という。) 第五十二条の六十の四の規定の例により、その申請を行うことができる。

(信用金庫電子決済等取扱業者の登録を受けるための準備行為)

第七条 改正法第四条の規定による改正後の信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号。以下この条において「新信用金庫法」という。) 第八十五条の三第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前

においても、新信用金庫法第八十九条第七項において準用する新銀行法第五十二条の六十の四の規定の例により、その申請を行うことができる。

（電子決済等取扱業者の登録を受けるための準備行為）

第八条 新銀行法第五十二条の六十の三の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新銀行法第五十二条の六十の四の規定の例により、その申請を行うことができる。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の適用に関する経過措置）

第九条 新犯罪収益移転防止法第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者が届出日前に前払式支払手段記録口座（新資金決済法第三条第九項に規定する前払式支払手段記録口座をいう。以下この条において同じ。）の開設を行うことを内容とする契約を締結した顧客等であつて、犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項又は第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項の規定による確認に相当する確認（当該確認について同法第六条第一項に規定する確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っていないものとの間で届出日以後に当該顧客等に対して発行される前払式支払手段（新資金決済法第三条第一項に規定する前払

式支払手段をいう。)に係る金額に応じて初めて未使用残高(新資金決済法第三条第八項第一号に規定する未使用残高をいう。以下この条において同じ。)の増加を当該前払式支払手段記録口座に記録する取引又は高額電子移転可能型前払式支払手段の移転に伴い初めて未使用残高の増加若しくは減少を当該前払式支払手段記録口座に記録する取引は、第二十三条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第七条第一項第一号ヨに定める取引とみなす。